

くことを今考えておかなければならない、そういうふうな考えておるわけでございまして、それにつきましても、やはり社会保障制度の中で、もろもろの分野におきまして十分な対策を今後とも続けていかなければならないと思ひますけれども、特に現在御審議いただいております年金法というものがその大きな柱となるであろうというふうな考えております。

○藤井恒男君 この二十一世紀の高齢化社会を見据えた場合に大変気になるのは、例えば昭和百年ごろには国民の義務負担がどの程度にまで達するかということなんです。

先だって大阪で、公述人からいろいろと意見を徴したわけですが、その折にも私は公述の各氏に対して、諸外国と我が国などを瞥見して国民の義務負担がどの程度まで許容されるものかということをお尋ねいたしました。非常に難しい問題だということでもございまして、数字を明示したいという、そのことは過日のこの委員会報告書をもつて発表されたところでありますが、高齢者がふえれば年金給付費が増大するのは当然であります。また医療費もふえる。老人のためのものもさうです。これに伴って社会保障負担、租税負担、これを合計したところのいわゆる国民負担が増加することは避けられない。

しかし現在国民負担の対国民所得比はおおむね三六％程度だと承知してはいるんですが、厚生省としては、先ほど申したように昭和百年ぐらい、年金も成熟した段階、完全な高齢化社会を迎えた段階における社会保障負担、租税負担、これらを合計したものが国民所得に対してどれぐらいの割合になるのか。この年金改正を行った場合、年金について言えばどれぐらいになるのか。あるいは改正を行わないで現行の厚生年金、国民年金で推移した場合にどうなるのか。これらの数字についてお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員（北郷勲夫君） 現在の負担全体で三六％というものの内訳でございまして、社会保障

負担は一〇・八％。そしてこの内訳が年金が六・〇、医療保障が四・八。それから租税負担二五・二で、合計三六という形になっております。これは昭和六十年の見通しでございまして、これがどうなるかということでもございまして、これはいろんな経済の動きとかいろいろございします。この中で不確定な要素が多いわけではございします。大きくばばに申しまして、一つの前提として、医療保障につきましては、医療費の適正化対策と、

こういうようなものを行ひまして、現在の水準と同じ程度、五％程度、こういうふうにと定めることを一応目標にいたしておりますので、こういう前提を置き、また租税負担率も現在とほぼ同程度、こういう前提で考えますと残るのは年金でございまして、年金につきましても、現行制度のもとでピークを迎えます昭和百年ごろ、これは現在の制度のままでございまして現在の六％がほぼ一七％程度まで伸びる、こういう形が予測されます。

今度の改正案を行ひました場合にどうなるかといひますと、現在の六％が二倍の一二％ということに予測されるわけでございまして、そういういたしますと、足し算をいたしますと、改正前の現行の姿でいきましました場合に、昭和百年の負担率と申しますか、租税と社会保障負担両方合わせましたものが四七％程度になる、改正案が実施されたとした場合には四二％になる、こういう形が予測されるわけでございまして。

○藤井恒男君 臨調などの答申の折にも、このいわゆる租税並びに社会保障を合算したものを国民所得から差し引いたのがいわゆる庶民の可処分所得になるわけですから、この視点を極めて重視していろいろと答申がなされていたわけですね。ちょうど今ペースアップのさなかにあるわけですね。最近の労働団体の御意見などいろいろ承つても、問題は可処分所得だ、生活を実質的に左右するのは可処分所得であつて、名目賃金というものの視点よりも可処分所得に重点を置くべきであるということに変わりつつあるわけなんです。

私は、もっともだと思ひますが、俗に四

五％、今四二％とおっしゃったんだけど、四五％を過ぎればいわゆる先進国病、いわゆる国民の活力をそぐ。したがって、何としても四〇％前半あるいはできれば三〇％台にとどめるべきじゃないかというのが、まあいろいろな意見がございまして、私は平均的な学者などが指摘していることじやなからうかというふうな思ひわけであり、そういう面で行政も、また政治に携わる者も、高齢化社会を迎える中であつて、将来展望として、そういうマクロな話であるが、そういうところからメスを入れてあらゆる諸整備を整えていかなければいけないというふうな思ひわけであり、厚生大臣もいろいろとこういつた面についての御見識もお持ちでございまして、年金がどうということじゃなく、今私が申したことに付いて、大臣としてはどういうふうなお考えを持てているのか一度聞いておきたい。

それから、あわせて、先ほど大臣が高齢化社会を迎えるに当たつての理念についておっしゃつた、これは前にも所信表明の中で、人生八十年型社会懇談会というものを創設したいという御意向があつたわけですが、先ほどおっしゃつたことに尽きるのかもわからないけど、この懇談会でどういったことを検討してどういう具体的な作業手順を持つておられるのか、報告書求められるわけでありまして、これをいつごろまでに発表しようとしておられるのか、この辺についても御用意があればお答えいただきたいと思います。

○國務大臣（増岡博之君） 最初の国民負担率の問題でございまして、臨調その他で、西欧先進国よりかなり低いパーセンテージということ、具体的には数字をお挙げになっておられないわけではございまして、このことは西欧諸国が既に五〇％を超える負担率になっておることからそれだけの社会の活力が失われておる、そのような事態になってはいけないということでございまして、そのことは一面から申しますと、先生御指摘のように可処分所得をふやそうということにもつながるわけでございまして、そういう意味

合ひでございまして、私はヨーロッパ各国よりかなり低い水準でやっていけるような制度を今からつくつておかなければならないというふうな思ひでおるわけでございまして、そういう意味合いからこの年金法案の中にもその趣旨が盛り込まれておるわけでございまして、ただ、何々ぐらいかという具体的な数字になりますとまだそこまでは勉強いたしておりますのでお許しをいただきたいと思ひわけでございます。

それから、人生八十年型社会懇談会につきましても、その内容が広範かつ長期にわたるものでございまして、結論をいつごろまでという申し上げ方はいたしてございせんけれども、少なくともこの秋には中間的な御意見を承りたいというふうに申し上げておるわけでございまして、御議論いただきます内容につきましては委員の先生方に御一任申し上げて、本当に自由闊達な御意見を承りたいというふうな考えておるわけでございまして。

○藤井恒男君 それじゃ、次に移らしていただきますが、年金とまことに密接な関係にあります雇用の問題について、とりわけ定年制の問題について、大臣の御所見を若干お聞きしたいと思ひます。

私は、過日労働大臣に定年制の問題についていろいろと意見を交換していただいたわけですが、労働省から発表されているデータを見ても、規模別に見た六十歳定年をとっている企業の現状をあらわした表があります。五千人以上という大手企業で六十歳定年を現在施行しているのが五七・九％、三百人以下、百人から三百人ぐらいの中小企業では四〇％程度。六十歳に改定することが必要だと思ひつておられるところを含めると大手で八三・五、中小では五一・一。したがって、実態から見たら定年制六十歳をいっている企業の方が半分以下、大手企業で五七・九％というふうな数字が出ていますが、これは正直に申し上げまして、労働協約に六十歳というふうに明定されていても、実際には五十六、五十七ぐらいで退職金を支

払って、後は定期昇給なしという形で雇用をつないでいるという程度のものであります。しかも、そういった不安定な就労状況にある方たちは、景気がダウンすれば直ちにあらゆる名称を使って、本人の意志によらず職場から去っていかねばいけません、こういう立場に置かれていくわけですね。つまり、ほとんどの人、半分以上の人たちはまだ六十歳まで雇用は保障されていない、こういうのが実態です。

私は、そういった意味でこれまで政府がとってきた態度は、定年制というものはこれは労使で取り決めるものであって、まさにそれは労働条件であり、ギブ・アンド・テークの問題だというふうな言い方によってこれだけだと、これから高齢化社会を迎えるということになれば、この定年制いわゆる就労の機会というものを真剣に考えなきゃいけない。ワークシェアリングという観点からも、私は雇用を確保しなきゃいかぬ。そうすれば、定年制というものはまさに法制化すべきものであるという考え方を持っているんです。

就業の機会を失って年金生活へ移行するという移行段階というものがどの国でも非常に重要なポイントになっているわけだから、この定年制の問題については年金と極めて関係が深い。その所管は仮に労働省であるかも知れぬけど、厚生省としてもこれはやっぱり十分考えて提携して取り組む問題であると思うわけです。私は、理想としては、とにかく六十五歳までは働く意思があれば全部職場は確保されるという状況に今の日本の社会、産業構造を変えるべきだ、そのための法制化が必要だというふうな思いわけだ、今の現状から見て直ちに六十五歳というまでには参るまい。であるなら、せめて六十歳までの雇用を保障する定年制法制化の問題は喫緊の課題であるというふうな思いわけです。

労働大臣は、現在諮問機関にかかっている問題だから、大臣という立場で即断することは控えたいと思うという前提であるが、しかし、法制化は必要なことであるというふうな言っておられる

わけですね。厚生大臣のお考えをお聞きしたいと思うわけですね。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、人生八十年時代になりましたにもかかわらず、古い定年制度が、若干の改善はされながらも残っており、古くところどころに大きなひずみが生じ、また、個人の生活を考えましてもいろいろな問題が出てきておると思えます。私も実は先生と全く同じ意見で、六十五歳まで働くという、そういう社会ができればと望んでおるわけでございます。

実は、私は昨年十一月に組閣をしまして直後に労働大臣に、六十五歳まで働くような世の中にしようという申し入れをいたしました。その結果、労働大臣も同調してくださいます。現在厚生省と労働省との間で高齢者雇用に関する協議機関をスタートさせております。

そこで問題は、法制化するかどうかということとでございすけれども、私も日経連の幹部に内々で話をいたしますと、やはり自分のところで育った従業員を何とか長く使ってやりたいと個人的にはおっしゃるわけでありすけれども、それと日経連としての態度がどうかといふと、法制化は真向から反対だ、こういうふうになるわけでございますから、その点の意思の疎通といふますか、そういう面の地ならしというものがまだ若干の時間必要ではないかというように思っています。

しかし私は、定年がどうであれ、実は中小企業なんかは、定年がありまして、一遍退職金をやると、また嘱託で雇って六十二、三まで働かせるというのをやっている企業が随分たくさんあるわけでございますから、そういう手法も採用しながら、元氣な間はできるだけ働くということの表現を期待しておるわけでございますが、担当大臣でございせんので、そのくらの答弁で御勘弁願いたいと思います。

○藤井恒男君 あなたの方から労働大臣の方に呼びかけてそういった協議機関といふますか、設置して、支援しておられるということは、大変意義

のあることだと思うわけですね。

日経連が反対、個々人にすればそれは当然だといふのは、言い得て妙であります。企業はそれぞれに同じ業種の企業と競争場裏にあるわけですね。定年というのは、言葉をかえて言えばそれはコストである。企業にとってはコストでもあるわけだ。だから、競争の中ではコスト競争というものは非常に重要な問題になってくる。そうだとすれば、一社が先んじて日本の将来社会のあるべき姿ということで勇断を持って踏み越えていくということがなかなか難しい。これはやはりまあ企業家のいい言葉を使えば、競争の中の公正労働基準というものを設定しなければ有効競争ができません、ということ、しわがこの面に寄ってくるわけですね。逆に言えば、だから法制化しなきゃいかぬ。だから、日本にある産業は、労働者を雇用したるすべからずそれは六十歳まで使用すべしという規制があれば、これはみんな同じ競争場裏に立つわけなんだから、児童労働をさせてはならないとこの基準法の縛りがあるから、戦前あった児童労働はなくなつたわけなんだから、そういう意味で、もはや定年というものは一日の労働時間と匹敵する基本的な私は労働条件といふますか、社会の仕組みである。かかるがゆえに私は法制化を急がなければならぬ。それを法制化しなければこの厚生年金の問題にしてもあらゆる高齢化社会に対応する諸施策がすべて片手落ちになるというふうな思いわけですね。そういう意味で、これから労働省と密接な連絡をとって財界にも根回しをして、早急に法制化の道が開かれるように、大臣も賛成ということなんだから、どうぞ大いに頑張ってくださいたいと思うわけですね。

次に、厚生年金の支給開始年齢の問題ですが、前回五十五年の改正のときにも、六十歳からの支給開始年齢を六十五歳に引き上げるような動きがあったわけですね。今も私申し上げたように、数字の上では六十歳定年が過半を超しているように見えるけれども実態はそれまでになっていない。こういう状況の中で、厚生年金の支給開始年齢は六十

十歳からという形は守っていかねばいけないというふうに思っているわけですが、これについて厚生省のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉原健二君) 厚生年金の支給開始年齢をどうするかという問題、これはこれからの年金制度というものを考える場合に大変重要なポイントの一つでございますけれども、社会保険審議会でもいろいろ御審議、御議論をいただきました結果、今後の高齢化社会というものを展望するとき、この支給開始年齢の問題というのは避けて通れない問題である。しかしながら、現在の定年の動向あるいは高齢者の雇用の実態等に着目するとき、現時点でそれを引き上げることは時期尚早である。引き続き検討すべき問題であり、現時点においては現行の六十歳を維持すべきである、こういう御答申をいただいたわけでございます。

その御答申に基づきまして、今現在御審議をお願いしております法案におきまして、厚生年金の支給開始年齢は当分の間現行どおり六十歳とするということにいたしております。

○藤井恒男君 当分の間というのはいくらくらいというふうに見ておられますか。

○政府委員(吉原健二君) 当分の間の時期でございすが、現在、具体的にいついつまでということとは頭でございせん。考えておりません。

先ほど申し上げましたように、この支給開始年齢の問題は、やはり定年制の動向がどうなるか、あるいは高齢者の雇用実態がこれからどうなるか、そういった状況の推移を見守りながら各般の御意見を伺いながら結論を出すべき問題である、こういうふうな思いでおるわけでございます。

○藤井恒男君 まあ前段で私は定年制の法制化の問題を取り上げたわけだ、私は、せめて六十歳定年というものが法制化される、完全に六十歳までは働く意思のある者は働く職場が確保されるという状況が生み出されるまではいいじつてはならない問題だというふうに思っております。いづれまた折を見て、こういった話し合いを詰めさせていただきます。

だきたいと思うわけです。

次に、六十歳以上の高齢者の生活を考えた場合に、六十五歳以上は年金が中心となるのは当然だと私は思うんですが、六十歳から六十五歳までの間というのは就労と年金の二本立てという形になるのではないかと思います。現在の六十から六十五までの人たちの実態を見れば、まさに就労による俸給とそれから年金と二つ合わせて生活を立てているというふうになるわけですね。

厚生年金の在職老齢年金についてお伺いしたいわけですが、現行の制度ですと、六十歳から六十五歳までの人で、十五万五千円以上の月収がある厚生年金は全く出ない。月収がそれより低い場合には一定割合の年金が出るということになっているわけですが、今回の法改正でこの面がどうなるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(吉原健二君) 現在の制度は、今お話しのごさいますように、標準報酬で申し上げますと、月額十六万円以上の方につきましては老齢年金が出ないということになっておりまして、それ以下の金額の標準報酬の方につきましては、その金額に応じまして老齢年金の二割、五割あるいは八割の年金が支給されるという三段階の制度がとられているわけでございます。

今回の改正案におきましては、この六十歳から六十五歳までの間の在職老齢年金をどういうふうにするのが一番よいか、いろいろ御議論がございましたけれども、さらに今後引き続き検討するということになっておりまして、今回の改正案では、基本的な仕組みは従来どおりといたしております。ただ、全額支給するかしらないか、あるいは二割、五割あるいは八割の支給をする場合の標準報酬の水準といえますか、それを現在よりも若干引き上げようというのを考えているわけでございます。

○藤井恒男君 今お答えありましたように、いずれにしても、現行法でも改正案でも六十歳から六十五歳までは在職老齢年金という制度で、年金の収入とみずからの就労による収入の組み合わせられる形で生活が成り立っているということであろうと思うんです。

そこで問題なのは、就労から完全な年金生活への移行をどういうふうに結びつけるかということ。私は非常に大切なことであり、それをスムーズな形で道づけてやらなければいけないというふうに思うし、これは日本だけじゃなくて年金の成熟国である先進国においてもいろいろ工夫を凝らしておるようです。私もその中でスウェーデンの部分年金という考え方が非常にいいんじゃないかというふうに思っているわけですが、このスウェーデンの部分年金を我が国で取り上げるといふようなことにはならないのか、検討されたことがあるのか、この辺のことについてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(吉原健二君) スウェーデンの部分雇用部分年金の考え方でございますけれども、そのスウェーデンにおける部分年金といえますのは、六十歳から六十五歳までの者につきましてパートといえますが、一体労働時間が何時間であったか、パートの度合いに応じて年金額を部分的に変えていく。先ほど申し上げましたような格好の全額か五割かあるいは三割かというふうな考え方の制度のようでございます。我が国の場合は、先ほど申し上げましたように、標準報酬といえますか、賃金の額に応じて年金を出すか出さないか、あるいはどの程度出すかという仕組みになっておりまして、賃金とそれから労働時間、大きく分けましてそういう基本的な考え方の違いがあるわけでございます。

将来六十歳から六十五歳までの在職の方の老齢年金を今までのとおり賃金との関係で考えるか、あるいは今申し上げましたようなスウェーデンのとおりとなりますよう労働時間との関係で考えるか、これは一つ重要な考え方の方に分かれようと思ひます。我が国におきましては、労働時間の短縮、そういう制度がまだ現在の雇用制度の中に十分根づいておらないというふうなこともございまして、なかなか一挙にスウェーデンのような部

分年金の考え方は私はとりこいではないかと思ひますけれども、現行の賃金との関係で年金額を決めていくというやり方が必ずしも最善のものとは思っておりませんので、ひとつこういった諸外国の制度も参考にしながら、今後研究をさせていただきます。

○藤井恒男君 これは、スウェーデンの場合時間給に視点を置いておられることだけ、要するにフルタイムからパートタイムに移る——時間給という制度が確立しておりますからね。日本の場合には月給という制度で彼らの場合には時間給、時給という考え方が確立しているの、フルタイム、パートタイムというのが前面に出ると思うんだけど、要は、フルタイムからパートタイムに移ることによって減収されたものの半分を保障しよう、と、そのみそはこの半分という発想ですね。これは非常にユニークだと思ふんですよ。だから、時給制度というのは日本にはまだまだないじゃないだろうと私は思うわけですが、この減額した半分を補てんしていくという発想、これもちょっと大づかみかなとは思ふんですが、こういう発想が非常にいいんじゃないかというふうに思つたわけなんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(吉原健二君) 半分がいいかどうかは別にいたしまして、時間短縮、その程度に応じて年金を一定割合支給する、あるいは減額する、これは十分検討に値するといえますが、我が国においても参考にして得る制度ではないかと思ひます。その時間短縮制度、フルタイムからパートタイムというふうなそういう労働時間の制度といふものは、我が国においてはまだ定着していませんが、確立されておられますので、なかなか今の時点ですぐそういう仕組を取り入れることにはいろいろ問題があるかと思ひますけれども、将来のやはり検討課題ではないかと思ひます。

○藤井恒男君 次に、きょうの新聞によると、公務員共済年金の改革案、これが共済審から諮問どおり答申が出たというふうに報ぜられておるわけですが、これは大蔵省、自治省にかかわる問題かと

思うわけですが、中でも官民格差の是正という観点からお聞きしておきたいわけですが、基礎年金を全部導入するというところで形を一つにしているという観点があるのと同時に、官民格差の是正というものが大きな視点ですね。

この答申案については、厚生年金の場合妻の基礎部分も合わせて月額十七万六千二百円に対して共済年金は同じ条件で十九万四千四百円と八・七%多くなる。これが今度の答申案のようでございますが、そうなりますと、三階建ての職域年金部分というものがそれだけ上乗せされた格差部分かというふうには私は思ふんですが、年金における官民格差の是正という形でこの範囲のものは許容されるものというふうには理解しておられるのか。厚生省としては年金全般を将来にわたって統括する原局でございますので、この辺のことをちょっと聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(吉原健二君) 今関係省庁で検討しております共済制度の改正案でございますが、これにつきましては、全体といたしまして、今お話しのごさいますように年金制度間の不合理な格差、違いというものを解消していく、是正していく。具体的には、従来から指摘をされておりました年金制度の官民格差、公民政差というものを解消する。具体的に、今度の厚生年金、国民年金に合わせまして、共済制度の中にも基礎年金を導入する、こういうことが柱になっておりますので、私も、全体的には今回の共済制度の改革の考え方、具体的には今回の共済制度の改革ではないかというふうに思っております。

ただ、今お話しのごさいますように、今後ともある程度の、共済年金につきましては厚生年金と比べまして若干の水準の上乗せを認めるという考え方に立っているわけでございます。具体的には三階部分と言われる部分でございますけれども、三階部分といふものの水準を一体どういうふうにするか。これにつきましては私はいろいろ考え方、御議論があるかと思ひますけれども、共済制度というものが主として公務員を対象

にした制度であるというように考えますと、公務員制度の一環としてそういった三階部分の年金というものの存在意義、合理性は私は認めてよいのではないかとこのように思っているわけでございます。

○藤井恒男君 今お話しされましたように、共済年金も基礎年金を導入する形になる。そうしますと、昭和六十一年四月から公的年金制度全体が新しい体制で基礎年金を同じ条件で導入した形で動き始めるわけですね。そうすると一階部分は一元化ということになる。次はこの二階部分ですね、三階はともかくとして二階部分が残っているわけだけども、この二階部分を含めた一元化というのが必ず私は一つの展望として道順がついてくるものと思うんだけど、そのあたりのスケジュールなどについて現在お考えでしょうか。

○国務大臣(端岡博之君) 御指摘のように、一階部分につきましては来年の四月からということでご覧になって、これが導入されるのが一元化についての大きな前進であろうかと思っております。その後の日程につきましては、昭和七十年を目途に二階部分を含めて全体の一元化を完了するものと閣議で決定しておるわけでございますけれども、その具体的な内容につきましては、六十一年発足をさしていただきましてその以降の検討いたしましたのでございまして、いづれにいたしましても、公的年金制度全体としての給付と負担の公平性が確保され整合性のとれたものとなるように、今後とも努力を怠りまいりたいというふうに考えております。

○藤井恒男君 ここで基礎年金が六十一年四月から発足するということになり、今の案でいきますとそれが五万円ということになっているわけですが、前回の質疑の過程でもいろいろ同僚議員から質問がなされていたと私思うんだけど、改めて、この基礎年金の五万円が高か低いか、この財源を国庫がどれだけ持ったら適正なのかというような問題、いろいろ意見が分かれているところですが、つまりは公的年金における基礎年金の性

格ですね、性格をどのように意味づけているのか、これは明確に一度お聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員(吉原健二君) この基礎年金と申しますのは今回の改正の大きな柱でございまして、現在ばらばらになっている各年金制度の給付と負担をできるだけ統合一元化していく、それで公平化を図っていく、同時に、それに伴って財政的にも長期的に安定していくような制度にしていこう、こういうねらいで設けられるものでござい

ます。具体的にその基礎年金の水準をどうするかというところにつきましては、大変いろいろな議論があるわけでご覧いただけますけれども、私どもが考えておりますこの基礎年金というのは、老後の生活のいわば基礎的な部分を賄うものにして、すべきであるという考え方に立っておりまして、その部分、老後生活の基礎的な部分を各制度共通の給付にする、その給付を行うのに必要な負担というものは各制度一つの物差しで公平に拠出金を負担をしていただく、こういう仕組みにしたわけでございます。

同時に、やはり水準といえますのは、そういった各制度間の拠出金によって賄うという考え方に立っておりまして、各制度間の負担ということも同時に考えなければなりません。また、具体的には各制度の被保険者の負担能力とのバランスをもつて基礎年金の給付水準を考えていく必要があるわけでございます。

そういったいろいろな要素を考えまして、具体的にこの基礎年金の水準を五十九年度価格で単身の場合に五万円、夫婦の場合に十万円ということにさせていただいているわけでございます。

○藤井恒男君 基礎年金を老後生活の基本的なものに位置づけたいという趣旨だということですが、そういった意味で今後は全国民共通した基礎年金という形がとられるわけだけども、こういった場合に、サラリーマンの場合には大体同じような条件でその上に報酬比例部分である二階が乗っかって

いくんですが、自営業者の場合ですね。まあサラリーマンの経験があつて、ある時点でリタイヤして自営業を営むという人はまたそれなりに、減額された形であろうとも報酬比例部分、二階が乗っかる。ところが、ずっと最初から自営業で過ごした人たちは、今の制度の中においてそうならぬ。こういった点について、この自営業者に対する所得比例の保険料的なものを徴収して二階部分も所得比例の保険料的なものを徴収して二階部分も分みたいなものを国が積み上げるといふような発想もあるわけですね、老後生活ということを考えて場合に。まあこの所得捕提ということが技術的に非常に難しいのかなと思うわけだけども、厚生省でそういったことについて検討をされた経緯があるのかどうか、お聞きしてみたいと思います。

○政府委員(吉原健二君) 自営業者につきましては所得比例の年金制度というものを導入できないか、これは実は国民年金が、今回の基礎年金のものと比べておりました国民年金制度が発足したときからの大きな問題であつたわけでございます。年金額として、おっしゃいますように所得の高い人がより高い保険料を納付をしてより高い給付を受けられるような仕組みをつくる、これは年金制度の魅力というものを増すためにも大変私は必要なことだと思っております。

ただ実際に、現在の国民年金の対象者は主として自営業者でございまして、その中には所得の低い方もあるいは所得の全くない方も全部強制適用の対象にしてしまつていくというようなことを前提に考えますと、果たしてその所得比例の保険料を取つて所得比例の給付を行うということが適正に行われるかどうか、所得把握の問題、それからそれを強制適用で適正な所得を把握してそれに応じた保険料を取るといふことができるかどうか、また、事務的にも可能かどうかというようなことがございまして、私ども、気持ちとしてはそういった制度を導入したいという気持ちで当初から持っておりまして、なかなか具体的なこれならうまくやつていくというふうな自信のある案ができなかつたわけでございます。

今回も、この基礎年金につきましては一律の保険料で一律の給付をする、こういう仕組みにさせていただいておりましたけれども、衆議院でもこの点につきましては大変御議論がございまして、法案の修正の中にそういった所得比例保険料、所得比例給付についても検討するようにというようなことが法案の中に、将来の宿題として法文に明記をされるようなことになりましたので、その考え方に沿つて今後の宿題として検討させていただきますというふうに思っております。

○藤井恒男君 今局長おっしゃったように、本来の保険というものは所得に応じて将来年金額が上がるといういわゆる魅力、楽しみのようなものがなきやいけないわけなんです、その点ちよつと制度的には片手落ちだということもお認めでございまして、十分御検討いただきたいというふうに思います。

保険料の問題についてお伺いするわけですが、今回の改正案では、将来の給付についての見直しをして、これにより将来の保険料もそこそことところに抑えたいということをおっしゃるわけだけども、実際のところ厚生省の出した試算を見ても、ピーク時にはおおよそ二九%ぐらいにまではなるといふ試算が出ています。それと、この七%の利回りを一%上げて八%にする。現在の状況の中では運用に当たって八%ということはそんなに難しいことじゃないというふうに思うわけなんですけど、今の厚生省の試算の利回り七%を一%上げて八%にしたときには、ピーク時の保険料率というものは私は今の厚生省試算よりは随分下がるだろうというふうに思っているわけなんですけど、こういった計算をしておられますか。

○政府委員(吉原健二君) 現在の御審議をいただいております改革案の財政収支の見直しというのは、実は、その積立金の運用利回りというものは

七%というものを標準的な利回りとして財政計算をしておるわけでございますけれども、仮に、この積立金の運用利回りを八%ということにいたしました場合には、最終的な保険料がどうなるか申し上げますと、厚生年金保険ピーク時に二八・九パーミリの、千分の二八・九%から二七・九%へ一%軽減をされるということになります。それから国民年金について申し上げますと、現在、一万三千円の保険料額に将来なるといふ推計をいたしておりますけれども、これが八百円減の一萬二千二百円程度にとどまるといふ推計をいたしているわけでございます。

○藤井恒男君 同じ保険料の問題ですが、使用者側が負担する保険料についてですけど、今の社会保険の考え方というのは、保険料は企業側からとってみればある意味の人頭税というような仕組みになっていくわけですね。したがって、労働集約型の企業では勢い大勢の従業員を擁しなければならぬ。それは作業の形態がそうせしめるわけですね。人を大勢抱えたと今言う負担がふえていく。一方同じような業種にあつても、最近のいろいろな先端技術、オフィスオートメーションであるとか、あるいは現場の工程管理のロボットであるとか、こういったものが導入されてくると人数は省力化されていく。こういう形で、一つの業種間には不均衡みたいなものが出てくるんじゃないかなと私は思うんですが、こういった点についてお調べであればお聞かせいただきたいと思うんです。

○政府委員(吉原健二君) 現在の社会保険料方式をとっている限りにおきましては、被保険者、具体的には雇っている雇用労働者、勤労者の数が多ければ多いほどその事業主の負担も大きい、こういうことになるわけでございます。これはやはり社会保険、老齢年金といふものはやはり人に対する給付でございますので、保険料は人が負担をする、給付も人に対して行われると、こういうことでございますので、当然に人間を多く使っている企業におきましては、本人の負担の保険料も多くなりまして事業主の負担も多くなる。これは今

の制度を前提にする限り私は、当然と言えば当然です。しやむを得ないと言えども、しやむを得ないと言えども、事業主の広い意味での事業主負担といふものを考えた場合に、おっしゃいますように、人をそれほど使っていない事業主の負担が相対的に軽くなるというふうな結果はあらうかと思ひます。

この点を将来一体どういうふうにかんがえたいのかというところでございますけれども、もし考えるとしたら、それはなかなか保険料負担の面で私はその辺の調整をするというのには非常に難しいし無理があるんじゃないか。むしろ仮にそういう面での調整、事業主負担を調整するとなれば、むしろ税という形での調整、何らかの形の税という形での調整ということにならざるを得ないのではないかと、税という気がいたしておるわけでございます。

ただ、税ということにするにいたしても、税は税の理論として法人税なりあるいは事業税といふものが別にあるわけでございますから、ロボットでありますとかOA、そういったものを多く使う企業について新たな税負担を課するのが適当かどうかという議論もまた出てきうかと思ひます。で、税の面についてもいろいろ議論があろうかと思ひますが、保険料負担という保険料方式をとる限りにおきましては、なかなかその点の是正を今の方式を前提にする限り調整は難しいかなという感じを持つておるわけでございますが、やはり私は将来のそういう面での調整も税との関係を考えながら検討していく必要があるというふうな思ひております。

○藤井恒男君 現在の仕組みがおっしゃるような保険料方式であるから、その辺までの配慮といふものが非常に技術的に難しいといふことは私もよくわかるんですが、一方、納める側の立場に立てば、私は仮に人頭税ということに申し上げただけで、同じなんですね、出るのは。だから、今のOA機器の発達、それから先端技術による作業工程の変化というものが余りにもピッチが速い。だから、これから先を展望していくと、私は、こ

れ随分変化するだろう。したがって、それは税金で補足すべきである。あるいは公平公正にいかんければいけないという立場から、この厚生年金といふか、年金でいくのか、税でいくのか、そう言ったときに、それじゃ基礎年金といふものを三分の一の国税という形を変えて直接税その他から入ってきた税の中からもつと割合をふやしてカバーしていくのか、その辺非常に難しい問題だと思ひます。かといつて、これほうっておけば、この発想した時期と現状が随分違つてくるわけですから、だから、一たん決まったら手をつけないといふことでは済まされない問題になるんじゃないかなといふふうに思つておりますので、これからひとつ格段の御検討をお願いしたいと思ひます。

余り時間もありませんので、次に、冒頭に申し上げました女子の問題です。

女子の保険料率は、毎年〇・二%ずつ引き上げられるといふことになっておるわけですが、私はこれは何としても働く女性にとつては厳しい内容に過ぎないといふふうに思ひます。したがって、今度の改正案の基本的な姿勢については私も将来展望に立つて同感しているわけでありまして、この女子の保険料率の取り扱いについては私は反対であります。したがって、これは格段の議論をこれから深めて手直しをしなければ、とてもこのままでは承服はできません。

そういう意味において、局長並びに大臣のお考えを、とりあえず本日の時点でお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉原健二君) 女子の保険料率の問題でございますけれども、現在、男子については一〇・六、女子については九・三という違いがあるわけでございますけれども、今回の年金改正の基本的な考え方柱の一つとして、いろいろな各種の被保険者間の扱いの違い、給付や負担面の格差の是正と同時に、男女間の保険料率、あるいは給付水準、世帯の構造に応じた給付水準の違いといふものを是正をしていくという考え方に立つ

ているわけでございます。この女子の保険料率につきましても、従来は女子の方は勤務される期間も短いので、かつては非常に短い勤務期間の脱退手当金で年金を受けられないような、年金に結びつかないようなケースが多かつたといふことございまして、支給開始年齢は五十五、それから保険料率も男子との差がかなりあるような取り扱ひになっておりました。したがって、三十年近く各年金制度間の通算制度も発足して三十年近くになりますし、必ずしも女子についてそういう特別な制度な措置といふものをこれから残しておく必要はない。できるだけ速やかに男女間のそういう年金制度面での格差といふものをなくしていくべきだといふ考え方に立ちまして、社会保険審議会等の関係審議会の御審議、御答申を踏まえまして、今回女子の保険料率につきましてはできるだけ早く男子に合わせるというふうな考え方に立つておるわけでございます。

従来も女子の保険料率につきましては、男子とできるだけの格差を縮めるために毎年〇・一%の引き上げを圖つてきたわけでございますけれども、今回は、その格差といふものをできるだけ早くなくするといふ趣旨から、従来よりもスピードアップをさしていただきました。〇・二という保険料率の引き上げといふものを計画をさしていただいているわけでございます。考え方、あくまでも、年金制度間における男女間の格差といふものをできるだけ早く解消させていただきたいと、こういうことでございます。

○藤井恒男君 将来男女間の格差を縮めていくといふことは、これはこれまで〇・一%ずつ引き上げてきたわけですから、そのことは私は必ずしも否定するものではないわけなんですけど、この公的年金制度の改革にあつては急激な変化といふものはやはり避けなさいかね。余り速い焦つた形での改革をやることはむしろ職場に混乱を起してしまふといふことを危惧するわけでありまして、この点については、またこれから十分議論も尽くしていかないと、またこれからは十分議論も尽くしていかないと、またこれからは十分議論も

○二名のピッチに連れるというのは、私はやはり今の局長の答弁では納得できない。そこまで焦る必要はないんじゃないか、もうちょっとゆつくりやったらどうなんだという気持ちを持っているわけ、これは、粘り強く私はこの委員会の問題を取り上げていきたいと思うんだけど、大臣、どうでしょうか、私の言っていることが無理なのかどうか、その辺のことをお聞かせください。

○国務大臣(増岡博之) 今度の年金改革全体が公平という観点でございまして、できるだけ早くそういう問題も解決をいたしたいという気持ちで御提案申し上げておるわけでございまして、私も、御指摘のように、これからいろいろ御審議を詰めていただくことでございまして、私どももいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

○藤井恒男君 それではこれは十分話を詰めて、得心のいくような内容に論議を深めさせてもらいたいと思います。

次に、いわゆる三種の被保険者問題について申し上げたいと思います。

現在、第三種被保険者問題として取り上げられているのは、もう御承知のとおりだと思いますが、船員それから坑内員の労働環境、労働条件というものは非常に厳しいものであって、また危険性が非常に高い。災害発生率、死亡率も非常に高いわけですね。これは、現に私も鉱山に行つてその作業環境を見てみたり、あるいは船員の方たちの労働条件というのを見たとき十分うなずけるわけでありまして、それがゆえに労働保護法においても陸上の一般労働者とは別個な政策がとられている。船員は労働基準法によらずに船員法、あるいは坑内員には労働基準法の特例を設けている、こういう形がとられているわけですね。海運・水産、また炭鉱・鉱山業、これらは国民生活に欠かすことのできない重要産業でありますし、船員は長期にわたつて家族と離れて、また坑内員は、作業環境は御承知のようにお日さまの見えない地下の中で激しい労働に従事している。

しかも、地下産業の場合にはほとんど長く、奥へ奥へと進んでいくわけであつて、その意味からの危険性もどんどん増している状況にあると思ひます。この年金制度において期間計算の特例として三分の四倍の措置がとられているわけでありまして、これも、今私が申し上げたような船員、それから坑内員の労働環境、そして、その方たちの余命年数などをすべて勘案した上でとられてきた措置である。私は理解しているわけだけれど、私のこの理解に間違いがあるかないか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉原健二君) この第三種坑内員の方につきましては年金制度上の特例措置は二つございまして、一つが、年金の支給開始年齢の五十五歳というのがございまして、それからもう一つが、今お話しのごいしました期間計算について一年を三分の四倍して計算をして年金に結びつける、十五年を二十年に計算するということとございまして、けれども、確かに、今お話しのごいしましたように、船員の方でありますとかあるいは坑内員の方につきましては労働環境、労働条件、そういうものの特殊性といひますか、厳しき、そういうものを前提にいたしましてこういつた二つの特例措置が創設をされたということはおっしゃるとおりだと思ひます。

しかしながら、今の時点に立つて、将来ともこの二つの、他の被保険者と比べました場合に大変際立つた優遇措置といひますか、特例措置を今後とも残していかにどうかというのを考えましたときに、支給開始年齢の問題につきましては今御指摘のごいしましたようなことを念頭に置きました、これは今廃止するということではなしに今後とも存続をすべきである、こういうことにはいたしましたわけでございます。

それから、期間計算の特例につきましては、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、昭和三十六年に国民年金制度ができましたからは年金制度間の通算という、いわばもうどういつた職業に移つても、どういつた年金制度に移つても、その

期間がずつと通算をされて六十五歳なりあるいは六十五歳からその入つていた期間に充てた年金というものが出るような仕組みがとられた。そういうことを考えますと、今後ともその期間計算についての特例までも残しておくのがいいのかわか、あるいは残すべきなのかどうかという点が大変議論がございまして、その点につきましては支給開始年齢とは違つた性格のものではなからうかということ、この期間計算の特例につきましては今後、将来に向けてはそういう特例といひものはなくする、こういうことにしたい。たわけでございます。

大変御議論がございましたし、審議会等でも議論のあつた点でございまして、直接の関係者の方につきましては大変その点につきましては特例措置が廃止されるということになるわけですから厳しい措置でございまして、大変な議論の結果、審議会の答申を踏まえてかような取り扱ひにしたい。たわけでございます。

○藤井恒男君 私は、この廃止措置というのはやっぱり、この三分の四倍といひのができただけのもの、先ほど私は申し上げた。あなたもそれは肯定された。その後には例えれば職場環境がどんどん改善されて目に見えらるるよう職場環境も変わつてきた、だからもうこの特例措置はやめなすよといふなら、これは私は一つの行き方だと思ふ。ところが、現場で働いている諸君は、そうじゃないと、地下資源を求めてどんどん奥へ奥へ深く深く入つていつているじゃないか、それは浅いところとやるよりなお危険が増しているじゃないか、そういうときに全廃と、それは一体どういふことだといふことで、これは大変な怒りを持っているわけ、私は、現場の人たちの話を聞くともっともだといふふに思つておるわけですね。

したがつて、私はなおこれは撤回すべきだといふ考えに変わりはないわけだけれど、一歩下がつて、どうしても将来にわたつて労働条件も変わつていけばこいつは同じようにせざるを得ないといふ考えであつたとしても、急激な変化——これは

私は激変だと思ふ。激変といふことは、それは私はいかぬ。だから、衆議院でも十分論議して附帯決議にもこのことは記されているわけだけれど、あれではだめですよ。あれでは私は承服はできない。だから、何かの形を我々も考えるしするから、厚生省としても、一たん出した案だからもう動かせないんだといふことじゃなく、これは考えでもらわねと困ると思ふ。

同じようなことが、独自給付に係る年金額計算の経過措置の適用の問題にもかかつてきますね。乗率と定額の問題があるわけであつて、五年間一遍にびしゃつと来るわけだから、非常にこれも私は現場におる方たちにとつてみれば大変大きな問題だといふふに思ふわけですね。一方、これは、国家公務員の場合にはこういう条項があるんですね。施行日以後の新規就業者の取り扱ひという中で、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて受けた共済年金の額とすること。こういう条項が入つていますね。

だから、これらとの関係を見ても、時間の関係で細かい計算例もあるわけだけれど、これを申し上げるいとまがありませんが、私はいわゆる第三種の問題について期間計算に関する問題、独自給付に係る年金額の計算の経過措置等を十分これから話し合つて皆さん方に再考を求めていきたいといふふに思つておるわけですが、これについて大臣のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之) 先ほど局長が説明申し上げましたように、長期安定ということから公平を旨とするということで、審議会等の御意見もありまして、期間計算の特例の廃止をしたいということとございまして。しかし、今御指摘のような職場の現状といふことも、それでは従来と現在と違つておるのかと言われまふと、また御指摘の面もあると思ふわけでございます。

この保険者期間の計算につきましては、先生御指摘のように今後いろいろな角度から十分御審議をいただきたいと思いますので、私どももいたしまし

でも、その御審議の結果によりまして対処をしまいたいと思ひます。

○藤井恒男君 ここに対馬さんもおられて、これはまた対馬さんは私と違つて専門家だからね。どうせ後でこの問題についていろいろとそういう立場からの御指摘があるかと思うんだけど、いづれにしても、先ほど女子の問題、それから今の第三種の問題について大臣は、局長はシビアなことを言つておられるけれども大臣はさすが政治家でいらつして、そこはひとつ十分話し合つてということでごさいますので、具体的な内容は私はここでは申し上げませんが、大臣のお考えを私はよく聞いたというつもりでありますから、これから十分話し合ひをして、得心のいく内容に書きかえてまいりたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

きょうはこのぐらひにしておきます。

○下村泰君 私、非常に素朴な質問をさせていただきますが、それぞれ年金制度というのは従来からあつたものだと思うんですが、国民年金というのが昭和三十六年に施行されたのか、それとまず伺ひたい。

○政府委員(吉原健二君) 我が国の年金制度といふことは、戦争中に一般の民間の勤労者、労働者、サラリーマンを対象にした厚生年金保険制度といふのが昭和十七年に発足したわけでございまして、公務員あるいは軍人さんにつきましては恩給という形で年金にかわるような制度がそれよりも先にあつたわけでございます。

公務員でもない、軍人でもない、民間のサラリーマン、労働者でもない一般の自営業なり無職の方ににつきましては、全くその年金制度がなかった、こういう状態が戦後ずっと続いておつたわけでございまして、昭和三十年代に入りまして、そういったサラリーマンあるいは勤労者以外の方に年金制度を創設すべきではないかといううような国民の世論といふものが、考え方というものが大変強く起つてまいりまして、そういった国民の強い声というものを背景に昭和三十四

年に国民年金法というものが、大変これも議論がございましてけれども、御案内のような形で発足をいたしました。無拠出の年金、それから拠出制の年金と、いわば二本立ての年金制度で発足をいたしました。

無拠出のいわゆる福祉年金につきましては、法律施行後できるだけ速やかにということと昭和三十四年に発足をいたしました。拠出制の年金、つまり保険料を出していただく、将来年金を支給するという拠出制の年金につきましては、一定の準備期間がございまして、二年後の昭和三十六年四月から保険料の納付を始めていただいで今日に至つてゐる、こういうこととござい

ます。

○下村泰君 そうしますと、いわゆるその対象にならなかつた方たちのためにできたということが言えるわけですね。そうしますと、既にその前にそういう組織の中でこういったものをつくつていた方々にとつては、これはもうそのまゝの移行をしてきてゐることなんですから別に問題は無い。ところが、そういった既にでき上がつていたものと新しくできてきたものと、これを今度さらに将来は統一しようとしていらつしやるわけですね、何年後になるかわかりませんが。

大体何年ぐらい先にこういうものを全部統一しようというお考えなんですか。

○政府委員(吉原健二君) 昭和七十年をめどに、統合一元化を進めていくという考え方を持つてゐるわけでございまして。

○下村泰君 今までそうして既成されてきたものと新しいものとを何とかして一つにまとめようとするところにいるいろいろな問題が起きてきて、今日こういうふうな改正が審議されてゐる、こういうことになるわけですね。私は余り年金の方には詳しくはございせん。そういう社会におりませんでしたから非常に疎いんです。疎いから、非常に単純なことからお伺ひしたわけなんですけれども、今回の改正の中に、障害福祉年金が障害基礎年金として大変引き上げられた。これはもう障害者

の方たちはもう手を挙げて賛成しております。もう一日も早く施行してほしい、この気持ちはいくわかります。それはそれとして、まだ取り残され、切り捨てられてゐる人たちが多くいるということをお考えです。そう簡単に喜ばないというのが、身体障害者のこういった方々のことを専門に私やっておりますので、そういう人たちのために喜んでいいの、あるいは悲しんでいいの、今非常に複雑な心境になつてゐることは事実なんです。それで、そういう人たちのためのことについて、いろいろとこれからお伺ひしていきたいと思ひます。

本来、この障害年金というのは社会保険方式の年金体系に組み入れられるべきではないと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 年金制度におきましては、老齢年金というのが一番中心になる給付でございましてけれども、障害給付、それから遺族給付といふもの、我が国においてもそうでございまして、諸外国の年金制度においても取り込んでゐるわけでございまして。

御案内のとおり、年金制度の方式といたしまして、大きく分けまして拠出制方式と、それから税方式といふものがあるわけでございましてけれども、そういった拠出方式をとる限りにおきましては、老齢給付も障害給付も、遺族給付も、当然同じような仕組みの中で考えていく、こういうことになるわけでございまして、老齢給付は拠出制、障害給付は無拠出といふんです。税方式と、そういった違った年金制度の仕組みをとるといふことは、なかなかいろいろ問題もございまして、難しいんじゃないかならうかと思ひます。

今回のこの年金制度の改革案におきましては、拠出制といふ基本的な考え方はこれからも維持をしていくことにしておりますけれども、そういった障害の特殊性といふものにも十分配慮をいたしまして、例えば年金制度に加入される以前の障害の方、具体的には二十歳以前に障害になつた方につきましては、この制度で障害基礎年金を

支給する、こういったようなことを取り入れまして、拠出制社会保険方式、税方式といふことの違ひによつて、その障害者というものが年金を受けられたりあるいは受けられなかったりすることのないような配慮は、できるだけいたしておつてもりでございます。

○下村泰君 例えば老齢といふのは、だれしもが通つていかなければならない一つの過程であり、通つていかなきゃならないじゃない、通つてきた最後の段階ですわね、この老齢というのは。これは生活事故みたいなものだ。これは障害とは全然性質が違いますわね。それから、拠出制だと、今も局長がおつしたように、若年であつたり加入期間が短い人が障害となつた場合、無年金者や受給額の少ない人が出てくる、これは当然だと思ひます。これが防げないのではないだろうか、こういうこととすわね。これに対してはどういうふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(吉原健二君) 拠出制の年金制度の中で障害年金、障害給付を考えます場合には、どうしても最小限の保険料の納付の要件、あるいは制度への加入条件、加入期間といふものが、どうしても最小限の要件として必要となつてまいりますので、それを満たし得なかつた方については、おつしやいますように、障害年金が出ない、こういうことにならざるを得ないわけでございましてけれども、そういった加入期間なりあるいは保険料の拠出要件につきましては、できるだけ短くいたします。多くの人がそういった障害年金の適用除外、受けられなくなるような措置を今回のこの改革案におきまして、できるだけ期間を短く、拠出要件といふものを緩やかに設定をして、御指摘のようなことのないような配慮をしたつもりでございます。

○下村泰君 若くして障害になつた人は、貯蓄などが非常に困難な人が多いわけですね。ですから、その人たちと貯蓄可能な人たちとを同一体系で考えてゐるというのはちょっとおかしいんじゃないか。それから、障害者は障害を持つてゐるだ

けでさまざまな出費が迫られます。それはもう皆
様方厚生省側の方がよく御存じだと思います。と
いうような点から見ても、もっと抜本的な検討が
必要ではなからうか、こういうふうに思うんでき
が、いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) まあ障害者は、障害の
程度もいろいろございますし、障害者の方の生活
実態、これはさまざまだろうと思いますが、やは
り年金制度の中におきましては、ある程度一定の
条件を満たした人に一定の給付をする、という
仕組みが基本でございますので、どうしても、一
定の要件を満たし得ない方については年金が受け
られないとか、あるいは、特に出費が多い人につ
きましては、全部の出費、生活費というものが年
金によって賄われるというようなことにはなかな
かならない。そういったことにすることが難しい
わけでございます。

しかしながら制度の許す範囲内におきまして、
先ほども申し上げましたように、拠出要件を緩や
かにする、それから給付の水準も、今回の改正案
におきましては、障害者の年金につきましては特
に大きく改善充実をするというような措置をとっ
ているわけでございます。平均的に障害福祉年
金を従来受けておられた方につきましては障害基
礎年金という形で約倍近い給付水準の引き上げが
今回の改正案の中では計画をされているわけでこ
うございます。

○下村泰君 ところで、厚生省側に伺いますが、
障害というのはいくつものことを言うのか、そ
の概念についてどういふふうにお考えですか。定
義があるならば教えていただきたいと思ひます。
○政府委員(吉原健二君) 一般的に申し上げま
すと、制度によって多少の違いがございますけれ
ども、従来の国民年金におきましては、何といいま
すか、疾病または事故によりまして、これは内部
的な障害、疾病でもいいわけでございますけれど
も、身体機能あるいは精神的な面も含まれます
けれども、身体機能等に日常生活の制限を受け
る程度の機能障害、身体的な機能障害を生じた場

合に障害年金の対象になるわけでございます。
厚生年金等におきましては、労働能力に一定の
制限を受ける程度の身体なり精神の障害を受けた
場合に障害年金の対象になる、こういうことにな
っておるわけでございます。

○下村泰君 これまでの日本の法体系において
は、この障害というもののとらえ方が非常に弾力
性に欠けているというふうな私どもは解釈してお
ります。かつては固定という言葉を使った、現在
は永続という言葉が使われていたわけですが、
ね。一時的障害、例えば今一番問題になっている
のが元総理大臣の田中角榮さん、あの方が入院す
ると、それはもう大変な騒ぎになっていきますわ
ね。脳梗塞による障害で、医師団の発表によれば
二カ月前か三カ月前か、しかし相当程度の回復が
期待できる、これでもやっぱり障害は障害だと思
うんですね。

だから、田中さんのように収入のたくさんある
方はよござんすよ。いろんなことで、それは知る
人ぞ知るでございますから、そういう人はいい。
しかし、国民年金加入者の中には発病と同時に収
入の絶える人が多いわけですね。そうすると、同
じような状態でもやはり障害ではないかというふ
うに私は解釈するんですが、いかがでしょうか。
○政府委員(吉原健二君) 障害年金の場合、障害
年金の支給対象にしてよい障害かどうかの認定を
しなければならぬわけでございますけれども、
その認定に当たっての基本的な考え方は、障害の
原因となる病気なり事故が起きた日から一年
半、一年六カ月を経過した時点において認定をす
る。その前にその障害というものが固定をした場
合には、その固定をした日から一年六カ月たな
くても、すぐでもいいわけでございますけれども、
も、障害の状態が固定をした場合には、その日か
ら障害者として障害年金の支給の対象になる、こ
ういうことになっておるわけでございます。

○下村泰君 認定の件についてはまた後でお伺
います。
もう一つだけ伺いますが、元来福祉年金、これ

はどういう趣旨のもとに導入されたんでしょ
うか、お聞かせください。

○政府委員(吉原健二君) 福祉年金は、一般的に
申し上げますと、先ほどの御質問にも関係してい
ますけれども、国民年金ができましたときに既に
障害になつておられた方、あるいは既に七十歳以
上の高齢になつておられた方、その方々につきま
して改めて保険料を納めていないから年金を出さ
ないというわけにはまいりませんので、そういう
方々を対象に制度発足時、既に老齢なり障害の
状態にあつた方、それからその後障害になつた
方でありまして、拠出制の制度に加入して保険料
を納めていたけれどもその納付の期間が年金を受
けられるまでの期間に満たなかった方——一定の
資格要件、納付期間が必要とされますので、その
拠出制の年金を受けられるような期間を満たし得
なかつた方につきまして、全額国、税金の負担に
よる福祉年金を出そうということで設けられたの
が障害福祉年金でございます。

○下村泰君 それぞれについて御質問しておりま
すけれども、今局長のお答えくださったことをも
ろの基礎にいたしまして、これからはいろいろな
ことを伺っていききたいと思つております。
〔委員長退席、理事佐々木満君着席〕
今度は給付水準についてちょっとお伺いします
けれども、私なりに考えてみますと、まず三つの
ケースがございます。国庫から繰り出しているの
か。仮定としまして、成人で三十歳、進行筋ジス
τροφイーで身障の一級、東京在住で借家住ま
い、介護を他人に頼むといった状況。そうしま
す、これは私なりに試算をしたんですけれども、
そちらの方でさうお答えが出来ますから。——い
いのですよ、出なければ私の方にありますから。
○政府委員(吉原健二君) 障害年金の額は、どの
制度に入っていたか、それからサラリーマンの方
ですと標準報酬、それから保険料の資格期間を満
たしていたかどうか、そういったことによつて、
どの制度からどういう年金が出るか、さまざま
ケースがございますので、申しわけございませ

ん。がすぐにお答えすることができません。
○下村泰君 まず、Aを生活保護を受ける場合。
障害基礎年金も含めて項目扶助別。Bを生活保
護を受けず、在宅ですね。Cが国立療養所。こ
ういふふうに分けますと、在宅をしている場合が生
活扶助三万二千四百七十円、それから住宅扶助と
いうんですかね、一級が九千円だそうで、特別基
準というのがあるそうです。三万二千三百円。障
害者加算が二万二千七百円、重度加算が一万八百
円、他人介護料が三万六千五百円。そのほか二点
あります。これは、二万九千五百二十円でしょ
うか。これで十六万四千二百九十円、これが在宅
のAです。これは生活扶助の方です。今度は、今
申し上げました生保を受けず在宅していらつし
やる方。この方は、今度改正になりますので、障害基
礎年金が六万二千五百円に特別障害手当が二万円
で、合わせて八万二千五百円。国立療養所の方へ
いきます。これは八年度の試算ですけれども、
日用品として約一万四千二百九十円、指導訓練費
が九万一千四百円。これは全部約です。指導訓練材
料費というんですか、これが八百円、期末一時扶
助、これが三百六十六円、年金が六万二千五百円、
これが入ります。そして十六万九千五百六十六円、こ
ういふふうになります。

そうしますと、こういうふうな差額というのが
出てくるんですけれども、これは一体どういうと
ころに試算をしてこういうふうな相違が出てくる
のか、これをちょっとお尋ねしたいんです。
○政府委員(吉原健二君) 今御質問の、生活保護
を受けられる場合、生活保護の基準というのもの
その世帯の構成、年齢、それから住宅があるかな
いか、そういったことによつて生活保護の基準が
大変違つてまいります。病気の方につきまして
は医療扶助の適用もあるわけでございます。そう
いった個々の障害者の置かれていた状況によつて
そういう給付の額に当然違いが出てくるわけ
でございます。

そういうことで、年金の場合には一定の条件
に該当する場合には一定の給付が出るということ

になりますけれども、今御質問のは恐らく生活保護についてのケースだろうと思ひますので、その障害者の方の置かれた状況によつていろいろな給付の水準に違いが出てゐる、これはそういうことだろうと思ひます。

○下村泰君 よく障害者の方々が私どもに訴えてくるのは、今の障害基礎年金は八万二千五百円、大要結構なことだと思ひますよ。ところが、これで生活ができるかという、できないわけですね。さらに何かそういった方々が要求があれば、それじゃおまえさんたちは生活保護でも受けなさい、こういうふうに言われるわけだ。そうすると、生活保護を受けるには今局長がおっしゃったようなものもあるわけですね。その規制にとらわれるためにみんな嫌がらんでね。

障害者自身はやはり自立更生したいんですから、自分で働いて自分で生活したい、これが望みなんです。そうしますと、こういったところに何となく差ができていて御本人たちの自立更生をするという意思を阻んでいるというふうに私も感じておるわけです。趣旨は違ひますけれども、基本的には、憲法の二十五条で言う健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障するためのということになります。そうすると、この保障するための施策というものをどういうふうにお考えになつてゐるのかということに疑問が出てくるわけですが、これはどういふふうにお答えいただけますか。

○政府委員(吉原健二君) 身体障害者の方に対する福祉の施策といしましては、今お話しのごさいます生活保護、これはもちろん最低生活の保障としてあるわけでございますし、生活保護の適用を受けない方につきましても、身体障害者福祉法によつてさまざまな福祉施策、福祉措置というものが講ぜられることになっておりますし、それから身体障害者の方を対象にした福祉手当というもの、今の御質問の中にもございましたけれども、一定の条件に該当する方については年金のほかに支給をされる、こういうことになってゐるわ

けでございます。いろいろな制度によつていろいろな援護措置というものが講ぜられる、こういうことになってゐるわけでございます。

やはりそれぞれの制度がそれぞれの目的に応じて機能している、また身体障害者の方の福祉なり生活を守つていくためには、そういった状態がばらばらではなしにいろいろな目的のいろいろな制度によつて守られていく、こういった体制というものがないかというふうに思つてゐるわけでございます。

○下村泰君 先般、国民生活実態調査というのが行われたんですが、政府としては、こうした基準や額というものを、何か私らの受け方では、いかげんな数字や根拠で引き出しているんじゃないかなんて疑ひたくなるんですけれども、これはさておきまして、今回、二級障害者の基礎年金が五万円ということになっておるんですが、この五万円というのはどういふ根拠からこの額が出てきたのかを教えてください。

○政府委員(吉原健二君) 年金の給付水準を考へる場合の一番出発点といひますか、軸になりますのが老齢年金の基準でございます。老齢年金の基準に障害年金は原則的に合わせるという考え方を従来からもつてきてゐるわけでございます。

今回の年金改正案におきましては、老齢基礎年金の額、給付水準というものを五万円ということに設定させていただいたわけでございますけれども、それに合わせまして障害基礎年金の額も五万円ということにさせていただいたわけでございます。ただ、障害の程度によつて、障害の重い方、具体的には一級の障害の方につきましては、それよりもさらに二五増しの六万二千五百円の障害基礎年金を一級障害基礎年金として設けてゐるわけでございます。五万円というのは二級障害の方を対象にした年金額でございます。

○下村泰君 一九七五年十二月九日に国連において障害者の権利宣言というのが決議されております。これの七のところですね。七のところに「障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。」また、「障害者は、その能力に従ひ、保障を受け、雇用され、または有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し、労働組合に参加する権利を有する。」、こういうふうな決めにされております。ここで「障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。」と、こういうことが決議されておるわけなんですけれども、こういうふうにあることに關して厚生省側はもちろんこれはもうよく御存じのことと思ひます。

そこで、給付水準についてもう一つ伺ひますけれども、国民年金の場合、厚生障害年金のような二階建て部分がないわけなんです。その制度のあり方は違ひますが、心身障害者扶養保険制度というのがあります。こうした制度をうまく利用なり改善することで障害基礎年金にこの二階建てという部分をつくるような考えがあるかないか伺ひせてください。

○政府委員(吉原健二君) 国民年金に二階建て部分ができませんか、これは先ほどの当委員会で御質疑にもございましたけれども、年金制度としては、障害年金それから老齢年金いずれも二階建て、所得の高い方については高い保険料を払つていただいて高い給付年金が出るようにする仕組み、できればこれをとれば一番望ましいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような理由から、なかなか自営業者を対象にした国民年金につきまして、つまり具体的には基礎年金につきまして二階建ての給付をつくるということとは、現時点ではなかなか技術的にいろいろな難しい問題があるわけでございます。

これは将来の検討課題にさせていただきますと思ひますけれども、その中で障害基礎年金についても、そういったことができるかどうか、十分勉強させていただきますと思ひます。

○下村泰君 今度は認定について伺ひます。昭和五十八年七月二十八日に、「障害者生活保障問題専門家会議報告書」というのが提出されております。これによりますと、基本的な考え

方として、「完全参加と平等」という国際障害者年のテーマにもみられるように、障害者対策の基本的目標は、障害者が障害に伴う様々なハンディキャップを克服し、自立した社会人として健常者と平等に社会参加することを容易ならしめることにある。」、こういうふうな決められております。この第二項目の中に、「すべての成人障害者が自立生活を営める基盤を形成する観点から、所得保障制度全般にわたる見直しを行うべきである。」、こういうふうになされておりますけれども、これに対するお考えはいかがでしようか。――それじゃその後ちょっと補足しますから。

ただいまの項目の後に、「障害者の所得保障は、障害により失われた稼働能力の補てんと、重度の障害により特に要する費用の補てんの双方の観点から踏まえて行われる必要がある。」、こういうふうな報告書が述べております。これに關してどういふふうに御所見をお持ちでしようか。

○政府委員(正木肇君) ただいま先生のお話のございました障害者の生活保障問題専門家会議の報告が昭和五十八年の七月二十八日に出ておりますが、これはもう今さら申すまでもございせんが、昭和五十六年の国際障害者年を契機としていろいろな問題提起がなされたわけでございます。障害者の問題について、今報告書をお読み上げいただきましたが、基本的考え方がまさに先生述べられたとおり述べられております。

そこで、この専門家会議では、障害者問題を考へる場合には、所得保障、リハビリテーション、施設サービス、在宅サービス、就労対策、そういったものを総合的に進めていかなければならぬ。また、障害者におきましても軽度の方、重度の方、いろいろな方がおられるので、その辺についてのきめ細かい問題についての配慮が必要であるということが述べられておるわけでございます。基本的には私どもこの考え方に即した進め方をしていかなければならないという考えを持っております。

○下村泰君 そうしますと、厚生省側としてはこ

今回の改正におきまして、障害者の年金は障害基礎年金という形で一本化されていくわけでございます。これは私どももいたしましては、現在の国民年金の障害認定を中心にしたしまして、障害の認定基準、認定内容というものをここに統一して持っていきたいと思っております。これは具体的には、例えば身体障害者福祉法の方では別表といいますが、認定におきまして改正が行われたというふうな聞いておるわけでございますが、私どももそういった方も参考にさせていただいて、今後の障害の認定というものを新しい制度の中で考えさせていただきたいと思っております。

○下村泰君 今度の改正案は、政令で等級が決めるようにするわけですか。そのところをちょっと聞かせてください。

○政府委員(吉原健二君) そういうことでございます。

○下村泰君 そうしますと、この報告書にあるように、先ほどの局長のお答えがあったように、この報告書にのっとればもっと拡大できるのではないかと、いかにここに受ける取れるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 障害年金の対象となる障害等級表の統一というのを考えてやるわけでございまして、その場合には、基本は現在の国民年金の障害等級表が日常生活能力の障害といいますが、それを基準に決めています。それから厚生年金の方が労働能力の喪失なり支障というものに基づいて障害の程度を決めているわけでございますが、それを国民年金に合わせまして、国民年金の考え方を基本にした一本の障害等級表にしようというところでございまして、今この障害等級、障害年金の対象となる障害の範囲というものを広げるという考え方は持っておりません。

○下村泰君 少なくとも今の状態からいくと、今一級、二級ですけども、三級というところまで設けるお気持ちがあるかどうか。いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 厚生年金につきましては三級障害という制度があるわけでございまして、三級障害といふことは現在の一級、二級を基本に合理的な等級表といふものを決めた。国民年金基礎年金の中に三級障害といふものを設けるという考え方は現時点では持っておりません。

○下村泰君 これから先の問題ですよ。先の問題として、そういうことも考える余地はあるかどうか。いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 将来の問題といしましては、常に障害等級の範囲、あるいはその等級の決め方、そういったものが果たして合理的かどうか、現在のままでいいかどうか、それは将来の検討課題としてさらに検討を続けなければならぬというふうに思っております。

○下村泰君 実は、先ほど長尾さんのお答えにございましたけれども、各県でばらつきのないように、一定の基準を設けて認定をするんだというふうにお答えいただいたんですが、当事者の障害者の皆さんにお会いすると、実は物すごくばらつきがあるんですね。例えば東京近県でまいりますと、東京を取り巻いているのは千葉があり、茨城があり、埼玉、群馬、山梨、神奈川、そして栃木も取り巻いております。そこで認定されるのと東京で認定されるのは違うんですね。向こうで三級だなどというところへ来れば二級、一級になるんですよ。そういうような認定方法にばらつきがある。そのために障害者にとっては、これは受給する場合にはえらい差が出てくるわけですね。こういうことが本来あってはいけないんですよ。もちろんそれは長尾さん自身もお答えになつていらつしやいますけれども。

それからもう一つ、私はいつも申し上げるんですけども、現にここに見本がおりますから、いや失礼、どうも私は昔のくせが出ますからね、八代君とか八代英太なんて私は言いたくなるんですけども、今前島先生ですから。例えばそういったハンディのぐあいによって稼働能力が十分に

ある人でも一級。そうかと思つて、この間、私の部屋を訪れてくださった方が五級で脳性麻痺なんです。私のあの会館の部屋はもう皆さん御存じでしょう、広さは、あの部屋から廊下へ出るまでに五分以上かかっておるんですよ。脳性麻痺ですから。これ、五級なんですよ。十分に上半身が存続して、上半身十分に稼働能力のある人と、見た目には確かに指五本あり、足の指五本あり、五体そろつています。形だけは。ところが、歩くとなつたらこれ歩行困難で廊下へ出るまで五分。私ちゃんと時間はかかっておつたんですよ。五分かかるんですよ。廊下に出るまで。廊下へ出てからエレベーターまで行き、そのお休でエレベーターをおりて東京駅まで行き、東京駅から新幹線に乗って帰る。この人が五級なんですよ。

こんなです。私は皆様方に考えていただきたいのは、この人が五級で稼働能力がある人が、もちろんそれはいろいろとまた障害者の方々にとってはそれぞれの御言ひがあると思つて。けれども、こういうところに大きな差が出てきているということを、この認定方法というのはいささか一回考え直して、もう一度もう少し精密に認定する方法があるんじゃないか。また、そういうところへ来ている人ではないかというふうに考えるんですよ。大臣、いかがでしょうか。大臣もそういう施設を十分に御見学になつていらつしやるようですから。

○国務大臣(増岡博之君) 御質疑をお聞きいたしておりました。いろいろの面で問題点があるようでございますけれども、また、それぞれ問題ごとに詳細に詰めを行うしつかりした勉強をする必要があるんじゃないかというふうにも考えておるわけでございます。その方々ができるだけ公平な処遇を受けますように、今後検討してまいりたいと思つております。

○下村泰君 ありがとうございます。

厚生年金ではある程度稼働能力を配慮した等級となつておりますけれども、国民年金との統一を考えているようなんですけれども、具体的にその

辺はどういうふうな統一になるのか、お答え願ひたいと思つて。

○政府委員(吉原健二君) 先ほど申し上げましたように、障害等級の統一に当たりましては、現在の国民年金の障害等級表を基本に統一を考えていくという考え方をとっているわけでございまして。

○下村泰君 次は、失権についてちょっと伺いた

いんですけれども、障害が一時的に軽くなりますね。そうすると、この該当の等級でなくなつちゃうことがある。ところが、それをまたすぐ再発することもある。こういうことはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 考え方から言いますと、今まで一定の障害の程度に該当することから障害年金を受けていた、ところが、その障害の程度がなくなった、病気が治癒をしたというようなことで障害の程度がなくなった場合にはそれで失権と、年金がもらえなくなるということになるわけでございます。

その後また新たな障害が生じた場合には、その新たな障害が生じた時点で一定の要件を満たしているかどうかによつてまた新たな障害年金が受けられるかどうかということが決まるわけでございまして、実際問題として、新たな障害か、あるいは従来の障害が一たん治つたのがまた悪化をしたのか、その点は必ずしもはっきりしないことがあろうかと思つておりますけれども、その点につきましては医師を中心にした専門家の認定なり判断によつて適切に判定をしていくことにしているわけでございまして。

○下村泰君 今、三年という期限があるんですか。

○政府委員(吉原健二君) 現在の制度でございまして、一度障害が軽くなりまして、三年経過をして失権者が同一の事由に基づきまして再び障害の状態になりました場合には、今の制度におきましては障害年金は支給されないことになっております。

○下村泰君 ありがとうございます。

これは、通常、障害等級に該当しない状態が三年も続きますと再び同じ障害状態に戻るというケースは極めてまれである、そういう考え方で、そういう扱いになっているわけでございます。

○下村泰君 ところが、難病者には意外とあるんだそうですよ、こういうケースというのは。

厚生年金の事後重症制度の五年という期限を撤廃したんですか。

○政府委員(吉原健二君) 今回の改正案におきまして撤廃しようとしているわけでございます。

○下村泰君 ならば、ついでにこの三年というの

も撤廃なさってはいかがですか。

○政府委員(吉原健二君) その五年の期間の制限とこの失権の場合の三年というのは違ひまして、あれは、五年以内の障害という期限を撤廃してできるだけ障害年金が受けられるようにしようというところでございまして、この失権の場合の三年というの、まあ三年にするのがいいか、一年がいいかあるいはさらに五年にするのがいいか、いろいろな議論がございすけれども、三年も同じような障害のない状態が続けば再び同じ障害が再発をするということは通常考えられないという考え方でございまして、障害年金の事後重症の五年の制限とは性質を異にするわけでございます。

○下村泰君 将来撤廃するお気持ちはありませんか。

○政府委員(吉原健二君) 現在の制度で差し支えないのではないかと、今のところ私どもはそう考えております。

○下村泰君 以前、こういうことがあったんです。

大阪の方の悪徳医者です。これはもうはっきり言つて悪徳医者。この人はいかに魔業になりまして、追い込まれて。この人の検査方法というのは物すごいんです。水虫を治療に行ったら脳検査をしたというんです。これは、覚えていらつしやいますか、私いつか予算委員会をやったんです。水虫を治療に行ったら脳の検査までしたと。

これは医学上考えられるんですかと言つたら厚生省の方が、これは白癩菌ですから、これが血管の中に入つて脳へ行くことも考えられる、ですからその医師の判断によつてそういう検査をすることもあるでしょうと。ではちよつと伺いますが、常識的に皮膚科の医者はやりませんかと言つたら、常識的には考えられませんが、こういうことを言いましたね。

時々常識的には考えられない事故も出てくるわけですね、話は非常に飛躍しますけれども。こういう常識的には考えられないことも起きるんですから、三年を撤廃する気はありませんかと私は言いたい。

○政府委員(吉原健二君) 年金の場合には、ある程度事柄を、何といひますか、要件をかなり厳格に考えるかどうかは別にいたしまして、すべての場合に年金が出るようにというのはなかなか、ごくまれなケースを想定して年金が出るようにというのは実際問題として難しい場合がございまして、今回のこの障害の場合につきましても、常識的に、三年も同じ状態が続けば同じ障害が再発することはまずないという今までの経験則といひますか、あるいは専門家の判断といひますか、そういうものに基づいて一応三年という期限がつけられていてございまして、私どもとしては、まず大部分のケースの場合には、現在の制度で支障がないのではないかと、こう思つていてるわけでございます。

○下村泰君 「桃栗三年柿八年」で、これは水かけ論で、いつまでいってもどうにもなりませんからこの辺にしておきましょう。

併給問題でちよつと伺いますが、これは東京新聞に三月十二日の火曜日に出ていた記事なんです。これは局長ももう多分おわかりのことと思ひますけれども、「厚生年金などから障害年金を受給している者が、国民年金に任意加入すると、現行制度ではその期間に應じた年金も併給されることになつてゐるが、新制度では全く出なくなるため「今まで掛け付けた保険料が掛け捨てになつてしま

う」といつて大変な悩みの声を上げていらつしやる方がいるわけですね。

これに対して厚生省の方のお答えが出ていました。厚生省の見解は、「障害の程度が軽くなつたり、内部性疾患なら治つたために失権(障害年金がもらえなくなる)する人が出てくる可能性が

あります。そういう人のために老齢年金を残しておく必要があつたわけですね。つまり、任意加入を認めたのは、二つの年金を支給するためではなく、無年金者を救うというのが基本的な考え方です。障害の状態がずっと続いた場合は、結果的に、二つの年金がもらえるということであつて、それが目的ではなかつたという点を理解していただきたい。掛け捨てになる、というお気持ちはよくわかるのですが……」(年金局年金課)」と、

こういうことになつてゐます。

そうすると、この人たちが、わずかな額ならよいが、二つの年金も三年も掛けていた人がいふわけですね。そうしますと、これは大変な額になつておるわけですね。まさかお役所がやらざるばかりというふうなことはなかつたと思ふんですがね。これどういうふうな措置なさいますか。

○政府委員(吉原健二君) 私どもとしては大変つらい御質問でございすけれども、今度の年金改正におきましては、できるだけ本当に必要な人には手厚い給付をするという考え方に立ちまして、同じ人が違った制度から二つ以上の年金をもらつてというケースはできるだけなくして、その場合にはどちらか一つを選択をする。もちろん高

い方を選択されるということになると思ひますけれども、一つを選択をして、同一人が二つ以上の年金がもらえるような仕組みというのは、これはもう制度としてなくしていこうと、こういう基本的な考え方に立つてゐるわけでございます。

従来も一つの制度の中、厚生年金なら厚生年金の中でしたら、障害年金を受けながら働いていて老齢になつた場合にもやはり保険料は月給の中から天引きをするような形で納めますけれども年金はどちらか選択と、こういうことになつて

わけでございます。今までは制度が違ひますと制度が違ふからという理由だけで今おつしやいましたように任意加入の道が開かれてゐる。任意加入すると厚生年金の障害年金とそれから国民年金の任意加入期間に基づく老齢年金といふものが出る、こういうことになつてゐたわけでございますけれども、最初に申し上げましたような、何といひますか大変理屈っぽい考え方ではございすけれども、あくまでも給付をできるだけ重点的に必要となる人に手厚いことをするために、そういった一人の人が二つ以上の年金をもらえるようなケースといふものは御遠慮いただく、こういうことにしたわけでございます。

今度の年金改正全体としては障害者に対する年金、大変充実改善をいたしておりますので、御質問のような方のケースにつきましては、お気持ちは十分よくわかりますけれども、何とか御理解をいただけないかなというふうな思つておるわけでございます。

○下村泰君 御理解ができないから私は今聞いてゐるんですがね。私自身の問題じゃないんです、これはね。神奈川県川崎市の難治性疾患団体連絡協議会事務局の榎本ひとみさんという方のお話なんです。加入した人たちは任意加入ですからね。ほとんどの人が役所の人に熱心に勧められて。これは何回もこの委員会でも厚生省の皆さん方がお答えになつてゐたわけですね、これ。任意を徹底するためにどうのこうのと。随分前にやつたことありますよ、ね。何年も前にやつたことありますわ。もう少し国民年金といふものを徹底周知させる方法はないのかと、こういうパンフレットもつくりました、こういうふうなやつておられます、こういうふうな一生懸命徹底しております。これお答えになつたのは皆様の方です。皆様方のその意を酌み取つて役所の出先の機関の人たちが一生懸命勧めて、勧められた方は、こういうものに對する知識の余りない人はそのまゝのみにしますよ、だれでも。それが今度の改正になつて打ち切りだつて、それはあなた、中には目の不自由な

方もいらっしやいましょう、そういう方が一生懸命六年間も任意加入して、三十万円以上掛けでいて、それが今度の改正でおまえあきらめろって、それによつと無理じゃないですかね、これ。あきらめろと言う方が無理じゃないですか。

これは局長を幾ら責めてもしようがない。大臣どうしますか、こういうケース。これ何らかの救済方法をとらなかつたら、随分いいでしょう、こういう人たち。一人や二人じゃないでしょう。知らぬ顔して横向くというわけにはいかぬでしょう、花札の鹿の十じゃないんですから。

○国務大臣(増岡博之君) ただいま局長から御説明申し上げましたような建前から、まことに御気の毒だと思つてございます。しかし、御指摘の趣旨もわからないではございませんので、この法案成立後にでも何か手だてができる方法があるのかないのか、私今わかりませんが、研究をさせていただきますと思ひます。

○下村泰君 これはやっぱり、昔からよく言うじやありませんか。例えばテレビの時代劇なんかでもよく言うでしょう。法というものは人間がつくつたもの、その法の中に血道が通わなかつたら法なんというものは生きてこないでしょう。また、生きた法とも言えないわけですよ。国を信頼をし、国に一生懸命納めて、それで法令が変わつたからおまえらあきらめろって、これじゃあまた、国民がいけないのと同じじゃないですか。これは私はぐあいが悪いと思う。やっぱり国民の方に向かつて物を言えるような状態しておかなければ、本当の行政でもなければ政治でもないというやうな気が私はするんですよ。

ですから、あえてこの問題を取り上げて、何とかしてこういう方たちに御損害をかけませんよというやうな形のものをつくらなければ、何らかの方法でつくらなければ、私は、この年金制度なんというものは形があつたて中身がないということになりはせぬかというやうな気がするんですよ。あえてもう一度お答えをお願いいたします。

○国務大臣(増岡博之君) 今後、よく検討をさせていただきます。

ていただきたいと思ひます。

○下村泰君 まだたくさんお聞きしたいことがありますが、次回は、次回に譲らしていただきます。委員(遠藤政夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○和田静夫君 前回に引き続き、国民年金の給付水準ですが、大臣、過去の推移をたどりますと、これまで国年と厚年の格差をそんなに拡大させないという方針でございました。福祉元年と言われた一九七三年、厚年、国年の水準それぞれ幾らですか。

○政府委員(吉原健二君) 四十八年の厚生年金の標準年金の水準でございますが、五万二千二百四十二円でございます。国民年金の方でございますが、二十五年度で二万円でございます。

○和田静夫君 これは五万円年金ということと、而して制度の水準をあのとき合わせたんです。老後の所得保障という考え方からするならば、而して給付水準をそろえていく、合わせていく、そういう考え方をとるべきです。その後、年を追うごとに厚年と国年の給付水準の格差は拡大してきてたわけですね。国年加入者が試算面でも有利だとの間言われたんですが、それなら、七三年当時同一水準にそろえたというそのことは誤つていたというふうに認識され直したわけですか。

○政府委員(吉原健二君) 厚生年金と国民年金の水準をどう考えるか、その間のバランスということ、のをどういうふうにとっていくかということとは、

従来におきましてはできるだけ厚生年金の水準と、それから国民年金におきましては夫婦二人の水準をバランスのとれたものに、実はこういう考え方では来ていたわけですが、今回の改正におきましては、必ずしもそういうことではございませんで、厚生年金につきましては従来と同等に近い男子の平均賃金の六〇%以上という考え方をとっておりますが、国民年金につきましては、国民年金の適用対象者の生活実態といひますか、そういったものを勘案をいたしまして、厚生年金とは必ずしも同じようなレベルといひますか、バランスということに、従来の考え方でのバランスをとる必要はないということに改正をしてきたわけでございます。

○和田静夫君 今の考え方もちよつと了とできませんがね。

自営業者にはむしろ退職金などといったまとまった収入はないわけでしょう。国民年金加入者、すなわち自営業者に携わっている場合の方が体力の衰えとともに大変なかもしれません。多くの国民年金加入者というのは、今提案されているところの年金改革案が示されるまでは現行制度のまま推移するということ、五年後、十年後、二十年後の老後の生活設計を立ててきたわけですよ。現行制度のまま夫婦二人四十一年加入したとすればその年金額は幾らになりますか。

○政府委員(吉原健二君) 現行の国民年金制度ですと、四十一年加入の場合年金額が七万八千六百円でございますので、夫婦の場合にはその倍ということになります。

○和田静夫君 それが一五万円、夫婦が十万円になるということでは、三分の一以上削られるということになるでしょう、今の答弁からいって。全く今日まで加入者をだましてきたということになるわけですよ。もちろん経過規定を置いて年齢によつて四十一年加入しなくても五万円になることは知っております。今日まで五万円支給の人がまだ出ていないことをいいことにして、五万円を超える加入期間にいわれる連する者が生ずる寸前

にこういう改正をするというのは、多くの国民はだまされたといった感じを持つのは当たり前じゃないですか。

大臣、これどうですか、常識的に。○国務大臣(増岡博之君) 私どもはこれから迎えます本格的な高齢化社会に耐え得るよう、数十年前の将来に向けての適正な水準を考えて策定したわけでございます。

○和田静夫君 答弁になっていませんがね。

厚生年金のモデルは、現行と改革案ではどういふふうに変りますか。その引き下げ率はどの程度となるんですか。これにももちろん問題はありますが、国民年金だけの加入者、いわゆる五万円あるいは夫婦十万円だけになるものとの比較で、国民年金の給付水準の低下は妥当だと考えていらっしやいますか。給付水準からだけ言えば全く不合理です。今まで国民年金加入者と厚生年金加入者との性格の相違と云つてられていたわけですが、国民年金加入者にも多くの雇用者がいることは御存じのとおりであります。これで世代間あるいは世代内の平等、公平などと言えるか。したがって、こういうやうな水準を基礎年金とするのであつたらば、理論的必然として国民年金についても二階建て構想が出てきてもおかしくない、私はそう思ひますが、いかがですか。

○政府委員(吉原健二君) 今回の改正案の基本的な考え方は、今大臣から申し上げましたように、現行制度のままですと、今後の年金受給者、高齢者の増加に伴つて年金給付費というものが大変な額にふえていく、その給付の総額といひますか、それをできるだけ抑制をして年金制度として安定的に将来も機能できるようにしていただく。同時に、その年金給付費を賄う現役の勤労者の方々の負担の適正化を図る、こういったことがねらいであるわけでございます。そういったことから、今御指摘がございましたけれども、将来に向けて給付水準というものを、現行制度の場合に比べますと確かに下がるといひますか、適正化ということになるわけでございますけれども、それは

御實願の、厚生年金、国民年金、いずれも現行の現在の受給者の受けておられる給付水準は維持しながら、徐々に経過措置を設けてまして給付水準の適正化を図るということにしているわけでございますけれども、厚生年金と国民年金の給付水準の適正化、私どもは今の受給者の水準というものを維持するという前提に立つ場合におきましては、やはり今御審議をお願いしております改革案というものがバランスのとれている姿になっているのではないかと、これ以外にやむを得ないのではないかとという考え方を持っているわけでございます。

それから、国民年金の二階建ての問題につきま
しては、先ほど来の御審議にお答え申し上げてお
りますけれども、私どもとしても、将来の検討課
題として今後取り組んでまいりたいというふうな
思っております。

○和田静夫君 政府は、給付水準のことを言いますと、今のように直ちに負担のことを口にされます。それはある意味で私は当然だと思っていますが、世界広しといえども定額保険料、加入期間比の定額給付、そういった制度をとっている国は一体あるのだろうか。これで社会保障の所得再配分の機能が果たせていると本当にお考えになっているのだろうかというのは大変疑問であります。したがって、今前向きに検討されると言われたのでありますから、国民年金にも二階建てをもう設けるべきであります。

これ、私は提案をいたしまして委員長にお預けをいたしますので、ぜひ理事会で御協議願いたい。よろしいでしょうか。

国庫負担ですが、厚生省、政府案による西暦二〇五〇年までの国庫負担額を五年ごとにお示しください。同時に、現行法による国庫負担を幾らと同じような形で見込んでおられますか。

まず、現行法でございますけれども、一九八六年二兆七千億円、一九九〇年三兆四千億円、一九九五年四兆四千億円、二〇〇〇年五兆五千億円、二〇〇五年六兆五千億円、二〇一〇年が七兆五千億円、二〇一五年が八兆一千億円、二〇二〇年が八兆二千億円、二〇二五年が八兆三千億円、二〇三〇年が八兆二千億円、二〇三五年が八兆円ちょうど、それから二〇四〇年が七兆七千億円、二〇四五年が七兆六千億円、最後になりますけれども二〇五〇年が七兆三千億円、こういうことでございます。

これに對しまして改正案ではどうなるかということでごさいますけれども、改正案の方は、大變

推計が難しいのでございますけれども、先ほど申しましたようにごく粗い推計でございますけれども、いたしますと、一八八六年、改正直後でござい
ますけれども、現行法と同じ二兆七千億円でござい
ます。そして五年後の一九〇〇年には三兆三

千億円、一九九五年には四兆一千億円、二〇〇〇年になりますと四兆七千億円、この辺から少しずつ現行法と差が出てまいりますけれども、二〇〇〇年には五兆二千億円、二〇一〇年には五兆八千億円、二〇二〇年には五兆七千億円、二〇一五年には五兆八千億円、二〇二五年には五兆六千億円、二〇三〇年には五兆一千億円、二〇三五年には四兆七千億円、二〇四〇年には四兆四千億円、二〇四五年には四兆三千億円、そして最後となりますけれども、二〇五〇年には四兆二千億円と、こういうようなことに相なるかと思います。

○和田静夫君　今おっしゃった国庫負担は、改正案による年金特会の収支試算に含まれる国庫負担と一致いたしましょうか。

○説明員(田村正雄君) 財政見通しが私どもから出ておりますけれども、あの数理計算の時点では最終的な国庫負担のあり方はまだ決まっておりますので、細かい点では少し違っております。

○和田静夫君　そこで、先日、大臣の御答弁では、一九九五年度の国庫負担を確保すると約束さ

れた。そして九五年度の国庫負担は八四年度の価格で四兆七百亿圓。これを仮に年率三%で引き直してみたんです。そうすると、一九九五年度の名目国庫負担は五兆四千七百亿圓。この金額を賄う税金がそのまま確保されたとする。その税金の伸びはGNP成長率六%から五%として、税金の弾性値を一・一、これは大蔵の財政展望から引いたた

一・一。そうすると、西暦二〇二五年度には二十八兆七千二百二十億円になる。厚生省試算では、二五年度の名目国庫負担というのは十六兆六千七百十億円で、十二兆円余の余裕財源が生ずる。GNP成長率は高齢化社会を勘案して低減していくと想定しても、厚生省試算の国庫負担よりもはるかに高い税率を見込むことができると私ははじいた。さらに、所得税に財源を求めてみましたが、所得税の弾性値というのは高い、これは一・三。これはしかし過去五年の最低限。そうすると、二〇二五年の余裕財源は二十一兆七千五百八十億円

先日局長は、税収はGNP程度しか伸びないと
いうふうに私におっしゃった。その見通しはこれ
にもなるわけです。

は誤りですよ。なぜならば、税収は直接税中心主義でありますから、GNPよりも高いというのはこれは税理論の常識ですよ。税収の伸びを国庫負担に回すだけで厚生省試算よりもはるかに高い国庫負担が可能となる。

○国務大臣(増岡博之君) ただいま御説明申し上げた数字もかなりラフな数字であり、予測が必ずしも正確とは言えないと思いますけれども、同時に税収の方もやっぱりいろいろなことが言われておりますし、これからの成長率その他であります、基本的には、先生御指摘のように弾性値を幾らに見るかということとは非常に難しゅうございまして、成長とそのまま横ばいということはありませんかと思ひます。

○和田静夫君 この税の弾性値問題というのは私は予算委員会でやつてきたばかりでありますし、同僚の安恒委員もいますが、二人で税収問題をずっとやつたんで、このところでは中曽根総理以下大蔵大臣もちゃんと確認をしていることです。から、この数字は動かないんです。

そこで厚生省、一九九五年度の税収をそのまま
 税収の伸びに合わせました。そして確保してみ
 た。そうすると、保険料率はおたくの試算より低
 い。

くならぬことになりました。それで、再計算を示してもらいたいと思うんです。これも、ここでやれと言ったらまた何か意識的にこの委員会をとめるということになるといけませんから、これは出してください。あるいは、これだけの国庫負担を確保すれば基礎年金給付も高くなる、これは私の考え方です。そういう再計算を要求していただきますが、要求にこたえられますか。

○政府委員(吉原健二君) 結果が御指摘のような
 姿になるかどうかわかりませんが、御指示に従つ
 て試算をさしていただきたいと思います。

○和田静夫 次に、この前の最初の質問に戻るんですが、賃金スライドです。大臣、まあ局長でもいいんですが、先日の私の想定、標準報酬上昇

率年率六％、物価上昇率二・四七％、これでいきますと、財政再計算直前時点では年金額の標準報酬に対する比率は、年金局作成のパンフにあるように六九％となるのではなくて、六〇・六％まで落ち込んでしまう。これは確認できますね。

○説明員(田村正雄君) そのとおりでございます。再計算直前の時点で申し上げますと六〇・六、そのとおりでございます。

○和田静夫君 それからも一つ。おたく作成のパンフのように六九%を維持するためには、年々標準報酬上昇率と同年の年金額自動改定が必要である、この点も確認できますね。

○政府委員(吉原健二君) 毎年毎年の給付水準というもので六九%を維持するためには、おっしゃる通りに、毎年その賃金に見合った改定というのが必要になってくるわけですが、この改正案においては、五年ごとの再計算のときに賃金水準に見合った見直しを行うと、その間の毎年の取り扱いにつきましては前年度の物価上昇率にスライドをする、そういう考え方をとっているわけでございます。

○和田静夫君 前段私を認められたからそれでいいんです。後の方は、ちょっとこれ、往復でございますので、時間の関係がありますから、端的な答弁で結構です。

年金局長は先日私に、財政再計算時に標準報酬にスライドさせる根拠、これは厚年法の二条の二に求められている。しかし二条の二は、「国民の生活水準その他」とあるだけで、賃金にスライドさせるとはどこにも書いていないわけですから、そこには私ばかりこだわった。二条の二はあくまでも努力義務規定にすぎません。賃金にスライドさせるというのは行政裁量でやりになっていることである。そこで、財政再計算時は賃金スライドさせる根拠というのは厚年法にないわけですから、厚年法の体系から物価スライドは出てくる。この解釈というのはそれでいいわけですか。

○政府委員(吉原健二君) 厚年法の解釈、全体を総合的に解釈いたしますと、先ほど申し上げましたように、五年ごとに財政の再計算が行われるわけでございますから、そのときに保険料も見直し、同時にこの二条の二による生活水準の変動に見合った給付水準の改定を行うと、こういうことになっているわけですから、私も実質的には賃

金に見合った賃金スライド的な見直しをやったわけでございます。法律的にはその間の毎年の取り扱いにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、消費者物価にスライドをする、こういうことになっているわけでございます。

○和田静夫君 国民の生活水準をあらわす指標というのは、これは賃金上昇率だけではないわけですか。おたくのスライドは、先日も言われましたが、所定内賃金にしかスライドさせていないわけですか。国民の生活水準をあらわす指標というのは、労働省の毎動統計の現金給与総額もその一つです。あるいは総務庁の家計調査の勤め先収入もそうです。あるいは八三年度には年金額は現金給与総額のわずかに三八%、勤め先収入の二九%、つまり実質的な収入の三割しかないんですよ、これは。これはもう総理府統計と合わせてみたらどうなる。大臣、国民の生活水準の三割なんですよ、三割。これで二条の二の趣旨が生かされているというふうにはどんなに抗弁をされてもなりません。割り増し賃金も一時金も生活給付の性格を強めているわけでありまして、その証拠に家計調査の消費支出は、決まって支給する現金給与を上回っているわけでありまして。

したがって私は、国民生活水準に應じた改定というのであったならば、割り増し賃金と一時金を含めた賃金水準を指標とすべきであると考えます。百歩譲っても、教育費を除いた消費支出を指標とすべきであります。これは一番合理的だと思ふんですが、いかがお考えになりますか。

○政府委員(吉原健二君) 年金の給付水準の考え方は、平たく言いますと、勤労者の平均賃金を基準にしてその六〇%以上ということとこれまでやってきたわけでございますけれども、実際には平均標準報酬という、これもまた和田先生御案内のそういった賃金を平均標準報酬に換算をして、それをもって年金額の計算をする、こういうことになっているわけでございます。

そこで、厚生年金の年金額の改定の考え方でございますけれども、確かに生活水準その他の諸事

情というのは非常に広い概念でございますして、むしろ今御指摘の、決まって支給する現金給与でありまして、現金給与総額でありまして、勤め先収入、それから、あるいは家計における消費支出の額、そういったものをむしろ全部包括した概念というふうに私どもは理解をしているわけでございます。単に賃金というより非常に広い概念、そういう広い概念をもとにして年金の給付水準というものを見直ししていく、こういうふうにご考えているわけでございます。

○和田静夫君 そう言われるのなら、年金局長、二条の二の「国民の生活水準その他」、この「その他」というのは一体何ですか。

○政府委員(吉原健二君) 生活水準といふ賃金水準、それから家計の生活費の水準、消費支出の水準、そういったものもあると思ひますし、それから物価の変動、恐らく「その他の諸事情」の中には、物価の変動等も私は入ってくるというふうにご考えております。

○和田静夫君 いずれにしても、厚年法あるいは政府案には賃金スライドの明文規定はありません。厚年法体系では物価のみが明文規定なわけですから、これはきちんと確認しておいていただきたいところですがね。

○政府委員(吉原健二君) 賃金スライドについての明文の規定はございません。

○和田静夫君 国公、地公の両共済の答申もきのう出ているわけですが、御存じのとおり私たちは長い年月かけて国家公務員等の給与、あるいは地方公務員給与という明文を共済規定の中に、法の中に盛り込んできた経過があるわけですから、これが将来の統合問題の中で消えていくということが予想されることを許すわけにはいかぬわけでありまして。まあ答弁されている局長を除くすべてのそこに座っている国家公務員の皆さんだって、私の言っていることに期待をしているはずであります。あなたも、あるいは腹の中では期待しているかもしれない。

るのなら、年々の改定は賃金にスライドさせる、財政再計算時には、割り増し賃金、一時金、そして消費支出を勘案した国民生活水準指標を算出して、それにスライドさせる。これを私はやっぱり法律に明記させるべきだ、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(吉原健二君) 年々の年金の給付水準を一体何にスライドさせるか。賃金をとるか、物価をとるか。確かにおっしゃる通りに賃金をとるという考え方もあるわけでございます。今度の改正案の御審議に当たりまして、社会保険審議会という御議論があったわけでございますけれども、最終的には、やはり従来どおり年々の給付水準の改定は物価でいったらどうだろうという結論になったわけでございます。

今度の年金改正は、厚生年金、被用者を対象とした年金だけではございませんで、国民年金という一般の自営業者等を対象にした基礎年金も含まれておりますので、そういう基礎年金の水準を考へる場合に果たして賃金スライド的な考え方であるのかどうか、むしろ物価にスライドという方がなじみやすいのではないかと、そういう御議論もあつたと聞いております。そういうことで、年々の年金水準の改定は従来どおり物価でいく、五年ごとの全体的な平均水準の、年金水準の基本的な見直しに当たっては、賃金その他の生活水準の諸指標、それを総合的に勘案して見直しをする、こういうことにしているわけでございます。

○和田静夫君 物価スライドを私は何も否定をしていませんから、一方に偏つたことを言っているつもりはないのでありまして、それじゃ例えば今答弁をされたことを法律の中に明記をされるということになりませんか。

○政府委員(吉原健二君) 今申し上げましたことは、現在の法律の規定の中で従来から運用してきておりますので、今の規定で十分今後とも対応できるのではないかと、そういうふうに思っております。○和田静夫君 そういうふうに、私が言ったこと

のように運用されていない。すなわち、あなた方は所定内賃金でのみ運用してきている、五年のときにも。そのところが非常に問題なわけでありますから、このところはやっぱり明文化をしないからそういうことになるわけですからね。

○政府委員(吉原健二君) 賃金といいますが場合にも、そういった、今御指摘の一時金等を含めるか含めないか、それから一体どの程度の規模の企業の給与なり賃金を指標にするのか、非常にいろいろ難しい議論があるわけでございます。そういうこともございまして、特に賃金をさらにどういうふうに限定するか、もつとはっきりさせたものにすることが難しい。いろいろな御議論がある、そういうことを踏まえまして、むしろ一般的な賃金水準、さらにそれより広い概念で生活水準という考え方を現行制度ではとっているんだらうと思っております。

○和田静夫君 まあ同僚議員が後を詰めますが、これは委員長、この前のときに預けてありますから、今の意見を含んで御検討願いたいと思っております。

それから、基礎年金給付費の見直しについて、これは再質問であります。厚生省、無年金者の現状をこの間答弁なされたんですが、過去五年間で何人、それから西暦二〇〇〇年以降の無年金者を出してください。

○政府委員(吉原健二君) 前回も申し上げましたとおり、無年金者の推計は大変難しいわけでございます。厚生省がやっております厚生行政基礎調査におきまして、六十五歳以上の人口の中で年金を受けていない者の割合という調査をいたしております。それをもとにして推計をいたしますと、過去五年を申し上げますと、昭和五十五年、六十五歳以上人口に対してまして、割合で言いますと八・八%、人数で申し上げますと九十四万人でございます。五十六年は八・一%、八十九万人。五十七年は七・九%、九十万人。五十八年は七・四%、八十六万人。五十九年は七・七%、九十二万人。こういうことでございます。

○和田静夫君 将来はどうですか。

○政府委員(吉原健二君) 将来でございますが、今申し上げました率というものが将来どういうふうに移っていくかということで大変違ってくるわけでございますけれども、私どもはいたしましては、これから制度的にも無年金者が出ないような配慮、措置をこの制度の中でとっております。それから行政努力で保険料の納付について国民の方々に御理解を得ながら進めていきたい、こういう考え方をとっておりますので、将来の無年金者の推計、全くゼロにするか、あるいはそれに近い数字にするか、努力はいたしますけれどもなかなか難しいと考えております。非常に大ざっぱな見当でございますけれども、せいぜい五%ないし六%、六十五歳以上の人口に対しては五%ないし六%の無年金者ということではないかというふうに推計をするわけでございます。人数で申し上げますと、昭和八十年におきましては百四十万人から百六十万人、百年におきましては百四十万人から百六十万人ぐらいいではないかと推計をいたします。

○和田静夫君 大臣ね、私は今の数字で考えるんですが、なぜ成熟時点でもこれほどの無年金者が出るのだろうか。それは、局長がおっしゃるように、拠出額の欠陥から生ずるんだと私は思うんですが、したがって、無年金者をゼロにするためには賦課方式で、そしてミナム保障をする必要がどうして生じてくる。そういう理屈になるわけなので、これはお互い政治家の問題ですから、大臣、このところはひとつやっぱりそういう見通しを立てながら直していくことが必要じゃないですか。

○国務大臣(増岡博之君) 現在保険制度をとっておりますので、保険料を納めていただけた方々に対しての対策が、一人残らず行われるということはなかなか難しかろうと思うわけでございます。しかし、年金に対する認識その他の不足によつてそういう事態が出ておるといたしましたならば、これは行政努力によつて修正しなければならぬと思っております。

○和田静夫君 局長、私の質問に対してどうですか。

○政府委員(吉原健二君) 私ども、率直に言いますと将来とも無年金者をゼロにするということとはなかなか難しいというふうに思っているわけでございます。

それはなぜかといいますと、厚生年金の適用対象のように強制加入の形にいたしますと、保険料も自動的に納める形になる、強制徴収という形で天引きされるということで、必ず年金に結びつく、つまり、厚生年金の適用対象者につきましては一〇%年金を受けるということになるわけでございます。問題はやはり国民年金でございます。国民年金のように、強制適用という建前はとっておりますけれども実際にはみずから進んで保険料を納めてもらわないと年金に結びつかない、こういう制度上の仕組みになっているわけでございます。また、適用対象も厚生年金の適用を受けていない、まあいわば所得のない人、納められない人、いろいろな多種多様な人を全部ひくるめて年金の対象にしているわけでございます。それから、行政努力はいたしてもなかなか、全部全員の方が一人残らず年金を受けられるような結果にすることは、言うべくしてなかなか難しいんじゃないかと思っております。そういうことで、これから努力はいたしますけれども、どうしても若干の無年金の方は残ると考えざるを得ないと思っております。

ただ、だからといって、社会保険方式ではだめなんだ、これを一律ほかの方式、例えば六十五歳になればだれでも年金がもらえるような、税金で年金がもらえるような仕組みにすることが果たしていいかどうか。また、そういうことが財政的にも成り立つかどうかということになりますと、今の時点では大変難しいんじゃないかというふうに思っております。

○和田静夫君 ところで、先日数理解長が私に答弁されました、西暦二〇二五年には受給者は国年で六百七十七万人と言われました。厚年で千七百八十万人、合計二千三百九十七万人ということになります。無年金者は百四十万人から百六十万人が局長の答弁ですから、そうしますと共済グループが百五十万から百七十万人となるんですが、それでいいでしょうか。

○説明員(田村正雄君) 先日申し上げました数字の中には、共済の方の受給者も含まれております。

○和田静夫君 共済も含まれている――そんなことないでしょう。

○説明員(田村正雄君) 基礎年金は、厚生年金、国民年金、共済組合、全体を通じて給付でございます。ですから、共済の方も自動的に入ってくる、こういうことでございます。

○和田静夫君 ちょっと私は先日の答弁がどうしてもわからないんですが、一号被保険者で満額受給する者は四百六十三万人です。この人々は年額六十万円を受給する。そうすると、受給総額イコール拠出金は二兆七千七百八十億円ですね。二、三号の方は千七百八十万人でしよう。これに六十万円掛けてみたが拠出金総額は十兆六千八百億円でしよう。これを厚生省資料の基礎年金給付費の見直しと突き合わせますと、実はつじつまが合わないんですよ。二号、三号の方は厚生省見通しでは九兆八百五十九億円にしかならぬ。一号の方は厚生省見通しとの差が六百七十七億円しかない。この六百七十七億円は満額以下の受給者の拠出分ですから、このうち三分の一は国庫負担でしょう。正味の拠出分は約四百五十億円。私の計算のはわずかに二年にしかならないんですね。こういう想定というのは全く非現実的だと思っております。これ、ちょっと完璧に理解できるように説明してみてください。

○説明員(田村正雄君) 先生の数字を詳しく検証させていただきますと思っておりますけれども、まず、

基礎年金の給付の成り立ちをちょっとお話し申し上げますと、基礎年金給付費総額といいますが、出ていますけれども、その中には、共済組合、厚生年金、国民年金全体を通じて基礎年金分の給付費が含まれております。それにプラス現在の障害福祉年金の給付費も含まれております。その中から拠出金の対象になりますものは現在の障害福祉年金の四〇％分、それから免除期間に相当する給付費、それから現在国民年金の経過年金と申しましょうか、経過年金のかき上げ分の国庫負担、そういうものを除きましたものが拠出金の算定対象額になっております。

先生お持ちの数字で申し上げますと、例えば二〇二五年のときの数字で十四兆二千三百九十三億という数字をお持ちかと思ひますけれども、その数字の中、それが実際に各制度から拠出していただく拠出金の総額でございます。そのうち国民年金の負担分が二兆八千四百五十七億、それから厚生年金の本人の負担分が六兆四千二百億、それから厚生年金の被扶養配偶者の分が二兆六千七百三十九億ということになっておりまして、この三つを合計いたしましたも実は十四兆二千三百九十三億にならないわけでございます。これは先生検証なさったと思ひますけれども、それは一体何か、こういうことでございます。それは実は共済組合の方の本人の拠出額とそれから共済組合の被扶養配偶者の分の拠出金、こういうことになっておるわけでございます。

そういうことでございますから、先生お話しのようなことになるとか、今の時点でちょっとチェックはできませんからまた後ほど伺ひさせていただきますと思ひますけれども、そういう要素があるということをお理解いただきたいと思います。

○和田静夫君 今、私一つ聞きたいのは、平均納付済み年数というのは大体どのぐらいになるんですか。それも後ですか。

○説明員(田村正雄君) 後でちょっと説明させていただきます。

○和田静夫君 実は、ここがはっきりしないと給付費から拠出金額がつかめないんです。

○説明員(田村正雄君) 先ほど申しましたように、基礎年金給付費総額、例えば二〇二五年では十四兆六千三百四十四億という数字がございまして、その中から拠出金でいただく分というか、拠出金で各制度から拠出していただくのが十四兆二千三百九十三億、こうなっておりますけれども、それを分解いたしますと、各制度の持ち分になるわけでございます。それを、先ほど申しましたけれども、共済の分をちょっと手元にございましての申し上げたいと思ひますけれども、ここにございす例えは二〇二五年で申し上げますと、今の時点のところでございすけれども、共済組合の本人負担分が一兆五千九百六十一億でございます。被扶養配偶者の分が七千六百六十六億、合計いたしました二兆三千七百二十七億が共済組合からの拠出金、こういうことになっておるわけでございます。

○和田静夫君 私のあれに答弁をされない——それじゃ、あと少しやって、若干時間を残させてもらいましょ、今のところ出てきませんから。ちょっとこのところ飛びます。それで、このところを後で突き合わせてからもう一遍質問をいたします。

経過措置についてですが、午前中もありましたし、それからこの後対馬委員が詰められますが、興味のあるものだけちょっと聞いておきたいんですが、船員ですが、経過措置が大変厳しい。標準報酬月額二十五万で計算しますと、改正直前と直後とでは、五十五歳で年四十四万円の受給格差が出ます。これは格差の出過ぎです。なだらかな経過措置が必要と思われまますが、いかが考えますか。

○政府委員(吉原健二君) 船員あるいは第三種被保険者、坑内夫の方の年金額の計算の上での乗率の決め方でございすけれども、御案内のように、一般の被保険者につきましては六十歳から年齢を二十年掛けまして徐々に乗率を下げていく、低くしていくという考え方をとっているわけでございます。

ざいます。坑内員の方あるいは船員の方につきましても、同じ年齢につきましては同じ乗率にするということにしておりますので、今御指摘のような例につきましては、五十四歳の方でやめた方とやめない方、かなりの差が出ることは事実でございます。

これはなぜそういうことになったかといふと、けさほどの御議論にもございすように、実は船員や坑内夫の方の支給開始年齢をどうするか、現在の五十五歳をそのままにしておくかあるいは一般の被保険者と同じ扱いにするかということがいろいろ議論になりました。年齢につきましては現行の五十五歳のままとしておこうじゃないかということにした結果、この乗率の扱いが年齢によつて第三種や船員の方については、六十歳から五十五歳、その間は一般の被保険者と合わせた格好になるものですから、結果的に非常に差が出てしまった、こういうことになったわけでございます。

その部分だけを言われますと大変その差が大きいことも事実でございますけれども、もしこれを是正しようと思ひますと、またその第三種の坑内員の方あるいは船員の方につきまして別に年齢別の新たな乗率をつくらなければならぬというふうなこともなるわけでございます。その段階とかあるいは差という点だけからはいろいろ御議論があるかと思ひますけれども、そういうこととどういった結果になっているか、支給開始年齢を五十五歳にしたことに伴う段階であり差であるというふうな私どもは御理解をいただけないかというふうな思つておるわけでございます。

○和田静夫君 詰め後は後ほど対馬委員がやられますから、入り口だけ私やっておきますが、私は、少なくとも共済年金並みの取り扱いをとるべきだと実は考えているんです、これ。その点が一つであります。

それから、保険料率触れられましたが、この引き上げについても、これは船員に限らず、坑内員、女子についても同様ですが、厳し過ぎます。これはもう再考されるのがしかるべきだ、そういうふうな考えます。これも後ほど論議がありまから、私の時間がなくなってきましたから、私の意見を述べておきます。

そこで、この最も前提になるもので財政統合についてですが、船員保険の昭和五十九年度時点における未積立債務、それから平準の保険料率、積立金比率、これ出せますか。

○説明員(田村正雄君) 先生御指摘の数字、全部はちょっと手元にございせんけれども、積立比率を申し上げますと、昭和五十八年度末で船員保険は三・九八、こういうことになっております。

○和田静夫君 あとの二つについては後で出ますか。

○説明員(田村正雄君) 未積立債務というのはちよつと私どもつかんでおりません。

○和田静夫君 つかんでいない。

○説明員(田村正雄君) はい。それはこういうことだと思ひます。未積立債務という概念は企業年金での概念だと思ひんでございす。それで、厚生年金あるいは船員保険ではそういうものを特別に区別しないで平準保険料を出す、こういうような考え方を今までとつてきていたのだと思ひます。そういうことでございすので、未積立債務ということと債務を二つに分けておいて、積み立てられておる分、積み立てられていない分、こういうふうに分けるといふことは従来からやっておりますので、それはちよつとわからないのではないかとと思ひます。

○和田静夫君 国民年金の方は、今言つたやつは出ますか。

○説明員(田村正雄君) 国民年金についても、厚生年金と同様でございすから、未積立債務という概念はございせん。ただ、積立比率というふうなものはございす。例えば、昭和五十八年度末でございすといふ・六三、こういうことになってございす。

○和田静夫君 平準保険料率は後から出してもらふ、このところ若干時間残しておきますから、厚生大臣、ちよつと思ひついたのですが、筑波

の中毒一〇番が廃止の憂き目に遭っているわけですね。これは七億四以上の医療費の削減というメリットを持っているわけで、厚生省としてもぜひ存続に力を注ぐべきだと思うんですが、どう考えていますか。

○国務大臣(増岡博之君) お尋ねの件につきまして、私は、私十分承知いたしておりますので、至急調査をいたしまして検討したいと思ひます。

○和田静夫君 厚生大臣、これ、ぜひ存続させるべきだと思うんですね。意見を述べておきますので後ほど返事をもらえばいいです。

單身者加給ですが、基礎年金で夫婦が十万円、單身者が五万円、落差が非常に大きい。一人五万円という水準も最高額ですから、最悪の場合は單身者で三万円程度しか受給できないというケースが繰出する可能性が強い。そこで一つの提案なんですが、單身者の加給制度をつくるべきじゃないか。夫婦で十万円だから單身者は半分でよいという理屈は立たぬ。例えば、家賃というのは夫婦二人であろうが單身者であろうがそんなに違わないわけです。食料品でも單身者だから二分の一でよいということにはならない。つまり、單身者の場合、支出が夫婦二人の二分の一でよいという理屈は成り立たないわけです。

そこで、まず大蔵省にお尋ねしますが、生保の連生年金で夫婦二人が生存している場合十万円、ニーズが生じて、そして夫婦のいずれか一方のみが生存している場合には七万円のニーズが生じるというわけですが、額の水準はともかくといたしまして、單身者が夫婦二人の二分の一ではなくそれ以上のニーズがあると考へた方が合理的だということでしょうか、これは。

○説明員(龍玉惟男君) 御説明いたします。

私も保険審議会の生命保険部会というのを昨年の九月から開催をいたしております。高齢化社会の到来に備えて生保事業はどうあるべきかというのを御審議をいただいております。その一環といたしまして、先生御指摘のありましたように、今後の個人年金を検討する場合に、個人ごと

ではなくて夫婦ごとの年金、いわゆる連生年金というものを一つの検討材料としたわけでございまして。ただ個人年金は、御承知のように公的な年金制度が提供する全国民に共通的な、あるいは基礎的な年金保障を超えるニーズでございまして、所得の状況であるとか世帯の状況によって大分いろいろとニーズが違ってきます。したがって、標準的な個人年金の額を想定することは非常に難しい性格でございまして。ただ、保険審議会の審議の参考に供するために、あくまでもその一つの仮定といたしまして、夫婦で十万円の個人年金のニーズがある、單身の場合には七万円の個人年金のニーズがあるという場合の試算をいたしたわけでございまして。

そこで、お尋ねの十、七万という数字でございまして、実は今二つの保険会社が、夫婦の場合には一〇〇%で、片方が亡くなりまして單身になった場合には夫婦の場合の五割あるいは六割という商品も、既に二商品提供をいたしております。したがって、個別の商品を個々の会社の名前をつけて保険審議会の参考に出すということは非常にまずいということとございまして、五割と七割というのは既に商品としてございまして、その上の七割をとって十、七万のケースを中立的なケースとして審議会の場に提供をした、こういうことでございまして。

○和田静夫君 そこで大臣、この政府案ですと、單身者は夫婦の二分の一となる。これは生活実態を踏まえて全くナンセンスな設計であろうと私は思ふ。單身者加給制度というのは十分に検討に値する制度だと思うんですが、そういう修正は受け入れられますか。

○政府委員(吉原健二君) 今回の改正案におきましては、給付水準というものを適正化する、その場合に基本的には年金の水準というものを單身を基準に考へるということにしたわけでございまして。單身を基準にして考へますが、実際にその世帯として受ける年金は夫婦二人の場合と單身の場合と合理的な違いが出てくるように配慮をする

いうことにしているわけでございまして。

具体的には、サラリーマン家庭の場合におきましては、夫婦の場合には標準モデル年金で十七万六千円程度の水準でございまして、單身になりまして十二万六千円。基礎年金の五万円がな

の国会審議に対して、大臣並びに政府はどのような態度で臨んでおられますか。

○国務大臣(増岡博之君) 国会におきましてできるだけ御理解をいただきまして、できるだけ早く御可決いただきますようお願いを申し上げておる立場でございまして。

いわけでございまして、五万円と上の二階建ての報酬比例部分で十二万六千円。まあ十七万円と十二万円とございまして、一方を一〇〇としますと七〇と、こういう水準になっているわけでございまして。

恐らく御指摘は、基礎年金が單身の場合五万円、夫婦の場合十万円というのとはそうならないじゃないか、それを何か考へるべきじゃないかと

今度の社労で質問をするということになりました。官房長がその夜よろしくというごあいさつにお見えになったんです。今私の手元にこれだけ資料がたくさんございまして。これは審議促進のためにもぜひ必要な資料なんです。土曜日全日お持ちになりませんか、厚生省だけは週休二日を完全に実施されているなと思ひましたし、月曜日の午前中まで待つておりました。ところが、午前中お見えになりません。そこで、やむを得ず私の方から官房長に電話をしたら、三時過ぎに資料が来ました。また、けさこれだけ膨大な資料が来たんです。こういうものを見て、私がすぐ質問をすることができるとお考えでしょうか。

た場合にも、やはり基礎年金については單身五万円、夫婦十万円、つまり一対二の関係、これでもって考へざるを得ないではないか。私も立案の過程におきましては、そういう一対二の関係を踏まえて一対二ではなしにもう少し何か差をつけられるかつけられないか、いろいろ検討はいたしましたけれども、なかなか制度の仕組みとしては難しい、こういうことになったわけでございまして。

○和田静夫君 それじゃ、あと十五分ほど残して、資料が出てきてからやらしていただきますが、私は、この單身者加給制度というのものは十分に検討に値する制度だと思うんですが、ぜひこれは強く要望しておきます。

○安恒良一君 まず、私は大臣に直接お聞きしたいんですが、現在議題となつています年金改正案

○安恒良一君 まず、私は大臣に直接お聞きしたいんですが、現在議題となつています年金改正案

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のことにつきまして、昨日官房長から経緯を聞きました。まこ

とに内部の連絡不行き届きでございまして、この点は責任者として私からおわびを申し上げる次第でございします。今後そのようなことがないように十分配慮してまいりたいと思ひますので、どうか御理解をいただきたいと思ひます。

○安恒良一君 本質的なことに入らなきやなりませんから、これはこれで終わりますが、大臣並びに関係局長によく申し上げておきますが、こういうことを今度されたら質問に入れませんから、それだけは言っておきますよ。今回はこれで免罪にしましょう。しかし私は、資料というものはやはり早急に提出。少なくとも審議してもらうのにはまず法律の資料を持ってこないなんてばかな運営はないんですよ、そんなばかな運営は。私は国会議員を七年しておりますが初めてです。ですから、最近厚生省はそこまで墮落をしたのかと思ひます。それだけ言っておきます。

それでは質疑に入っていきます、具体的に。まず、既に何人かの委員から出ておりますが、私は、基礎年金というものが今回の改正の中心になっておりますから、基礎年金とは何だろうか、それからその根拠をひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(吉原健二君) 基礎年金と申しますのは、今回の年金制度の改革のいわば第一の柱でございまして、現在幾つもの年金制度が我が国にございまして、その各制度の共通の給付として基礎年金というものを設ける、同時にその基礎年金に係る財源の負担は各制度が公平に負担をする、こういうことによつて、従来から指摘をされております年金制度間の給付の格差、あるいは負担の格差というものを是正をする、同時に基礎年金につきましても、各制度が共通に経費を負担することによりまして負担の公平を図つていく、こういうわけで基礎年金制度を導入したわけでございします。

その基礎年金の水準の考え方でございますけれども、これは先ほど来いろいろ御審議いただいておりますけれども、私どもといたしましては、あ

くまでも老後生活の基礎的な部分を賄うに足りる年金額とする、同時に、それはその基礎年金を負担するに必要な保険料の現在及び将来の負担というものを十分考慮し、それとのバランスで給付水準を設定する、こういったことで今回の基礎年金の審議をお願いしているわけでございします。

○安恒良一君 いろんなことを言われていたが、統合一元化をする、負担と給付の公平、それから共通の負担、老後生活の基礎的な部分、こういうことになりませんか。そうすると、この老後生活の基礎的な部分という中身が私にはわからないんですね。少なくとも私は、年金を議論するとき一番必要なのは、いわゆる老後生活に必要な、憲法に保障された最低生活費というものと、今あなたがおっしゃったところの老後生活の基礎的な部分というところの関係について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉原健二君) 私どもが頭に置いております老後生活の基礎的な部分というのは、老後の生活費、さまざまな消費支出がございしますけれども、その中で衣食住、それから光熱費、そういったものを中心にした消費支出、これが老後生活の基礎的な部分に当たる消費支出ではないかというふうに考えているわけでございまして、それ以外のいわゆる雑費というのがございしますが、逆に言いますと、各種の消費生活費の中からいわゆる雑費を除いた衣食住を中心にした生活費、これを老後生活の基礎的な部分というふうに考えているわけでございします。

○安恒良一君 それが五万円のことですか。

○政府委員(吉原健二君) 具体的にどのような水準を老後生活の基礎的な支出あるいは基礎的な部分を賄う支出、金額ということかということになるわけでございしますけれども、一つの参考にしたいたしたのが昭和五十四年の全国消費実態調査というのがございします。

○安恒良一君 それは根拠はよくわかつているから、それが五万円なのかどうかと、端的に言つてもらえたい。

○政府委員(吉原健二君) それをもとにして推計をいたしますと、単身の場合に現在の五十九年度の価格で約四万七千円が私が先ほど申し上げた水準に当たりますし、夫婦の場合には約八万三千円が私が先ほど申し上げた水準に当たるわけでございします。

○安恒良一君 そうしますと、短絡的に言うところ、老後生活の基礎的な部分は五万円だと、単身の場合ですね。夫婦の場合は十万円だと、こういうことになるんです。

そこで、今度は大臣に聞きたいんですが、そう一方において答弁をしながら、この場合に、これから新しく発生する人は四十年掛けなければ五万円にならない。これはもう今までの議論の中ではつきりしていますね。それから無年金者、これも和田さんの追及でたくさん、こんなに無年金者が出るということもこれはつきりしているんですね。にもかかわらず、今あなたが言ったところの今回の改正のなかめが、その中のかめが基礎的な年金である、その一つの重要な要素は老後生活の基礎的な部分をこれによって賄うんだと、こう言っております。その金額は五万円だと。ところが、実際に五万円ももらえない人がざらざら出てくる。こういうことで基礎的な部分を確保できたということが言えるんでしょうか。

私は少なくとも年金をつくる際には、いわゆる国民が憲法に保障された最低生活の保障年金、それが必要だと思ひます。しかしその言葉は、あえて言葉のやりとりよりも、今言った考えを聞いていただいても、四十年掛けた人がやと五万円になるということと五万円にならない人がたくさんで、きつという現実を、大臣、今の私と年金局長のやりとりでどうお考えになりますか。それで本当に保障ができるんですか。基礎的な部分の保障はできてないじゃないですか、全然。

○国務大臣(増岡博之君) 将来の姿を考えてみますと、恐らく四十年ぐらい掛金をお掛けになるのが標準的であろう。また、その金額につきましても、先ほど局長から御説明申し上げたとおりでございします。大宗はそういうことでございします。四十年未満の方もあるいは出てくることは御指摘のとおりだろうと思ひます。

○安恒良一君 答弁になっていません。僕が聞いているのは、二十歳から六十歳まで四十年間の保険料を納めた者に最高で五万円の基礎年金を保障するというのが今回の法律なんです。ところが現実、後から詰めていきますが、これからいわゆる四十年掛金を掛けられない人が出てくる。それから現在もたくさん、和田委員が詰められましたように、いわゆる保険料免除者、無年金者、例えば昭和五十八年には国民年金の一六・七％の人がそういうことに、保険料免除に該当しているじゃないですか。そういう方々はみんな五万円にならないんですよ。だから五万円にならない人が全体の受給者の中で二〇％も三〇％も出るんですよ、あなたたちの計算でも。それなのに、五万円がどうしていわゆる生活の最低を保障する基礎的な部分だと言へるんですか。そのことを大臣に聞いているんです。あなたの言ったことと答へになっていません。大臣、どうですか。

○政府委員(吉原健二君) 考え方といたしまして、おっしゃいましたように四十年納付で五万円でございますけれども、確かに所得が低いために免除を受ける、そのために五万円を下回るといふことは十分予想しているわけでございしますけれども、しかし大半の方、大多数の方は、確かに長い期間ではございしますが、国民年金の保険料を払っていたら、サラリーマンの方にございましては、これは滞納ということがあり得ないわけでございしますから、一〇〇％基礎年金の五万円の受給者になるわけでございしますが、考え方といたしまして、四十年で五万円、これでもって老後生活を賄うに足りる年金にしたいと、こういうことでございします。

○安恒良一君 そんなごまかし答弁してもだめです。サラリーマンの方に滞納がありませんか。五人未満の事業所で何人働いておられると思う。それ言ひないさい。それで、その中で厚生年金適用が何人

おる、五人未満で。そんなごまかし言つたらいけないよ。サラリーマンというのは五人以上の事業所だけの人を言うんじゃないんだよ。五人未満で何人働いておつて、厚生年金を何人適用受けておるか言つて下さい。すぐあなたが言うことがごまかしだということがわかる。

○政府委員(長尾立子君) 昭和五十六年の調査で申し上げます。

現在厚生年金の無適用事業所に働いておられる方は、私どもは三百六十五万五千人というふうに推計をいたしております。これらの方々につきましては厚生年金が適用されておられませんで、先生御指摘のとおり、国民年金の被保険者として保険料の納入をお願いいたしておるということでございます。

○安恒良一君 大臣いいですか。サラリーマンは滞納がないと彼は言う。三百万以上の――あれは古い。統計五十六年ですからね、今はもう違います。まだふえています。五百万ははるかに超えていますよ。五人未満で働いている人は五百万を超えています。現在では、そういう人々が国民年金。国民年金の場合にはいわゆる保険料がこれから毎年三百円ずつ上がっていく。今ですら掛けづらいいんですが、最終的には一万三千五百円、一人です。そういうような中で、現在既にこの保険料免除者、無年金者の合計というものが、この前の和田さんのあれでは一六・七%出ていたでしょう。そしてきょう、ラフに、将来は減るだろうと、こう和田さんの追及について言っていますけど、こういうような状態で本当に生活に必要な基礎的な部分を賄える五百万の年金が保障されていると言えるんですか。このところは大臣、考え直すべきじゃないでしょうか。それはなぜかというところ、少なくとも北欧型、スウェーデン、英国、カナダ、オランダ、ノルウェー、どこも立法例を見ましても、すべて均一年金額なんです。すべて均一。日本のように、基礎年金だ、そして基礎的な部分をこれは保障するんだと、こう言いながら、すなわち最低生活保障年金的な性格をこれは欠落を

しているんじゃないですか。これが今回の改正の基礎になっているところ、私が私は非常に重要だと思ふ。

あなたたちがおっしゃったように、年金が八つに分かれてばらばらだ、負担も給付も不公平だ、そこで横並びに国民には一つの年金を保障しよう、この考え方は私たちが評価します。また、これは何もあなたたちが言い出したわけじゃないで、既に制度審が、日本の現在の年金は八つの法律によつてばらばらに縦割りの年金である、財政の行き詰まりと年金格差の拡大などの欠陥を是正するために北欧型の横割りの年金を採用し、年金の統合を実現するようにと、そういう答申を出しているわけですよ。そういうものを受けて出された年金に、基本的な基礎年金についての致命的な欠陥があるんじゃないですか。

しかも申し上げたのは、年金局長が、大多数の人はと、多くの人はと。そんな感覚でよく年金局長務まるね。基礎的な部分といつたら、一人も漏れなくそれが適用されるというふうにしなけりやならぬ。あなただつて言つたでしょう。老後生活の中からは、いろんなものを除いていわゆる衣食住、本当に必要なものを計算したら一人こうなりまして、二人でこうなりましてとあなた言つたでしょう。それがみんなにやはり保障されるというところが制度審が――この制度審というのは、御承知のように各省の事務次官も全部出ていますよ。総理直属の機関です。そしていろんな人が出て、そこでその方向に向かつてのこれは改正であるはずですよ。それが一番大きな欠陥をしたことは、いわゆる二十歳から六十歳まで四十年掛けた人が初めて五百万ももらえるところに大きな欠陥があることはお認めになって、今度のこの改正で、参議院段階で修正できるのか、そうでなければ次の段階においてはそういう欠陥者が一つも出ないようにする、これぐらいのことは大臣お考えになったらどうですか。

これは数理的な答弁じゃないんです、これは今回の改正の基本に關することですから、私は例え

ば、それじゃこの次は少なくともこのところは検討をきちつとして、やはり北欧型に、均一的な年金を全体の国民に保障するんだと。すなわち、六十五歳なら六十五歳からもらえんといつたときには、みんなが最低の五百万はもらえんならもらえんという方向にいかんやいけなんじゃないですか。既に制度審がそのことをきちつと答申を総理にしているじゃないですか。大臣、どうですか。

○国務大臣(増岡博之君) さすが専門家の安恒先生、大変傾聴に値するお言葉でございます。

しかし、私どもの今考えておりますのは、今考へ得る中で将来にわたつて長期的に安定をする年金にしようということの方が中心になつて御指摘をいただいております。したがって、いま私どもは現在の案の中では一番堅実な案であると考へておりますけれども、一応この年金が御審議をいただきましてスタートさせていただきまして後の課題としては、私ども十分に受けとめてまいりたいと思ひます。

○安恒良一君 大臣、あなたは重大なことをお抜きにして、ただ単に安定するんだつたら二万円なら二万円やっておけばみんな安定するんですよ。それじゃだめじゃないですか。あなたたち自身が五百万の基礎を、老後生活の基礎的部分はこれによつてすべてを賄うんですよ。言つたばかりじゃないですか。それで今度私から言われたら、いや、保険財政の収支を合わせる、保険制度が将来安定すればいいんだと。将来安定するだけで、基礎的な部分が、生活が賄えないような年金が世界の先進資本諸国にありましか。あなたはまた後進国に後戻りするんですか、大臣。そうじゃないでしょう。今すべてに五百万を全部に払うという場合に財政がどうということならわかるけれども、二つのことを忘れたら困るね。

年金を決めるときには、年金制度が安定しなければなりません。収支が償ふということも重要なことです。私はそのことを否定しません。しか

し、それによつて年金を受ける者の老後生活が、少なくともあなたたちの言葉をして言うならば基礎的な部分、私から言うところの最低保障というものは年金によつてしなければ、これからいよいよ高度経済成長が終わつて、非常に高年齢の、こういう国家に今なろうとしているんじゃないですか。そのときに年金を考へるときにこの二つは、制度の安定と同時に少なくとも老後生活の基礎的な部分が安定するということを考へなきゃいけないんじゃないんですか。

そういう意味で私は、例えば今度修正ができなければ次回のときには十分そこところは検討する、そしてその方向に向かうなら向かう。各国は全部やっていることなんですから。いま一遍そこを考へる大臣、答弁をしてくださいます。あなたはとも肝心なところが一つ抜けている。

○国務大臣(増岡博之君) 先生の御指摘の趣旨を踏まえまして、将来の検討課題として確かに受けとめてまいりたいと思ひます。

○安恒良一君 それでは、これはそういうこととひとつ今後詰めていただくときにまた十分考へをお願ひをしておきたい、このことを申し上げておきます。

それでは、今度の中身を見ますと、国民はこの改革は被保険者の負担を増大させ、給付水準を引き下げ、国庫負担の減額を目的としたもので、大変な不満があります。ですから、きょうもこんなにくさんの方が傍聴にお見えになつていらっしゃるわけです。そういう指摘が当たつていっていると思うのですが、このようなく素朴な疑問に対して、十分な資料を出して説明をされているというふうには思ひますか。どうでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 私ども、法律にございますように、五年ごとに財政の再計算をし、保険料の水準、それから給付の水準について見直しをし、改定をするというのを過去においてもしてきたわけでございます。その際、再計算の結果による将来の財政の収支見直し、そういったものを、直前のそのときまでの社会経済情勢の変化と

いうものに合わせながら財政収支の見直しをし見直しを指示した上で、こういうふうな年金制度を改正したいという御議論をお願いしてきただけでございます。

今回の改正に当たりまして、私も私どもなりに大変な時間をかけて、各方面の御意見も参考にし、私もやりました財政収支の見直し、その試算、幾つもの試算というものを審議会等でもお示しをした上で、今回の改革案を法律として国会に提出をさせていただいたわけでございます。

○安恒良一君 それじゃ少し具体的に聞きましょう。私は十分でないと思いますから、ひとつ具体的に指摘をしていきたいと思います。

例えば、年金財政の安定と長期的な発展を図るためには、年金制度の持つ潜在的な将来の債務の大ききについても正確に把握し、そのことに關して国民の十分な理解と認識を得る必要があると思ひます。そのためには、社会保障制度審議会のいわゆる年金数理部会から昨年の一月に非常に立派な報告が提出をされております。この中にもそういうことがすべて書いてありますが、今回は単なる再計算じゃありませんね。

〔委員長退席、理事佐々木満君着席〕

いわば我が国の年金の基本的な大改革なんです、これは。これから二十一世紀を展望した大改革なんです。ありますが、その大改革に当たって、私の手元にはやつときよの朝ばらばらな資料が出てきました。本当にここで指摘をされているような諸資料というものを十分に社会保障審議会の段階においても、また衆議院の段階においても、参議院の審議の段階においても、あなたたちは出したというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 将来の年金財政の収支見通しの基本的なデータといえますが、例えば各制度ごとによる将来の被保険者数、受給者数、それから給付費の額、それから改正案に基づくそれぞれの被保険者数、受給者数、給付の額、それから将来の財政収支試算、そういった基本的な資料

につきましては、社会保障審議会、それから社会保障制度審議会の御審議の過程で提出をし、審議の参考にさせていただきまして、衆議院におきまして、できるだけ資料のお求めに應じまして、私も手持ちの資料をすべて御提出をさせていただいたわけでございます。

安恒先生には、先ほどおしかりを受けましたけれども、大変不十分でございましたことをおわびをさせていただきます。

○安恒良一君 うそを言つてはいけませんね。いまさつき数理課長が来て、私が要求した資料で、できていないものもたくさんあると言っているんですよ。

聞きますが、まず、今後六十年ないし七十年の長期にわたって、次の項目において将来の見通しを作成すべきであります。

被保険者数、年金種別受給者数、標準報酬、俸給総額、年金種別給付費総額、成熟度、修正成熟度、換算成熟度、純付加保険料率、給付報酬比率等が必要であります。例えばこの中で明らかになっていないと思ひますのは、保険料の料率の基礎となる標準報酬、俸給総額等が将来にわたって、きちんと私がきのう資料要求していますが、資料を積み上げる必要はありません、この中で、これとこれとこれとはできております、これはできておりません、はつきりしてください。それだけ言つてください。

○説明員(田村正雄君) お答え申し上げます。

先生御指摘の中では、換算成熟度というお話がございましたけれども、この点につきましては、換算成熟度と申しますのは共済組合の整理資源がある場合だけに適用される数字でございますので、これは私もには該当しないということで計算をしております。

それからもう一つ、純付加保険料ということがございますけれども、これも実は段階的な保険料をとつておりますので、こういう純付加保険料ということをする必要はないのではないかと、いうことで作業はいたしております。

それから最後になりましたけれども、給付報酬比率というのが、実はまだ作業としてはできていない、こういうことでございます。

○安恒良一君 給付報酬比率も作業を行っていない。それから、保険料の基礎となる標準報酬、俸給総額、これから五、六十年分の資料をきょういただいておりますか。大変小さい字でいただいておりますから、いただいた資料の何ページなら何ページとみてくださいます。これのどれですか。

○説明員(田村正雄君) 御説明申し上げます。被保険者数と、まず順序から申し上げます。

○安恒良一君 いや、そうじゃない。今私が聞いたことだけでいいんだ。

○説明員(田村正雄君) 標準報酬の額でございますけれども……

○安恒良一君 俸給総額ね。

○説明員(田村正雄君) はい、そうでございます。四枚目にあるのではないかと思います。四枚目に、「標準報酬の推計」ということで、「(1)標準報酬指数」という欄と、その次に、「(2)被保険者一人当たり平均標準報酬月額の見通し」ということでございます。これが先生お話しした標準報酬総額の計算のベースになっているわけで、この標準報酬月額に、この前にございます被保険者数を掛けますと標準報酬総額が出てくる、こういうことでございます。

○安恒良一君 人に出す資料で、掛けますとできるなんていうのはだめじゃないの。掛けたやつをきちんと出してこなければ。私は総額といつて聞いているんですよ。ここから計算機ではじくんですか。そんなばかなことないじゃないですか、あなた。私はきのう、このことについては全部資料をちゃんとつくつてきなさい、こうあなたたちに言つてあるでしょう。

○説明員(田村正雄君) 申しわけございません。もう一枚めくつていただきますと、そこに給付費と一緒に書いたものですのでちょっと気がつきませんで申しわけございませんでした。四の「給

付費の推計」と書いてあるところの欄でございますけれども、これ、給付費だけと思ひましてちょっと見落としてまして申しわけございませんでした。

この欄の一番左の側に「標準報酬総額」という欄がございます。現行法と改正案の。六十一年で六十九兆という数字が出ております。それが標準報酬総額でございます。

○安恒良一君 まず、これナンバリング振つてくださいます。これじゃわかりません。何にも書いてないですよ。ページも書いていないです。まずきれいにナンバリングを振つてから、見やすいようにして議論しましょう。時間がもったいないですから。ちょっとナンバリング振つてくださいます。「わざとわからぬようにしているんじゃないの」と呼ぶ者あり。それはけしからぬじゃないか。不規則発言を慎んでください、与党議員であんなばかなことを言うのは。委員長、注意して。

○理事(佐々木満君) 静粛に願ひます。

○安恒良一君 わざとあなた、わからぬようにしているなんて失礼じゃないか、人がこういう質問をしているのに。そういう不謹慎発言はいけません。

○理事(佐々木満君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(佐々木満君) 速記を起してください。

○安恒良一君 それでは、今あなたが認めになったやつでできていないやつは、きょうここでそのことを議論してもしょうがありませんから、私要求しておきますから、資料として次までにつくつておいていただきたいということで、ここは次に行きます。

政府は、現行のまま推移した場合は、二十一世紀の厚生年金の受給額はどのようになるというふうにご考えていますか。四十年加入の場合が一般的になった場合、厚生年金はどうなるのかということでもあります。

○説明員(山口剛彦君) 従来私どもが用いておりますモデル年金の水準で申し上げますと、四十年

加入で平均標準報酬を二十五万四千円、五十九年度価格で計算をいたしますと二十一万一千四百円でございます。

○安恒良一君 それでは、現行の制度のままでいい場合、二十一世紀となる西暦二〇〇一年には老齢年金受給者はどの程度の数になり、その支給に要する額はどの程度になりますか。どの資料のことと申すのか、いろいろもらっていますから、あるならどこにあると。

○説明員(田村正雄君) 申しわけございません、先生のところには届いてないと思います、それは。申しわけございません、ちょっと番号ついておりませんから、多分そうだと思います。——申しわけございません、ちょっと番号ついていませんでした、落ちております。

それで、数を申し上げますけれども、老齢年金受給者は二百八十万人でございます。そして給付費は二十二兆五千八百億円でございます。それで平均額は十四万六千九百円でございます。どうも申しわけございません、間違えてまして。

○安恒良一君 そうすると、その結果一人当たりの月額は、今あなたがおっしゃったように十四万六千九百円ですね。そうすると、その数字は、現役の労働者の八三%にはほど遠い数字ではありませんか。どうですか。

○説明員(田村正雄君) 先ほど年金課長の方から御答弁さしていただいたモデル年金でございますけれども、これは極めて加入期間の短い方も含めました全体の平均値でございます。そういうことですから、モデル年金とは一致しないということではないかと思ひます。

○安恒良一君 そうじゃないじゃないですか。あなたたちの盛んに説明されたのは四十年度の加入者が一般的で厚生年金の場合は五十九年度価格で二十一万一千円になりますよと、そしてこれは、その当時の現役の労働者が二十五万四千円の平均賃金からくると八三%になりますと、こう言っているじゃないですか。それで今になったら、私が計算をもらったやつで見ると、昭和百年に一人当たり

りの給付が幾らかと言ったら十四万六千九百円にしかならぬ、こういうことじゃないですか。政府の説明のその数字は、現役の労働者の八三%にはほど遠いと思ひますね、これの結果で見ると。それじゃお聞きしましょう。そうすると、四十年度加入が一般的になったというなら、それは西暦何年になったらそういうふうになるというふうにお考えなんですか。今の数字の突き合わせでは、残念ながらあなたたちがこうなるとおっしゃったやつがならないものだから、西暦何年ごろになるか。そういうふうになるんでしょうか。いただいたこの表から見るとこれは大変だと思ひますが、どうですか。

○説明員(山口剛彦君) 先ほど私が御説明いたしましたのがちょっと不足でございます。私も、男の平均の加入期間が二十年以上の方々の平均の年金額でございます。この方々につきましましては、大体私どもの推計で昭和八十年、二〇〇五年あたりには大体平均的に見てその加入期間が四十年ぐらになるであろうという見通しを立てております。その方たちの水準が現行制度でいました場合に五十九年度価格で二十一万一千円ということでございます。御指摘でございますように、女子も含めあるいは期間の短い方々もまだおられますので、平均的な年金額は御指摘のように低いということでございます。

○安恒良一君 これも資料を要求をしておきますから、もう一遍計算をし直して出してください。今のよう口頭でべらべら言っただけのことを私が追及すると舌足らずと言つて言い直さうと私は審議はできません。ですから、このこともひとつ次回までに数字を、今言つたようなことをきくと自身を分けて、そうでない国民が正確に理解できないじゃないですか。

あなたたちが言うようなことを見ると、何となくああそうかと、四十年加入が一般的になると二十一万一千円ももらえるんだと思つちゃうんですよ、これ。それが一番怖いんです。そうじゃない

んだと、正確に、こういう条件ならこういう条件をした場合はこうだと、女性はどうなるならこうなると、こういう上での案に賛成か反対かという議論をここでしなきゃならぬのですよ。ですから、これは今ここでこれ以上このことで議論をしてもどうにもなりませんので、どうぞ次回までにおきましてはきちつと資料を整え精査をして出してください。

いずれにせよ、今の疑問にも率直に言つて答えられない。委員長、資料は出てないんです。したがって私は、どうも政府は結果の数字だけを示して、実態とかけ離れているということを言わざるを得ないのであります。でありますから、その説明には説得力がありません。説得力がないんです。大臣どうします。どうですか。実態とかけ離れた数字、これでは説得力ないんですよ。この点について大臣、どのようにされますか。

○国務大臣(増岡博之君) できるだけ早く正確な数字を提出して、お示しいたしたいと思ひます。

○安恒良一君 それではできるだけ早く、次回までに正確な数字を出してください。これも保留しておきます。

そこで、この将来の見通しには相当な不確実性を伴うものであります。社会保障制度審議会がこのようなことを言っています。将来の平均余命、被保険者数、標準報酬、俸給上昇率、消費者物価上昇率、年金改定率、運用利回りについて幅のある将来見通し、例えば樂觀的なケース、中間的なケース、悲観的なケースの三ケースを設定するぐらゐの努力は当然行ふべきであると言われてます。この点についてどうなっているのか。例えば雇用の伸び、労働力率、特に女性の将来をどう見るか、こういうことは非常に重要であります。そこでこの点については、労働省にも来ていたいたしておりますが、労働省がどういうふうに見ているのか、厚生省がどういうふうに見ているのか。それから私が今言つた将来を推計するに当たつて挙げました項目の中で、既に私の手元に來ておる資料は、これとこれとこれは來ておるといふこと

で結構です。これを読み上げられたら時間がたまりませんから、私は専門屋ですから見ればすぐわかりますから、これとこれは出ております、これはまだ出ておりません、このことをはっきりしてください。以上。

○説明員(田村正雄君) 御説明いたします。

先ほどの樂觀的な場合、中間的な場合、悲観的な場合ということにつきましては、平均余命につきましては、残念ながらまだ延びるだろうということがあるのでございますけれども、もう平均余命は大分長くなつておりますので、改善はそれほどないのではないかと申すことで、私どもは、ちょっとこれは私どもの言葉で言いますと過小評価になつていふことかもしれませんけれども、一通りしかやつてございません。それが先生にお届けしないことでございます。

それからそのほかに樂觀的な場合、中間的な場合、悲観的な場合ということにつきましては、先ほど先生が御指摘になりました賃金上昇率、それから年金改定率、物価上昇率についてはそれぞれ三通りずつを想定してございます。

○安恒良一君 資料のこと。

○説明員(田村正雄君) それは資料の十八でございます。ナンバー十八に、「標準報酬上昇率」という書いてございます。これは結果だけでございまして、書いてあるわけでございます。例へば利回りでございますけれども、六・五、七・〇、七・五、これは利回りが高いほど樂觀的な見通しと、こういうことでございます。

物価上昇につきましては標準報酬より二%ずつ低いというものをセツトしておりまして、合計三、三が九通りのケースを私どもとしては試算しておるとこういうことでございます。

もう一点、女子の雇用率についてどうかということでございますけれども、資料の十二をごらんいただきたいでございます。資料の十二に、「厚生年金保険被保険者数の対人口比の推計値」という表題がついております。これは私どもの被

保険者数の推計のベースになっております基礎資料でございますけれども、私どもが女子の被保険者をどういうふうに見ているかということの根拠でございます。実際の作業はここに書いてございますように年齢階級、五歳階級に区分いたしました、それぞれの年齢階級の被保険者が今後人口に對してどういう割合で伸びていくだろうかということを推計しているわけでございます。例えば二十五歳から二十九歳と、二十歳代後半のところを、見ていただきますと、〇・二一三四七という数字にアンダーラインが引いてございますけれども、そういうのが実績でございますけれども、それが

将来に向かってだんだん上がつてまいりまして、例えば昭和百年ころまでには二五%まで上昇するだろう。こういうことで、現在の女子の雇用率が将来に向かってはさらに増加するだろう、こういう見通しで被保険者数の推計をしているとこういうこととでございます。

○政府委員(野見山眞之君) 労働力人口の将来の見通しにつきまして、特に女子の關係で申し上げますが、労働力人口全体といたしましての特徴としては、今後高齢化が進んでいくこと、女子の職場進出が進むこと、産業構造の変化が進んでいくというふうに見通しておりますが、女子につきましては、一昨年政府が立てました雇用対策基本計画の中の参考資料によりまして、昭和五十七年から七十五年までの労働力人口の伸びを約七百三十万人程度と見ておりますが、男子につきましては四百二十万人程度、女子については三百十万人程度と予想しております、年率の伸び率で申し上げ

げますと、男女計が〇・九％程度というのに対し
まして、男子の場合は〇・八、女子は一・一％と
いうことで、女子の就業意欲の高まりあるいは女
子の就業しやすい第三次産業等における就業機会
の拡大等によりまして女子の労働力人口の伸びは
男子よりも高いテンポで進んでいくものと見通し
ております。

○安恒良一君 これも非常に資料不十分だと思
いますね。

というのは、問題は、今度は一種、二種、三種と、こういうふうになりますからね。ですから、女子の場合も一種、二種、三種がどうなっていくのかということを見なきゃこれは正確に出てこないんです。それから、御承知のように、第一次産業、第二次産業、第三次産業、これの中において労働力率がどう上がっていくのか。第一次産業から第二次産業へ、第二次から第三次産業へと移動していきますね、この資料を見ると。そういった中で女子がどういうふうにあつていくのであろうか。これを見ないと将来のいわゆる教員計算は出ないと思います。

ですから、今私が要求しました樂觀的なケース、中間的なケース、悲觀的なケースについても、私が挙げたウエイトの中で一部分だけを取り入れられていますね。ですから、これも今ここでまた論争してもしょうがありませんから、これについても、もう一遍言いますと、将来の平均余

命、被保険者数、標準報酬、俸給の上昇率、消費
者物価上昇率、年金改定率、運用の利回り等々を
入れて、樂觀的なケース、中間的なケース、悲観
的なケース、特にその場合に被保険者の中身につ
いては男女、それからいわゆる今申し上げた一、
二、三種になりますね、今回は。それによって違
ってくるわけです。それから雇用の伸び、労働力
率、特に女性の将来をどう見るかということとは厚
生省だけの示す一つの予見で論ずることは危険で
あります。労働省と厚生省との間で十分その点を
話し合いをされて、実は、労働省の資料の中にも
不十分なところがあったから指摘をしておきまし

たが、きょうは持ってこれないということでありますから、計算してもらわなきゃなりませんので、説明ができるようにひとつあれをしていただきたいと思います。そのことを要求しておいて次に入ります。

次に、将来の見通しに基づいて各種の経済変数の仮定、拠出保険料率の計画見通し等に基づいて長期的な年金財政の年次別収支計画、この見通しを作成すべきたと思いますがどうでしょうか。

○説明員(田村正雄君) 先生お尋ねの資料は、先ほどナンバリングをつけました資料ではございませんで、横長の大きな資料がお手元に行っていると思ひますけれども、けさほど届いたというふうに私伺っておりますけれども、横長の資料でございませう。そのの、おしまいから数えた方がよろしいと思ひますが、これはページが三通りございませう、一番最後のくぐりの四ページをごらんいただきます。一番最後のくぐりの四ページをごらんいただきます。これが私どもも今提案しております改正案の厚生年金部分の収支の見通しでございます。

○安恒良一君 これは厚生年金、国民年金全部あ

りますね。

○説明員(田村正雄君) 御説明申し上げます。
国民年金は二ページでございます。三つくり
があると思いますけれども、最後のくくりの部分
の二ページでございます。それが国民年金であり
ます。

それから四ページが先ほど申し上げました。それから国民年金についてはもう一つ前のくくりのまた二ページでございます。よろしくお願いいたします。

○安恒良一君、こういったケースごとには次の事項が示されている資料が、私は不十分だと思いますが、ございますか。きのう言ったからつくられたかも知れませんが。

収入合計、括弧して保険料収入、利子収入、国庫負担収入。支出合計、支出残、年度末積立金、拠出保険料率、収支比率、積立比率、拠出比率等が明らかになっていますか。どの資料のどれと

言うてください。

○説明員(田村正雄君) 先ほどページ数を確認していたきました厚生年金の場合で申し上げますと二ページでございますね。申し上げますと、「収入合計」というのがございますけれども、収

入の内訳が出ておりません。これは、先ほど和田先生からの御要望の数字でございますので後でおつけするという予定になっておりますけれども、収入の合計だけが出ております。それから支出の

合計も出ております。それから収支差し引き残も出ております。それから積立金の額も当然出ておりますして、一番右の欄に支出分の積立金ということで、これが積立比率ということでございます。さらに数字を左の方へ戻りますと、保険料率ということの表示になっておりますけれども、これが拠出保険料、こういうことでございます。それが横長の資料でございます。

そのほかに、私ども後の方で作業いたしました小さな紙を差し上げていると思えますけれども、収支比率というのがございますけれども、これは今ナンバーをつけられました九枚目の表をごらんいただきたいんでございますけれども、九枚目に改正案に基づく収支比率というものが計算をされておるわけでございます。

○安恒良一君 委員長お聞きのとおり、和田さんの質問に対しても、私の質問についても、なかなか数字的に全貌が明らかにならないんです。そこで、私はここで指摘したような資料と説明を、国会でこういう資料要求がなくても、私が指摘するまでもなく当然出されて、そして審議をお願いをする、こういうふうにあつてしかるべきだと思ふんです。

大臣 お聞きのとおりなんです。数理課長以下かなり専門屋がそこにたくさんおりますが、それでも私が要求する資料についてきょうできないのが、現実到现在わずかな時間でたくさん出てきたじやありませんか。そういう中で、この年金法は一日も早く上げていただきたい上げていただきたいじや、上げるわけにいかないんですよ。私たち

は、こういう数字を正確に議論をし合つて、それで国民に対して理解を得るということがあれだと思ひます。

そこで、これは幾らこでしかりつたつてどうしようもありませんから、以上足りないところの資料は全部早急に次回までに出していただきたい、こう思ひますが、大臣よろしうございますね。

○國務大臣(増岡博之君) そのとおり出させます。

○安恒良一君 それでは、その点は保留をしておきます。

では次に、将来の負担の問題について、厚生年金は将来の負担が二八・九%あるいは二三・九%になると、こう予測しておりますね。国民の年金の掛金は一面三千円にも達する、そういうふうであります。給付費の見通しは、これは昭和百二十五年度まで明らかになりました。そしてきよう国庫負担額の将来推計費が初めて和田さんの質問の中で出されたんですが、これ極めてラフな資料と思ひますが、きよう出されたこれは計算的に間違ひございませんか。

わかりやすく言うと、例を挙げておきましょう。これで言うと、昭和百二十五年、現行法だったら七兆三千億ですか、これはそれが本来国が出さなきゃならぬ国庫負担がこの改正案では四兆二千億に減つておりますね。これはかなりラフだと思ひますよ、この計算は。このさつき和田さんが説明された資料、私にも来ておりますが、本来なら七兆三千億国庫から出さなきゃならぬものを、今度の改正案の結果これは四兆二千億しか持たぬでいい。そうすると三兆一千億は国庫負担を免れる、節約になるというんですが、これはいいですか。

○政府委員(吉原健二君) 現行制度のままにいたしますと御指摘のような数字になるわけでございます。改正案にいたしますと国庫負担の額が御指摘のとおり減るということは確かでございます。これは将来の年金の給付費が総額として現行

制度のままよりも改正案の場合の方が総額として抑制をされる、その結果国庫負担も減つてくる、こういうことでございます。

○安恒良一君 いろんなことを言わぬでいいんだ。国庫負担が減ることは間違いないのかと聞いているから、間違いないから間違いないといわなきゃ時間がもったいないわな。要らぬこと言つたらまたそれに質問が行かなくならぬようになるから。

あなたたちが出した数字を見ると、七兆三千億が四兆二千億しか国は持たぬでいいようになつておるが、そのなかと聞いているんだ。そうならそう、そうでないならいと言つてください。間違つていますか、これ。

○政府委員(吉原健二君) そういうことでございます。

○安恒良一君 それでは、今回の改正では年金財政ではどのような効果を持つことになるんですか。今回の改正案というのは、年金財政ではどのような効果を持つことになるんですか。

○政府委員(吉原健二君) 年金財政における効果でございますが、最初に申し上げましたように、今回の改正案の最大のねらいが、今後長期的に年金財政を安定させていく、今後の高齢化社会の到来におきましても年金制度というものが有効に機能していくようにしていく、こういうことがねらいでございます。その結果、この年金財政に対する影響というものは非常に安定的なものになる。一言で申しますと、年金財政の長期安定化ということが最大の効果でございます。具体的に申しますと、今申し上げましたように給付の総額を抑制し、同時に、給付を賄うに必要な保険料負担というものを適正な水準にとどめるということでございます。

○安恒良一君 もう一遍聞きますが、今回の改正で、年金財政上の問題でどのような効果を持つのか。今あなたが答えたこと以外ありませんか。

○政府委員(吉原健二君) 給付水準の適正化を図ることによりまして、総体としての今後の給付費

の増大を抑制をするということが第一でございます。それから第二が、その給付を賄うに必要な保険料負担、現行制度のままですと国民の負担能力、負担限度を超えることになる、それを適正な負担能力の限度内にとどめる、負担能力、負担水準の適正化ということが第二でございます。

そういったことによりまして負担と給付のバランスをとり、年金財政の長期的な安定化を図るということでございます。

○安恒良一君 えらうまい言い回しをしているようですが、今回の改正で、数字的に見ますと、一つは被保険者の負担増というのがやはりありますね。あなたがおっしゃつた以外に被保険者の負担増というのがありませんか。それから、国庫負担の軽減は実際あるじゃないですか。そのために私は聞いたんですから、国庫負担の軽減がありますね。そうでしょ。

それからいま一つ大きい問題をあなた忘れてはおりませんか。財政上では制度間の調整というのがあります。制度間の調整はあります。制度間の調整があるでしよう。だから私は二回念を押して聞いたんだ。何で肝心なところを言わないの。制度間の調整という問題があるでしよう。不勉強だよ君は。正確に言つてください。私は、あなたが言つた一面はそれは認めながら、そのほかにはありませんかと、今回の改正で年金財政上どのような効果を持つのかということについて、制度間の財政調整というのがあるじゃないですか。そうでしょ。国庫の負担も低減しているじゃないですか。それから被保険者の、これは厚年、国民年金を含めて被保険者の負担増というのやはり出てきているじゃないですか。それはどうなんですか。

○政府委員(吉原健二君) まず、保険料の負担につきましては、今後とも保険料の負担を増加させていかなければ、保険料率の引き上げを図つていかなければならないことは確かでございますけれども、現行のままにしておきますと、その上限が料率で申し上げますと三八%、四〇%近い上限に

なるわけでございます。改正案によりまして、それが二九%、三〇%を下回る程度になる。そういう意味におきまして、今後とももちろん現在の保険料率より上げていかなければならないことは確かでございますけれども、その上限を抑制をするという効果があるわけでございます。同時に、やはり国の負担というものが、今後とも国の負担も金額におきましてはかなりの勢いで伸びてまいりますが、その上限というものが、やはり給付費の抑制に伴つて国庫負担の金額も、国の負担というものも総体的には抑制をされるということになることも確かでございます。

それから、御指摘の制度間の財政調整というお話がございましたけれども、私どもは、今回の改正案が必ずしも制度間の財政調整であるというふうには実は考えておらないわけでございます。あくまでも基礎年金制度、国民年金というものを全国民に適用拡大をする、サラリーマンも含めた全国民に拡大をするということでございます。その国民年金を基礎年金を支給する制度に基本的に改めまして、その基礎年金の財源を各制度からの拠出金でもって賄う、こういうことでございまして、あるいはおしかりを受けるかもしれないけれども、制度分立をさしておいて、その間の財政調整をするというふうな考え方をとつておりませんので、私どもは今回の財政効果として財政調整ということをおし上げなかつたわけでございます。

○安恒良一君 素直に言つた方がいいんじゃないの。国庫負担は低減でしよう。あなたは料率の負担増のときには現行制度のままいたら三八%になるとか四〇%になるから今回は抑えられ、そう言うのだよ。そして今度は国庫負担の方にいくと、現行制度と今度の改正で見ると、明らかに国庫の負担が減ることはもう実際じゃないですか。そうしたら国庫負担の低減に通じますなら通じますということを言えはいんじやないの。そういう言い方を三百代言というんだ。自分のいいとこ取りするのを三百代言というんだ。だから、国庫負担

の低減であることは数字的に明らかにしているじやないですか。現行制度でいった場合と今度改正でいった場合には、これだけ国庫負担が減るといふことは明らかになっているでしょう。でなければ前の論理がおかしくなってくるじゃないの。現行制度でいくと料率の負担がうんとふえるから負担の上限を抑えることにこれは作用しておりますというのを前のときには使って、後のときには何で使わないの。そういうのを、もう一遍言うけど三百代官という。そういう答弁は困る。注意しておくから、まだこれから質問するのだから。

それから制度間の調整というのは、私は制度というのには財政上というのを聞いています。これから財政上のいわゆる調整がないというふうに答えたことは間違いないね。それ念を押しておきますよ。ないね。財政は基礎年金についても制度間の財政調整はない。あなたが今言ったように、今度はないんだと。いわゆるみんなから拠出してもらってここで作るからないんだと。間違いないね。財政調整はありませぬね、基礎年金について。もう一遍答弁してください。その上で次の質問続けますから。

○政府委員(吉原健二君) 通常言われております財政調整というのは、二つの制度の間の財政赤字の補てんというような意味合いを持つことが通常言われている財政調整だと思えますけれども、この年金制度におきましては、制度の分立を前提にして財政間のやりとりを行うということはねらいではございませんので、そういった意味での財政調整ではないということを申し上げたわけでございます。

○安恒良一君 ちよっと、おかしいじゃないの。私の質問正確に聞いて答えてください。今回の改正は年金財政の上でどのような効果を持つのかという中で、私は基礎年金については財政調整があるんじゃないですかと言っているんだよ。何もあなたに通常のことを聞いてるんじゃないんだ。だから大きな声を出したんですよ、吉原さん。私

の質問を正確に聞いて答弁してください。時間がもったいないんだよ。私は自分の言うことを正確に言うためにちゃんと書いて読み上げながら言っているんですよ。私自身も過ちを起したらいいかぬと思うから。答弁してください。

○政府委員(吉原健二君) 大変くだいようでございますけれども、普通言われている財政調整では、私どもの今回の改正案はそれではないというふうに考えているわけでございます。

○安恒良一君 普通言われていることを言っているんじゃないですよ。基礎年金において制度間の調整は、財政調整はあるのかないのか。通常のことを聞いてるんじゃないですよ。そのことについて答えてください。

○政府委員(吉原健二君) 基礎年金の所要財源というものを各制度間でお互いに持ち寄って、拠出し合って負担をするということでございます。拠出し合っているかもしれませんが、財政的な調整ではないというふうに思っております。

○安恒良一君 それじゃいいでしょう。いづれ行き詰まるだけだからね、そこ。

それじゃ次に行きましょう。

国民年金、厚生年金間の制度間の財政調整はどうなるか、明らかにしなきゃならぬと思えますので、まず、制度の成熟度はどのようになっていますか。厚生年金、国民年金別にまず成熟度についてお答えください。

○説明員(田村正雄君) お答えします。お手元の七枚目ですね、七ページという番号のついている資料をごらんいただきたいと思えます。右側に「改正案」ということになっております。

給付総額はようになりますか。六十一年度の数。

○説明員(田村正雄君) お答え申し上げます。基礎年金給付費、これは先ほど局長から申し上げましたように、制度の継りではございませんので、一本になっておりますけれども、基礎年金給付費は五兆九千九百九十九億円というのが基礎年金給付費でございます。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕

○安恒良一君 あなたも私の質問に答えてください。何で時間をとるの。いいですか、新しい制度で、例えば六十一年度における国民年金のみの加入者の中で基礎年金受給者数は何人なのか。給付総額はどの程度になるか。また、厚生年金加入者の中で基礎年金を今度受ける受給者数は何人なのか。給付総額はどの程度になるか。このことをあなたに聞いています。

○説明員(田村正雄君) お答えします。受給者数を申し上げます。厚生年金の場合です、基礎年金の……

○安恒良一君 どの資料ですか。

○説明員(田村正雄君) 三枚目でございます。三枚目の下側に基礎年金受給者というのを書いてございます。「改正案—基礎年金」と書いてあります。そして、「受給者数」という欄がございます。一千六十万五千というのが老齢基礎年金の受給者数と、こういうことでございます。

○安恒良一君 いいですか。国民年金の基礎年金です。国民年金の受給者数が幾らで、金額は幾らですか。給付総額は。それから、厚生年金の加入者のうち基礎年金をもらう人が六十一年度何人出て、給付総額は幾らですか、こう聞いています。どれですか。何ページのどことどこと書いてください。

○説明員(田村正雄君) 申しわけございません。それは先ほど局長から申し上げていると思えますけれども、基礎年金は給付がそれぞれの制度が分けられないということで、作業をしております。

質問通告で、これを出しておいてもらいたい。でなければ、彼が今言ったように財政調整をしたかしないかという議論にならないんだよ。どういふふうに制度間の財政調整が進むか、持ち出しが幾らあるかというこの議論をするときには、これがないと議論ができません。それで、六十一年度から六十一年度に、国民年金に加入している人がおります。その人が六十一年度で基礎年金受給者数はわかるはずなんだよ。それに必要な給付総額もわかるわけだよ。それから今度厚生年金加入者の中で基礎年金を受ける人が何人あるか、それに要するお金が幾らかということになって、それがとんとんなら財政調整はないということなんだよ。彼は財政調整がないと言いつつたんだよ。私は基礎年金においてあるんじゃないかと思つてこのことを言っているんですから、そのことをまずはっきりしてください。でなければ、財政調整があるの議論にはならないんだよ。私はこれは財政調整があると私どもの試算の中で思っていますから、だから聞いています。それから、そのところをまずはっきりしてください。六十一年についてまず、それからずっと後年次別に聞きますから。

○説明員(山口剛彦君) 先生御指摘の角度からの議論、私も十分わかるわけでございますけれども、私どもの、この基礎年金給付費を旧来の制度ごとに分けるというのが大変難しいということ、これをちよっと御理解いただきたいと思つております。大変恐縮ですが、ちよっと時間をいただきますが、昭和三十六年四月以降の期間を、従来の加入期間、加入制度にこだわらずに、すべて新しい国民年金の加入期間ということと基礎年金給付の基礎にしようという考え方でございます。で、それぞれの方の過去のヒストリーごとに、どの制度に何年加入しておいたかということをさかのぼって検証をして給付を分けて計算をするという要素としては難しい点が一つございます。

それからもう一つの要素といたしましては、今回、従来任意加入でありました国民年金の被扶養

の妻につきましては、財政上は各被用者年金で負担をしていくという考え方をとっておりますので、その妻を給付の面ではどの制度にカウントするかという面でもなかなか困難な問題がござい

ます。また最後に、今回、従来福祉年金として全額国庫負担で費用負担をしておりました障害福祉年金についても基礎年金を支給するという、制度を大きく変えておりますので、なかなか従来の縦割りの制度に戻して給付費を出せという作業が大変難しいということを御理解いただきたいと思います。

○安恒良一君 理解できません。私はそんな難しいことを言っているわけじゃない。例えば、六十一年度一年分について、現在国民年金加入者というのがわかっていて、厚生年金加入者もわかっていて、六十一年度に基礎年金がもらえる条件を、いろいろ条件がちゃんととれていて、これをばき出すように思ったらばき出せます。それから、給付額はどうかというものはばき出せます。作業は大変だと思えます。大変だと思えますが、できないことじゃない。これがないと議論にならない。厚生年金加入者のうちで、来年度、昭和六十一年度発生する中において、基礎年金受給者が何人出てくるのかということですね。それから、給付総額がどうか。そんなことは、これを百年も二百年も先までやれと、こう言っているわけじゃないんです。とりあえずその数字をまずつかみたいということですから。これをこれ以上あなたと論争してもやむを得ません。私は理解できません。ですから、この点は保留しておきますから、次回まで資料をこれは出して下さい。

そこで、もう少しこの中身を詰めていきましよう。厚生年金加入者の国民年金拠出分はどのような計算で行われますか。厚生年金加入者が今度は基礎年金の方に拠出しなかりませんか。どのような計算方式で行われますか。それから、昭和六十一年度厚生年金加入者から拠出金額はどの程度

度取るつもりなのか。また、厚生年金の場合の、今度は今申し上げた基礎年金受給額と拠出額の関係、これは前の質問と関係しますが、どうなるんですか。このところをひとつはつきりしてください。今度は厚生年金の立場から。

○説明員(田村正雄君) お答えします。

先生お手元の横長の資料、こういうのをお持ちだと思えますけれども、それをちょっとおあけいいただきたくてございまして、ページ数で三ページというのに、「基礎年金給付費の見直し(改正案)」と書いてある資料があると思えます。ちょっとおあけいいただきたいと思えます。

○安恒良一君 上から三枚目ですか。

○説明員(田村正雄君) つづりが三つになって、二つ目の三枚目でございまして、表題としては「基礎年金給付費の見直し」と、こういうふうになっておると思えます。

まず、六十一年度のところから御説明申し上げます。一番左側に「基礎年金給付費」という欄がございまして、そこに五兆九千九百九十九億円という数字がございまして、これは基礎年金の給付費でございまして、この中には先ほど年金課長から説明がございましたように、障害基礎年金なども含まれておりますので、拠出金の対象にならない分がございまして、それを除きますと、その右の欄にございまして五兆四千七百七十四億円というのがございまして、これはいわゆる拠出金の対象になります額でございまして、これを、右から二番目の拠出金対象者数というのがございまして、それで割りますと、月額で八千九百九十八円という一人当たりの拠出金の額が算出されます。これが一人当たりの拠出金の額でございまして、この額を、一枚前の二ページでございまして、一枚前に「二、拠出金算定対象者数の見直し」というのがございまして、この中の「厚生年金被保険者(第二号被保険者)」と書いてございまして、これに掛けますと厚生年金の被用者本人分の拠出金が出る、こういうことになっております。同様にいたしまして、三号被保険者は一番右の千二十一万という

数字がございまして、それに今の数字を掛けていただくと出る、こういう仕組みになっております。

○安恒良一君 二ページと三ページ別々の表を出して、掛けますというのはだめだと言ったでしょう、私は。ここで掛け算しなきゃならぬでしょう。あなた何言うところかね。私が聞いているのは、計算方式はどういうふうにするのか、それから厚生年金加入者の拠出金額はどの程度になっているか、基礎年金の受給者数は幾らか、拠出金額はどうなっているのかというのを、今私に二ページと三ページ見てあなたここで掛けなさい、掛けたら金額が出るでしょうなんて、そんな説明はもうないよと言って、大臣が今さっき謝ったばかりじゃないの。だから、できてなかったらできてない、後から出しますなら出しますと、こう素直に答えたらどうなの、あなたたちは。できてないなら、できてないから次回出さしてもいいです。すなわちもういふまでもなく、掛けるというなら、じゃあ今から休んで計算機回さないかい、お互いに。どうするの、こんなこと。

○説明員(田村正雄君) 申しわけございません。計算の方式を説明しようと思いましたが、ものですから、ついそうなりまして申しわけございませんでした。

厚生年金被保険者の方から国民年金の会計の中の基礎年金勘定に拠出されます額は、先生も聞いていただいております三ページのちょうど真ん中辺に、「厚生年金被保険者分(再掲)」と書いてありまして、「被用者分」と書いてある二兆三千八百三十五億円、これが六十一年度の厚生年金の本人分の拠出金の額でございまして、

○安恒良一君 注意しておきますが、いいですか、これを見ても、五兆四千七百七十四億のお金が必要。国民年金の負担分は一兆二千億の負担で、それから片方厚生年金の方は被用者分が二兆三千八百三十五億、またこういうふうな金額が違うことを年金局長よく覚えておかなきゃいけませんよ、あなた。

それで、もう一遍聞きますが、そうすると、今度は厚生年金の場合の基礎年金の受給額は総額は幾らですか。これは、拠出額はここで出ますね。受給額はどこで出ますか。厚生年金の方の受給額はどこで出ますか。

○説明員(田村正雄君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、縦割りで計算できないというところでございまして、

○安恒良一君 そんなことないでしょう、あなた。私が盛んに言っている六十一年度に厚生年金に加入をしておった人で基礎年金を受ける人の数はばききりするでしょう。それをあなた、どうして計算できないんですか。計算できないことないじゃないですか。来年度、六十一年度に厚生年金加入者で今度基礎年金を受ける人をつかむことはできるじゃないですか。どうしてできないんですか。できないことはない。

ですから、私はやっぱり一番問題になるのは、厚生年金と国民年金の受給額と拠出額というものがどの時点で一致するんだらうかということを知りたいわけなんです。どの時点で一致するんだらうかと。そうでなければ議論が進まないじゃないですか。だから、私はとりあえず六十一年度について今国民年金加入者の中で、今度はこの拠出年金をもらう人が何人で総額は幾らですか、同じく六十一年度に厚生年金の方からの拠出額が幾らで、今度は受給する人が幾らで、受け取る金額は幾らなんです。こういうことを私は聞いています。それができないうちを私は聞いています。肝心のところがきちっとしなければ基礎年金の議論は進まないんじゃないですか。

今の時点においては、この数字見ただけでも明らかに数字が非常に違っていますから、どこかの時点で、少なくとも厚生年金側から言うところ、自分のところから出すやつと受け取る額がどこかで一致するのじゃないのか、そのことを厚生年金加入者が知る権利を当然持っているんですよ、あなた。厚生年金に今までずっと掛けてきた人が、そんなことわからぬで基礎年金制度賛成とか反対とか言

えないじゃないですか。厚生年金加入者がどの時期において受給と拠出が一致するのを知りたいというのがこれはもう当たり前の話で、結果的に言ふとこれは国民年金受給者のために拠出する、拠出をずっと続けるんですよ、これは。この表見てもそういうふうになっておるじゃないですか。この表見ても、昭和六十一年から昭和百二十五年までの基礎年金給付に要する費用がここに全部出ているじゃないですか。総額が出ています。国民年金の負担分がここに出ています。厚生年金の負担分がここにずっと出ておるじゃないですか。ずっと、これ。だから、私はそういうような中で将来どの時期にこういうものが、これまたこっちの方に受給金額入っていませんから、厚生年金の受給金額を挙げてもええと一致をするのか、こういうことを厚生年金側の被保険者が知りたいというのが当たり前のことじゃないですか。

ですから、もう一遍私は言いますが、できるだけ作業を進めてもらいたいんです。ぜひやってもらいたい。これ以上議論はできませんが、いいですか、厚生年金側から言わせると、国民年金のみの受給者のために拠出される額、年次推移、これはこれで、これならこれでいいです。今度は、厚生年金側の基礎年金の受給総額と拠出額が一致する時期までこれを伸ばして明らかにしてもらいたいということを私は言っているんです。というの、私は制度の調整に一概に反対するものではないです。しかしそれがためには全貌を明らかにしなさいませんか。それぞれの制度加入者が、国民年金に加入している人も厚生年金に加入している人もみんながやっぱり納得しなきゃならないんです。みんなが納得しなきゃならない。そのときにおいて初めてこういうことができるのであります。でありますから、そういうものがないと年金改革の名に値しません。被保険者は理解をしないんです。ただ単に国民年金の経済が破綻をする、だからあなたたちは国民共通の基礎年金を持ち出す、こういうことだけしか考えてないように受け取れてしょうがないんです。そうし

たらあなたたちは、そうじゃないんだと、いやそんなことは関係なく基礎年金というのを外に出すんだと言っているんです。外に出すんだと言っている。現実の数字はそうならないじゃないですか。私はこの財政負担の関係をあいまいにしたまま財政調整を行うことは断じて納得できません。ですから、きょうはその数字がなければやむを得ませんから、私の質問はこれで終わります。数字を出した上で議論をさせていただきます。

以上です、委員長。残念ながら数字が出ません、きょうは。

○委員長(遠藤政夫君) 厚生省の方でその数字出していただけますか。

○政府委員(吉原健二君) 先ほど申し上げましたように、私どもの考え方ではなかなか厚生年金のいわばもう半分といえますが、出し分だけ明らかにする分はつきりしない、こういう御指摘だと思ひますけれども、制度ごとの、何といひますか、もう半分というふうなものをどうやって出しているか、大変、実際問題として振り分けができないということがあるわけでございすけれども、今のお話でございすので、もう一度先生と御相談させていただきます、できるだけ御要請のものができるとかどうか勉強させていただきます。

○安恒良一君 大臣、これは当たり前じゃないですか。いいですか、厚生年金という二千六百万人の集団があるんですよ。国民年金という二千六百万人の集団があるんですよ。それから加入者の妻、任意加入、この約九百万人の集団があるんですよ。このほかに、今度は共済年金という集団が六百万あるんですよ。その中からそれぞれ拠出金が出されるわけです。それがどういふふうに出されて、それをどのようにお互いが受け取って、どこを制度をどの程度助けているかというところを理解をしようということ、当たり前のことではないですか。それがなくて、とにかく拠出年金五百万円つくるから要する金だけ持つてこいと、それでどうしてそれぞれの加入者が納得するんですか。厚

生年金の加入者が納得するんですか。

まだ、私はさらにこの問題について質問を、私は最終的には基礎年金特別会計と国民年金基金の会計を独立させなきゃならぬと思つていふんです。そこで改めていこうと思ふのですが、数字が出てこないからきょうは議論できないんですよ。いわゆるこれの一番弊害は、国民年金基金会計をどうにかするから計算ができないで、国民年金基金の方に全部入れてしまふんですよ。そこに問題がある。ですから、私から言ふと、少なくともお互いが金を持ち出すならばそれは基礎年金特別会計といふものをはつきりさせて、そしてお互いが納得させなきゃいけないじゃないですか。厚生年金加入者を納得させなきゃいけないじゃないですか。また、今まで任意加入してきた奥さんたちの既得権をどう守っていくかという議論もやっぱりしなきゃならぬじゃないですか。そんな議論があつて初めてこの案に賛成反対かという議論になるんじゃないですか。そういうところを、肝心なところになると数字がでなくて難しいでは、理解ができないんですよ、それは。

私は決して無理なことを言っているつもりはないんです。私は、制度間の調整もやらなきゃならぬだろうと、それからある場合は持ち出しも続くだろう、しかしそれがどこで持ち出しがとまるのかというところもいままだどん、率直に言ふと厚生年金に加入しているのは五人以上だから、給料から天引きできるから、しかも数が多数だからここから取ればいいじゃないか、そして国庫負担も減らす、それから国民年金の方も助ける、これじゃ厚生年金に加入している二千六百万の人間は救われませんか。そうでしょう、大臣。取りやすいことは取りやすいですよ。免除もあります。滞納もあります。二千六百万の人は給料から天引きですから。しかし、その人たちが納得するた

めには、おれたちが出した金がどこにどう使われて、どういふふうになって収支がとんとんになる

ということになって初めて納得するんじゃないですか。大臣、この点どう思ひますか。

私はこのところをはつきりしてもらわぬとこれ以上審議はできません。理事会で話をしてください。肝心なところなんです、これは。私は決して無理なことを言っているつもりはないんですよ。理事、一遍相談してください、これは。

○国務大臣(増岡博之君) お話を承つておりました、私はそういう数字は出せるんじゃないかと思ひますけれども、事務当局が今まで御説明申し上げておることもどのような理由があるのか、至急に私が調査いたしまして御報告いたしたいと思ひます。

○安恒良一君 これは納得できません。高杉理事、ちょっと相談してみてください。これは重要なところですよ。このところの数字をきちんとしてもらつて次に議論しますから。

○委員長(遠藤政夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(遠藤政夫君) 速記を起して。

○政府委員(吉原健二君) お求めの資料につきましては、次回の委員会までに提出をさせていただきます。

○安恒良一君 それじゃ、あとの質問もこれに関連いたしますから、私はきょうは残りの時間を残して、次回にその資料に基づいて質問させていただきます。

○委員長(遠藤政夫君) 暫時休憩いたします。

午後四時十一分休憩

午後四時十六分開会

○委員長(遠藤政夫君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま安恒良一君が委員を辞任され、その補欠として対馬孝且君が選任されました。

に思っております。やはりそういう労働の実態から言いますと各種の特例のうち支給開始年齢については、恐らくそれが最大の理由だったんだらうと思ひますけれども、支給開始年齢については今後とも存続をすべきである、こういう結論になつていったわけでございます。

ただ、資格期間を三分の四倍して計算をする、一年の期間というものを、一年を三分の四で計算をするというものは、労働の実態というところもあつたと思ひますけれども、それよりもむしろやはり年金制度の通算制度がなかったというところが最大の理由だつたと思ひますし、通算制度ができました昭和三十年代にこういった資格期間の計算についての特例というのはもう必ずしも必要性がないのではないかと、そういう議論があつたわけでございます。今回、この年金制度の大改革の際に改めて見直しがされた結果、期間の計算については、今後ともこれをずっと残しておくのは他の被保険者とのバランス上どうだろうかということ、繰り返しになりますけれども、審議会でもいろいろ御議論の末、今お願いしているような案になったというふうに理解をしているわけでございます。

○対馬孝且君 局長、今の答弁はあんたなつてないよ。どうしてなつてないかということ具体的に申し上げますよ。

今あなたは、開始年齢の五十五歳を残したというのは仕事の実態からだけではない、当時の年金制度のそういう経過を踏まえての一応の考え方ではないかと、こういうふうに申されましたね。そんなあんた失礼な話はないよ、はっきり申し上げるけれども、それは少なくとも当時厚生年金法を制定して第一種、第三種を決めるときに、当然これは時の内閣がベストとして提出した法律制度でしょう。それを何か五十五歳をあつかも恩恵的につくつてやつたというふうな、そんな答弁だから問題が起きるんだよ。さつき同僚委員の安恒君にも同じことを答えた。これは恩恵的な問題ではないよ。時の内閣が年金制度を充実したときに、

第三種を制定したときに、その法律論議の過程の中で、法律論としてこれを制定されているんだよ。

あんたの言う答弁は、何か恩恵がましく、五十五歳があるから勘弁してもらつてもいいじゃないかと、そんな答弁だから問題起きるんだ。当時の内閣はでたらめで法律を決めたのか。はっきり言うけれども、そんなことではないだろう。問題は、当時の内閣が法律を制定したときは、少なくとも当時の年金制度のあり方の中で根拠があつて、五十五歳、三分の四、保険料率一・二と決めたんでしょ。これはやっぱり内閣としての権威を持った法律論議を持ってやつたんでしょ。

だから、今あなたが言うような恩恵がましい答弁は当てはまらぬと言ふんだ、私は。そうではないですか。そんな感覚で決めたんですか。もう一度答弁を求めます。

○政府委員(吉原健二君) 恩恵的な措置では決してございせん。ただ、やはり従来の制度というもの、今改めて全面的に見直しをして、今後どうするかということ、社会保険審議会でも重々御議論をいただいたわけでございます。そういうことで、今お願いしておりますような形で御審議をお願いするようになったわけでございます。

○対馬孝且君 審議会の全般的な討論の中からそういう方向にならざるを得なかったとしたら、基本の問題を明確にしなきゃだめだと言ふんだ。これははっきり申し上げますが、僕も衆議院の会議録を全部読ませてもらった。今日第三種の改廃を検討するに当たつて、社会保険審議会のメンバー、あるいは行政の責任ある者は、実態をつぶさに見て、体験に基づいて議論したんですか。これをまづお伺いします。——体験、実態を調べたかということだよ。

○政府委員(吉原健二君) 社会保険審議会の委員の方は、公益代表、それから労使の代表の方が入つておられるわけでございますが、実際に坑内実態をどうにかしたかどうかははっきり承知をし

ておりませんけれども、関係者の御意見も十分聞かれた上で審議を尽くされたというふうに私は聞いております。

○対馬孝且君 厚生省はこの法案を決定するに際して、どういふ実態を体験をいたしましたか。

○政府委員(吉原健二君) 私ども、申しわけございせんが、直接には坑内実態というものをいざ見ていたことはございせん。

○対馬孝且君 そこが一番大事なところであつて、それで実態を把握をいたしましたという結果になつておるわけだ。あなた方はこの法案を出すに当たつて、実態を踏まえて結論を出したと、こう言っているんだ、衆議院段階でも。

実態を踏まえたのであれば、私はお伺いしたいんです。先ほど申しました、この法律を制定した時点と今日の時点の船員労働者の実態、坑内労働者の実態、炭鉱あるいは鉱山、二百海里時代に当たつての船員の実態はどうなんですか。これは私ははっきり申し上げます。私も炭鉱マンですから、私は国会に出て十一年になる。この間に私は大臣と坑内に入ったのが三回ある。私は、だれだれという名前は詳しく申し上げないが、夕張新鉱、太平洋、あるいは三井砂川に入った歴史がある。現に今大臣の中に残っている人もいる。坑内に入つて入坑して上がつてきて、僕は感想を一人一人の大臣に聞いたですよ、一人一人の前に行つて。その一人の大臣がどういふことを言つたか。これは人間が働く条件としては本当に最悪な条件だ。もつと強力で言つたことは、人間が働くには、人間の労働としては本当に大変な場所だ。これが三人の入つた大臣の率直な——厚生大臣は入つた経験はないと思ふけれども、時の通産大臣、労働大臣三人入つていますよ、私と一緒に。その上がつたときの感想というのは、異口同音に私が言った言葉です。

そういう実態を見ないで、そうして、いや実態を把握をいたしました、そういうことで最終的にはなつていくということでございます。しか

し、実際はむしろ顕化している、率直に申し上げますけれども。まあこれは私も責任ある立場で、御理解を願つていらっしゃるけれども、こういう坑内に入つた三人の、名前は言いませんよ、私は。三人の率直な感想は、私が責任ある立場で、協力を願つておりますと、それが私の最後の理解だ、こういうことを私に言っているんだよ。

ところが、現実にあつた坑内炭鉱、私は率直に申し上げます。坑内炭鉱は千五百です。千五百のマイナスに対して、どうしても代表団が入つてもおつと、それで最後のこの目的を完遂さしてもおつと、こうなつておるわけだ。ところがあなた、来ないわけだから、現実の問題として。そういう現実の問題で、坑内に入つた方々のそういう状況を踏まえながら、この際第三種の問題は従来どおりやっぱり温存してもらいたい。しかし厚生省がこういう案を書いているわけですから、これはしょうがないわけでありますけれども、ところが、坑内の場合、坑内炭鉱が千五百で、前から見ると五百メートル深さが深まつている。逆に災害がごらんのとおり、従来の落盤であるとか坑道事故だということではなくて、ガス突出の事故、これが今最大の事故になつておる。厚生年金法制定した時代から見ると、災害の悪質さは全く最大になつておるんだ。ここをやっぱりきつと、私は厚生省は踏まえていただかないと、何でもそれを要するかと根拠は出てこないんだよ、基本的に。

それから漁業だつて同じですよ。二百海里の線引きしたために、北海道の例を言うならば、北洋漁船船団が、当時は自由に最も近い海で漁業をやることができました。今現実には二百海里になつて、旧千島列島、今ウルフズ諸島と云つておりますが、あの遠い最果ての地まで漁業が向かふなければならぬ。一方アフリカでは、マグロの漁業など、何千里向こうにまで遠海漁業に立ち向かつておる。こういう悪条件で、二百海里時代を迎えて漁民が非常な苦勞をしている。こういう実態なんですよ。

こういう実態についてどう御認識をされているのかということを私は伺います。——大臣ちよつと、今の問題は大臣だよ。

○国務大臣(増岡博之君) 実は私も、もう二十何年前でありまされども、宇部興産の鉱山の中に入つたことがございます。したがって、その当時の実態というものは承知いたしておるわけでございます。

その後のことを考えましても、やはり何といつても地下で作業するということは、これはいかに百メートルでありましよう五十メートルでありましようとも、地上で作業することは全く違つたわけでございますので、その間の作業の実態というものは相当格差があると思ひます。

○対馬孝且君 これ、法律ができた後の坑内実態といふのは悪条件になつてゐるんです、大臣認議してらわなきや困ること。當時は大体五百メートルラインだったんだ、坑内の深さといふのは、今幌内炭鉱といふのは千二百三十三メートルに上つてゐる、千二百三十三メートル。倍以上上つてゐるんですよ。坑内の温度が今二十八度になつてゐる。大変なこれはもうそれこそ肌着一枚で坑内労働しななきやならぬということになつてきてゐる。これは鉱山も同じです。鉱山もやつぱり金、銀、銅、鉛の關係があつて、だんだん奥へ奥へ入つていつてゐるわけだ。私も入つてゐますけれども、こういう実態を考えますと、私は、あなた方の説明が、衆議院段階でそういうことではないという説明になつてゐるものだから、その実態認識は全く違つてゐる、こういう実態を素直にやつぱり認識すべきではないか、こういうふうに見えるわけですよ。

特に年金局長に聞きますよ。あなたどういふことを言つたか。多賀谷同僚議員の質問に衆議院でこう答えてゐますね。坑内労働に従事している者の平均寿命は、厚生省の人口動態統計からも、他の一般産業労働者に比べ著しく短いということになつてゐないのかと、こうあなたが答弁してゐる。どういふ答弁したか記憶にあるでしょ

う。局長答弁、五十九年十二月十三日、衆議院社会労働委員会での次のような答弁をしてゐる。これは多賀谷先鞭の言葉にあなたが答えてゐる。「採石山、坑内夫の方たちの死亡率の問題は、働いてゐる間のいわば災害等の事故による死亡率、それは高いわけでございますけれども、平均寿命が短いとか、あるいは年金の受給期間が短いといふことは必ずしも私はなつてゐないといふふう聞いております。これはあなたの答弁だ。間違ひなら間違ひといふ言つてくださ。こういう答弁したことを間違ひありませぬ。

○政府委員(吉原健二君) 間違ひないと思ひます。○対馬孝且君 今大臣は坑内実態については非常に一般産業とは違つて相当な厳しい条件にあるといふことをお認めになりました。ところが吉原局長の答弁でいふと、従来よりは条件が非常に緩和されてゐるという答弁になつてゐるんですよ、あなたの答弁が。私は実態はそう變つてゐないと言つてゐるんだ、これははつきり言つてくれ。この答弁もありま、はつきり申し上げて。どうして變つてゐないのか。私今言つたでしよう。漁船の労働者も、二百海里にわたるために北洋船団が釧路から出発して帰るのに四月まで、釧路港に帰つてくるのが、しかも二百海里線引きのために拿捕事件が起き、いまだにソビエトのハバロフスクに日本の漁船員が、抑留された漁船員がまだ六人残つてゐる。こういう問題を考えた場合に、実態が緩和されてゐるとか実態が變つてゐるという言ふことが言えるのかといふことなんだ。そのことをはつきり答弁して下さいよ。

○政府委員(吉原健二君) 今いろいろお話を伺ひまして、私も不勉強を恥じておるわけでございまして、労働環境は確かに今なお、あるいはもう昔よりも、かつてよりも厳しい面があるかと思ひます。

ただ、大変理屈を申し上げるようで恐縮でございますが、年金制度の上で、両方を、資格期間の計算の特例まで存続するかどうかにつきま

してはいかかという考え方で今回の改正案の審議をお願いしてゐるんだらうと思ひますし、労働実態、そういった点から考えますと、おっしゃることも私十分理解といひますか、考えていかなければならないといふふうには思つております。

○対馬孝且君 それは理屈にならないでしよう。さき私の質問に大臣は、労働実態からいふならば、依然として労働の実態は、むしろ当時より悪い方向に行つてゐる言つたじゃないですか。どうしてそういう答弁になるのか。それは、本質的な問題がそこにある。僕が冒頭に言つた、厚生省が出した法の解説の中に、これも一回読む必要はないけれども、労働の実態といふものが基本になつて三分の四計算といふものはつづられた、五十五歳になつた、保険の料率が一・二と、そういう三本柱でこれが制定をされた。あなた確認したでしよう。確認したならばそのことがどうして變つたか。他の年金とのバランス云々の前に基本的な問題が、さきから指摘してゐるようにあるじゃないですか、私はこう言つてゐるんだよ。

しかもあなたの答弁の中に、それは災害に伴う死亡率は高いけれども平均寿命は何も變つてゐない、こう言つてゐるんです。變つてゐるまいか。その点、もう一回答弁してくださいよ。でたらめ言ふんじゃないよ。どういふふうに変つてゐないんだ。

○政府委員(吉原健二君) 私ども把握をしておりますデータの範囲内におきましては、坑内員の方の平均寿命と一般の被保険者の方の平均寿命、これは直接的に比較をどうしたらどうというデータを持つておらないわけでございまして。

ただ、老齢年金の受給者の方の死亡による失権年齢といふものを、一般の方とそれから第三種被保険者の方とを比較をしてみますと、坑内員の方の方が若干早いことは事実でございますけれども、余り大きな差がないといふようなことが私どもの手持ちの資料では出てゐるものでありますから、衆議院の段階でもそういう趣旨での御答弁をさせていたいただけでございます。

○対馬孝且君 「昭和五十五年 職業・産業別人口動態統計 厚生大臣官房統計情報部編 財団法人厚生統計協会」、これは間違ひございませぬね。

○政府委員(吉原健二君) 間違ひございませぬ。○対馬孝且君 間違ひなければ、この中の数字でためです。この数字が。間違ひありませんか。もう一度確認しますよ。間違ひありませんか。この厚生省が出した「昭和五十五年 職業・産業別人口動態統計」、間違ひありませんか。

○政府委員(吉原健二君) この表によりますと、男十五歳以上の方の就業者の就業の種類別の死亡率、訂正死亡率等が年齢の五歳階級別に書いてあるわけでございますけれども、採掘作業をやつておられる方の年齢階級別の死亡率が他よりも著しく高いという数字は出ております。

○対馬孝且君 だから、最初は、もうほとんど他の産業とは變つてゐない、こういうでたらめなことを答弁しておつて——ちよつと伺ひますけれども、炭鉱は定年は、坑内夫、採炭夫は何歳ですか。

○政府委員(吉原健二君) 企業によつてあるいは若干の違いがあるかもしれませんが、五十五歳が大方の定年ではないかといふふうには思つております。

○対馬孝且君 大方も何もないんだよ。今や採炭夫、坑内夫、掘進夫、運搬夫といふのは、五十五歳で全部やめてゐるんだよ、実態は。そうするとおかしいじゃないですか、あなた方が出したこの統計資料で言う、例を挙げますと、農林漁業労働者、これは五十歳から五十四歳まで、十万人対で六一・七、採石、掘進作業者、これは炭鉱労働者のごときです、地下産業ですが、一二・九・七で、倍じやないですか、倍出でゐるんですよ、死亡率が。人口十万人対で言う。あるいは運送事業の欄を見なさいよ。四七・七・一じゃないですか。一二・九・七といふのはこれの三倍でしょう。もつと申し上げますか。五十五歳から五十九歳といつたら、これ定

年後だよ。もう働いていないんだ。大臣、よく聞きなさいよ。これは二五〇九・八なんだ、地下産業の労働者が、それに対して農林漁業が八五・六、運送事業が七〇・八、これだつて約三・五倍強でしょう。

なぜ私は五十五歳と聞いたかという、これは私は今はつきり申し上げるけれども、かつて北大に故河村という、私は三井美明炭鉱ですが、河村という院長がおつて、十五年間の統計をとつたことがございます。坑内労働を三十年勤めて、五十五歳で定年になった方は、ほとんど七年から八年でこの世を去つてゐる、非常に悲しい出来事だということを、これは当時の北大の河村という名医がそのことを発表されたことがございます。これを裏づける資料が出てゐるじゃないですか。六十歳から六十四歳になったら、どういふことなのこれは、あなた。三倍強でしょう。農林水産業が一・五・六・九、採石地下産業の場合は三・五・七・九、運送事業の関係を見れば一〇・九・三・七。今あなたも後段で答弁を訂正されたけれども、こういう実態がいかに過酷な労働であるか。こういう実態がいかに今なお深刻な問題であるか。何も災害があつたからと、これはもちろんです。私が言つてゐるのはそこを言つてゐるんじゃないんだ。多賀谷炭鉱議員の質問に当時あなた答えてゐる。その答えというのは、災害等によつて死亡率が高くなつたというふうな意味のことを言つてゐるけれども、そうではなくて、炭鉱労働者の定年は五十五歳である、その以降のことを私は申し上げたんだ。三倍とか、あるいは二・五倍とか三・五倍になつてゐるでしょう、現実の問題は、こういう実態というのは、炭鉱労働者の根本は何かという、太陽の日の目を見ないで三十年間坑内労働に入つた場合は、これは俗に言うけい肺や腰椎症の病気になる、よろけ病という炭鉱の言葉があるんだ。よろけ病というのは、太陽の日の目を見ないで三十年間坑内で作業してきたことに対してよろけ病と言ふんだ、上がったときに、そして七年、八年でもつてこの世を去つてしまふ。こういう

う当時の河村北大名医の実はお答えがあります。そういう実態を、あなた方は衆議院では全くでたらめな答弁をして、あなたは今後半になつてから、五十五歳以降の方々はそういう意味ではやっぱり一定の激増傾向にあるということを認めましたね。だから、こういう実態だということをどうして素直に確認できないんですか。もう一度確認しますよ、私は。

○政府委員(吉原健二君) 改めて、今の実態をよ

くわからしていただきました。

○対馬孝且君 今局長が素直にお認めになりましたから、私はそれ以上のことは申し上げません。こういう実態だということを踏まえて、少なくともやっぱり炭鉱労働者が三十年坑内に入つた場合は、人生八十年としばしば厚生大臣が、あるいは中曾総理も人生八十年と言つてゐながら、実際の坑内労働に携つた者は、悲しいかな定年後七、八年でこの世を去つてゐる。私の友達もそうですよ。この一、二年間に私の同僚が三人亡くなつてゐる。率直に申し上げますけれども、こういう実態というものを無視して現行法の改正をするということ自体に私はやっぱり問題がある。ここで厚生省は、政府は耳を傾けるべきではないかと、このことを私は率直に申し上げたいわけでありま。

それで私伺ひしますけれども、現実、これが間違ひであれば間違ひと訂正して結構ですよ、私のこの手元にある資料で計算しますと、仮に勤続三十年坑内員で標準報酬二十万円という人が、厚生省の案によりますと、これは四月一日現在では十九万二千五百円額になります、年額でいきますと二百三十一万五千七百七十円、こういうことになるんです。ところが、今度の改正は、先ほど論議がありましたけれども、一種の激変緩和の措置をそのまま第三種に適用するものですから、四月一日にもしやめなければこの方はどうなるか。一日違いですよ。もし私が当事者であつて六十二年四月二日にやめたとしたら、一日違いでマインス一万九千円ダウンするんですよ。こういう

経過措置になつてゐる。それから六十二年、六十二年、六十四年、六十五年と、七十六年までこういくわけですよ。私ここに持つてゐます、一日違いでいきなり一万九千円これ坑内地下産業あるいは船員の方々はダウンしちゃうんですよ。こんな極端なことをやつて、そうでなくとも今炭鉱困つてゐることはね、坑内労働者の要員確保で精いっぱい。こんなことを聞いたら、三分の四の期間計算をしても、一日違いで一万九千円ばあんと下がっちゃうんだ。この認識をどういふふうにかへてゐますか。これは間違ひありませんか。間違ひなら間違ひという指摘してください。

○政府委員(吉原健二君) 間違ひないと思ひます。それは、先ほどから申し上げましたように、支給開始年齢五十五歳を存続をする、その結果六十歳から徐々に減額をさせていった報酬比例部分の乗率の適用が五歳刻みになつてしまつた、五歳段階の乗率の適用が坑内夫の方については適用されることになつてしまつた、その結果でございまして、その部分だけ見ますと、大変私も何とかもう少しいい方法はとれなかつたのかなという感じが率直に言つていたしますけれども、その立案の段階におきましては、どうにもやむを得ないんじゃないかということで、かような扱いになつてゐるわけでございます。

○対馬孝且君 大臣、今年金局長と私のやりとりを聞いてわかつと思ひますがね、これ一日違いで一万九千円下がるんですよ。六十二年四月二日以降になると二万二千六百円下がるんだ。それから六十三年にいきますとこれまた二万六千円下がるんですよ。こういうふうにだんだん下がつていつたら、大臣、どういふ現象が起こるかといつたらね、鉱山もそうです、炭鉱もそうですけれども、今でさえ坑内炭鉱では坑内の技術職員がいなために出炭量も割らざるを得ないということになつてきてゐるんだ。当時の目標の日産四千トンが達成できない、こういう現象が出てきてゐるんですよ、大臣。

れを見たら、一たん炭鉱をやめ、鉱山をやめ、船員をやめて何かで出直しようことになるでしょう、はつきり言つて。そうなつた場合に、これは通産省も労働省もここにきよ来ていただいていまずけれども、実際労働者確保が一体できるのか、地下産業労働者の労働者確保は果たして可能か、こういうことを危惧せざるを得ないわけですよ、私は。

こういうことについてひとつ大臣から、今のやりとりを聞いておつてどういふふうにお大臣としては、今政府が、厚生省が出したこの計算、こういう激変緩和というものは全く実態に合つていない、そういう面では私は指摘せざるを得ないので、この点、大臣どういふふうにお考えですか、ひとつ聞かしてください。

○国務大臣(増岡博之君) 今先生の御質疑を聞いておまして、確かに各種特例の中でも期間計算の特例の見直しにつきましては、かなり問題があるように思ひます。

このことにつきましては、局長からそのことを取り込んだ趣旨は申し上げたわけでございましてけれども、しかし私もといたしましては、現在御審議をいただいております最中でございまして、その内容のよしあしの判断を下す立場にはございせんけれども、今後あらゆる角度から十分御審議をいただきます、その御審議の結果に对应いたしたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 私は今大臣から我々の意見を聞いてあらゆる角度から検討してまいりたいという考え方を聞きましたから……。

それで私は、先ほどと同僚議員の御意見もございましたけれども、やっぱりこれでいきますと、もうやる以外にないんですよ、極論でなくて。こんな急激なダウンをするということね、やり方としては、やっぱり緩やかな改革ということが一つあるでしょう。それからもう一つは、先ほど答弁あつたけれども、再計算の時期が五年ごと計算をすると、こう言つてゐるわけだ。そうでしょう。だから、当面現行五年なら五年やつてみ

て、その中でどういう緩やかな方法があるか、他の方法があるかというようなお互いに知恵を出し合つて、そうしていくという方法も一つあるでしょう。

そういう意味では、先ほど藤井先軍の質問に対してもお答えをしておりますけれども、十分話し合いをして、よい方法をひとつ検討していきたいという藤井先軍に対するお答えがございました。今大臣も私に対してあらゆる角度からぜひそういう方向をひとつ誠意を持って検討してまいりたいということですから、これでは炭鉱労働者も、鉱山労働者も、船員労働者もやめざるを得ませんよ。それじゃ産業破壊につながるでしょう。もう一つは地域雇用確保ができなくなるということですよ。こういう点を踏まえていただいて、大臣、今お答えがございましたけれども、ひとつもう一度この点については、やっぱりいつの時点にかというあいまいなことでは困りますので、はっきり申し上げます。

いずれにしても、どういう決着になるかは別にして、法案の成立に当たつてやっぱり大臣としての、あらゆる問題について今私は指摘しましたが、急激なこういう既得権を剥奪をして、しかもマイナスになってやめていかざるを得ないというようなこういう実態無視のことをやめて、少なくとも誠意を持って検討するということは、当然今提案をされている以外の内容に従つて誠意を持って検討する、こういうふうに御理解してよろしゅうございますか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のような趣旨で、各党御議論をいただきたいと思ひます。
○対馬孝且君 わかりました。
今大臣からそこまでお答えが出ましたので、もちろん我々も十分議論いたしますけれども、ひとつ政府としてもこの時点で、今私が指摘したような、労働者が不安だけでなく退職せざるを得ないようなことのないような十分な配慮をする案を、政府自身もひとつ検討してもらいたい、このことを踏まえてもう一度確認いたします。よろし

ゅうございますか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のとおりでございます。

○対馬孝且君 それでは、もうこの問題につきまして大臣からそういうお答えが出ましたので、この問題は以上のごとで確認をさせていただきます。

それでは次に、先ほども同僚議員の中から出ました職者年金の支給制度の問題につきまして御質問申し上げたいと思ひます。

民間の労働者、特に私は炭鉱マンの出身でございますけれども、民間の労働者の声が相当上がっております。第一不平等じゃないかということ、もう一つは、はつきり申し上げますけれども、今六十歳から六十五歳までの間の労働者は非常に不安であります。なぜ不安かというのは、後で労働省にお伺いしますが、高齢者の雇用安定職場が非常にない、こういう現象ですね。この点は非常に不安であります。そういう点がひとつ、ここで私は率直にお伺いしたいことは、先ほども藤井先軍の質疑のやりとりを聞いておりますと、労働省がまだ定年制の立法化の段階に至っておりません。間違ひございませんね。六十歳定年の立法化してございませぬ。行政指導を強めている、こういう段階だということを先ほど答弁がございました。そうだとすれば、現在の厚生年金制度では、受給年齢の六十歳に達しても、在職中というゆえをもつて年金給付においては賃金額に応じて二〇%、五〇%、八〇%という支給制限を受けているわけ

あります。そもそもどのような根拠で三段階の支給割合と

いうもの、制限というものを決められたのか、この考え方を御聞かせ願ひたいと思ひます。
○政府委員(吉原健二君) 六十歳から六十五歳の間の働いておられる方の年金の支給というものをどういうふうに考えるべきか、今度の改正案の立案に当たりました。審議会等いろいろな御議論があつたわけでございますけれども、現在の制度

についても、確かに御指摘のようにいろいろな問題があるわけでございます。今お話しのごさいます。

した現在の三段階制度につきまして、かつては四段階であつた時期があつたわけでございます。それを簡素化する意味で現行の三段階になつて

るわけでございますけれども、三段階にいたしましたもういろいろ賃金との関係で非常に不合理な面が生ずることも確かでございます。これをどうすればいいか。先ほどスウェーデンの部分雇用、部分年金のようなお話がございましたけれども、ひとつ在職の方の年金については少し時間をかけて今後検討しようじゃないかということになりまして、現行制度のままで御審議をお願いをしております。

○対馬孝且君 先ほどその答弁は聞いておりますので、重複した答弁は結構です。

現在在職者年金の受給者数はどの程度の人数、件数になつておりますか、ちよつとお伺いします。それと支給割合がどうなつてゐるのか。
○政府委員(長尾立子君) 五十八年度の数字で申し上げます。

老齢年金の場合でございます。老齢年金の在職者の受給者数でございますが、五十一万五千四百七十七人の方が受給しております。このうちいわゆる六十五歳以上に該当されます方が三十七万三千二百二十三人でございます。現在、お話しになつております六十歳から六十五歳の年齢層に該当しております受給者の方は十三万七千三百二十四人

でございます。この方々の支給率別のパーセントを申し上げます。

八〇%支給というところにおられます方が三六・三%、五〇%支給のところにおられます方が三五・三%、二〇%支給のところにおられます方が一九・七%でございます。あと若干差がござい

すのは、一たん受給された上で現在の限度額を超えられた収入があられます方は全額停止という形になつておりますので、今申し上げました数字全体で一〇〇にならないかと思ひますが、差額は全額停止でございます。

○対馬孝且君 私も持っています。今長尾部長が言われたとおり、その数字です。

大臣、お聞きのとおりです。約五十万人の在職者年金の方々がおいでになるということを踏まえて考えてもらいたいんであります。私はどうも在職者年金のあり方について一番問題を感じるのは、結局は賃金実態を逆に抑え込む結果になつてゐるんです。年金を十萬ももらつたら賃金の方は五萬でいいじゃないか、そういうことでしょ

う。あるいは年金八萬だったから賃金は七萬でいいじゃないか。従来の十五万ペースからいきますとね。だから、こういうことからいきますと、結果的には賃金が、年金の支給制限をすることにおいて、賃金が年金額と合算をすることにおいて、むしろ高齢者の場合は逆に低賃金政策というものを押しつける結果になつていくのではないかな。言

うならば賃金の足を引っ張る、こういう在職者年金の性格といふものは、そういう面では非常に私は矛盾を感じているわけです。そういう問題があるということが第一点。

第二は、先ほど申しましたように、労働省は、今小野部長が来ておりますけれども、六十歳から六十五歳の中高年齢者、高齢者の雇用が非常にかなからうまいといつていない。こういう弊害は、結果的には今の在職者年金制度というものがかえつて悪い方向にやばりいつてゐるんじゃないか。こういう認識についてどういうふうにお考えですか。

○政府委員(吉原健二君) 現在の在職者年金制度が賃金の面で低賃金化を促している面があるという点は、私もさういふ指摘はかねてから聞いております。さういった意味で、本来年金制度の側から言いますと、これだけの年金が出るから賃金が低くいじゃないかというふうな考え方をとられることは甚だ不本意でございますけれども、実際問題として、どうもそういう面があることは事実でございますので、先ほども申し上げましたけれども、現行の今の制度が必ずしもさうい

った点でいいとは思っておりませんので、そういう問題意識を十分持つておりますことを申し上げたいと思います。

○対馬孝且君 それじゃ労働省、雇用対策の面からどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(小野進一君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、高齢者の生活は年金と雇用と退職金がバランスを持っていくことが大事だと思ひますが、現在の在職老齢年金につきましては、御指摘のような問題がある一方、また、高齢者の雇用を伸ばしているのじやないかという御指摘もありますので、こうした問題を含めまして、先ほど厚生省の方からお話しもありましたように、高齢化社会における年金と雇用の関係についてさらに検討を重ね、厚生省との間で連携を深めてまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 今労働省からもそういうお答えがございましたが、先ほど藤井委員からも、スウェーデンのつまり部分年金というような問題との兼ね合いでの在職老齢年金のあり方ということも問題提起がございました。私は、やっぱり一面この問題について、今度の改正からいきますと、今までは十五万という一つのベースが二十万ということになりますね。これは間違ひございませんか。

○政府委員(吉原健二君) 現行制度では、標準報酬月額が十六万円以上の方につきましては全額を年金は支給しないと、こういうことになっておりますけれども、この十六万円という標準報酬月額というものを、この改正案が成立いたしましたならば、政令でその金額の引き上げをしたいというふうにしてあります。今考えておりますその水準が、二十二万ということでございます。

○対馬孝且君 これ一つの、その意味での改正の水準というのは確かにそれは若干のあはれはありますけれども、やっぱり根本問題として、先ほどスウェーデンのお話も出ましたが、私は本当に矛盾を解消するのは、決して共済年金はだめだと言っているんじゃないんですよ、共済年金の方

は、制度ももちろん違ひますけれども、共済年金を受けながら働いた場合には当然これは併給をされるわけですね。これは間違ひありませんね。その点どうですか。

○政府委員(長尾立子君) 先生お話しのように、原則としては併給という形でございしますが、年金額以外に一定の給与所得があらわれる場合につきましては所得制限があるというふうになっております。

○対馬孝且君 私が言っているのは、原則を言っているんです。いわゆる共済年金と厚生との違いは、二割、五割、八割はありませぬねと、このことを言っているわけですよ。その点どうですか。

○政府委員(長尾立子君) 他の給与所得が六百万円を超える所得がある方につきましては、十二万円を超える年金につきまして支給停止がかかってくるというふうになっております。——年額百八十万でございます。失礼いたしました百二十万でございます。

○対馬孝且君 そんなあなた確信を持ったようなお答えですけれども、まあ金額の間違ひは、これは間違ひはあることですからいいですけれども、私はそこで何を言いたいかといひますと、二割、五割、八割というものを見直す場合に、もちろん一つはスウェーデン方式の部分カットというものとの併合をどうしていくかということがありますけれども、例えば健康保険等級ありますね、あるいは厚生年金の支給等級があります、むしろ、この二割、五割、八割という大きな大ざっぱなことでなくて、もっときめ細かいやり方が残されているんじゃないか。例えば、二十三ランクと

は言ひませぬけれども、もっときめ細かく、スウェーデン方式まで踏み切つていけないとするならば、当面やっぱりせめて三ランクをもうちょっと幅を広げて、できるだけ個々の矛盾は解消していく。そしてやっぱり働くことに意欲を持ちながら、先ほど申しましたように、賃金の足を引っ張つたりあるいは高齢者の雇用対策に不安を持たせ

ないような制度の改革というのはぜひ必要ではないか。今ここで何も私は決めようとしておるんじゃない。やありませんけれども、そういうことも含めて、ひとつぜひ検討してもらいたい。これ、いかがなものでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 一つのお考えだと思ひます。

ただ、従来四段階のやつを現在三段階にむしろ簡素化してきているというこれまでの方向もございしますし、余り細かい段階をつくりまして、事務的な適切な対応ができるかという問題も実はあるわけでございますので、そういったものもあわせ、総合的に検討させていただきたいと思ひます。

○対馬孝且君 大臣、今のやりとり聞いておわかりだと思ひますので、この在職老齢年金のあり方の矛盾ということも大臣なりにこれは理解ができたと思ひます。したがって、今これから誠意を持って検討してまいりたいというお答えがございましたけれども、今言つたように幾つかの問題提起をしておりますので、これは藤井さんからも提案がございましたし、私からも今提案をしているわけですから、そういう総合的な討議をできるだけ早く行つて、これからの在職老齢年金それ自体に雇用と賃金の面で不安のないように、また将来雇用安定なり、賃金の足を引っ張らない、こういう制度改革に総合的に見地からぜひ取り組んでもらいたい、このことを申し上げまして、大臣の最後の答弁を聞いて、時間が参りましたようですから、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(増岡博之君) 御指摘の点を踏まえまして、さらに検討を重ねてまいりたいと思ひます。

す。

○対馬孝且君 それじゃ終わります。

○委員長(遠藤政夫君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(遠藤政夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤政夫君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職業能力開発促進法

「第二章 職業訓練計画(第五条―第七条)」

第三章 職業訓練

第一節 職業訓練の実施(第八条―第二十六条)

第二節 職業訓練指導員等(第二十七条―第三十条)

第三節 事業主等の行う職業訓練に対する援助助成等(第三十条の二―第三十条の四)」

より、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

一 前条の計画を作成し、その計画の円滑な実施を図るための業務

二 第九条及び第十条に定める措置に関し、その雇用する労働者に対して行う相談、指導等の業務

三 事業主に対して、国、都道府県又は中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会（以下この号において「国等」という。）により前条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導その他の援助等が行われる場合にあっては、国等との連絡に関する業務

（認定職業訓練の実施）

第十三条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第三節及び第四節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

（事業主等に対する援助）

第十四条 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、技能検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行うように努めなければならない。

- 一 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。
- 二 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。
- 三 情報及び資料を提供すること。
- 四 第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導その他職業能力の開発及び向上の

促進に関する技術的な援助を行うこと。

五 職業能力開発推進者の講習の実施及び職業能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

2 国は、前項第三号及び第四号に掲げる援助を適切かつ効果的に行うために必要な施設の設置等特別の措置を講ずることができる。

3 第一項の規定により国及び都道府県が事業主等に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

第十四条の次に次の二条を加える。

（事業主等に対する助成等）

第十四条の二 国は、事業主等の行う職業訓練の振興を図り、及び労働者に対する第十条第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設等の行う職業訓練等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他の必要な措置を講ずることができる。

第十四条の三 国は、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練その他職業能力の開発及び向上に関し、調査研究及び情報の収集整理を行い、事業主、労働者その他の関係者が当該調査研究の成果及びその情報を利用することができるように努めなければならない。

第二十三条第一項中「公共職業訓練施設の行う職業訓練を」「公共職業訓練」に、「準則訓練」を「職業訓練」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公共職業訓練施設の長は、公共職業安定所長との密接な連携の下に、公共職業訓練を受ける求職者の就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条から第二十二條まで並びに第三章第二

節及び第三節の節名を削り、第二十三条の前に次の四条を加える。

（職業訓練の基準）

第十九条 公共職業訓練施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の労働省令で定める事項に関し労働省令で定める基準に従い、第十五条第一項各号に掲げる職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、労働省令で定める。

（教材）

第二十条 公共職業訓練施設を行う第十五条第一項各号に掲げる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）においては、労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するよう努めなければならない。

（技能照査）

第二十一条 公共職業訓練施設の長は、公共職業訓練（養成訓練のうち労働省令で定める訓練課程のものに限る。）を受ける者に対して、技能の照査（以下この条において「技能照査」という。）を行わなければならない。

2 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

3 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（修了証書）

第二十二条 公共職業訓練施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。

第十六条中「発揮できるよう、」を「発揮することができるように」に改め、同条に次の一項を加える。

するものとする。

（名称使用の制限）

第十七条 公共職業訓練施設でないもの（第二十五条の規定により設置される施設を除く。）は、その名称中に職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練校という文字を用いてはならない。

第十五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 国、都道府県及び市町村が前条第二項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、当該施設内において行ふか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該施設を行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。

4 国、都道府県及び市町村が設置する前条第二項各号に掲げる施設（以下「公共職業訓練施設」という。）は、当該各号に規定する職業訓練を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 公共職業訓練施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。

二 技能検定に関し、事業主等に対して施設を使用させる等の援助を行うこと。

三 開発途上にある海外の地域において事業を行う者に雇用される者の訓練を担当する者になろうとする者又は現に当該訓練を担当している者に対して、必要な技能を習得させるための訓練を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で労働省令で定めるも

のを行うこと。
第十五条を第十六条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

第二節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

(多様な職業能力開発の機会の確保)

第十五条 国及び都道府県は、労働者が次に掲げる職業訓練その他多様な職業訓練を受ける等職業能力の開発及び向上を図ることができるよう、その機会の確保について、第十三条から前条までに定めるもののほか、この節に定める措置を通じて、配慮するものとする。

一 養成訓練

二 向上訓練

三 能力再開発訓練

2 前項の場合において、同項各号に掲げる職業訓練に関しては、国及び都道府県は、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。

一 職業訓練校(養成訓練(次号の労働省令で定めるものを除く)、向上訓練及び能力再開発訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

二 職業訓練短期大学校(養成訓練(将来高度の技能を有する労働者となるために必要な基礎的な技能を習得させるための訓練課程の養成訓練として労働省令で定めるものに限り)を行うための施設をいう。以下同じ。)

三 技能開発センター(向上訓練及び能力再開発訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

四 身体障害者職業訓練校(前三号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体に障害がある者等に対して行うその能力に適應した養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

第二十三条の次に次の節名を加える。

第三節 事業主等の行う職業訓練の認定等

第二十四条の見出しを「都道府県知事による職業訓練の認定」に改め、同条第一項中「事業主、事業主の団体若しくはその連合団体若しくは職業訓練法人、中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下「事業主等」という。)」を「事業主等」に改め、「行う職業訓練」の下に「のうち養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練を加え、」第十

条の規定による「を」第十九条第一項の「行なわなく」を「行わなく」に改める。
第二十六条の次に次の一条及び節名を加える。
(準用)
第二十六条の二 第二十条から第二十二条までの規定は、認定職業訓練について準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業訓練施設の長」とあるのは、「認定職業訓練を行う事業主等」と読み替えるものとする。

第四節 職業訓練指導員等

第二十七条第一項中「準則訓練」を「公共職業訓練及び認定職業訓練(以下「準則訓練」という。)」に、「並びに職業訓練」を「並びに職業能力の開発及び向上」に改め、同条第二項中「職業訓練」の下に「その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十六条第五項(国が設置する公共職業訓練施設に係る部分に限る。及び第七項並びに第二十三条第三項の規定は、職業訓練大学校について準用する。この場合において、第二十三条第三項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは、「第二十七條第一項に規定する指導員訓練を受ける」と読み替えるものとする。
第二十七條の二 第二項中「教科」の下に「訓練時間」を加え、同条第二項中「第二十四条」を「第二

十二條及び第二十四條に、「同条第一項」を「第二十二條中「公共職業訓練施設の長」とあるのは「職業訓練大学校の長及び第二十七條の二第二項において準用する第二十四條第一項の規定に係る第二十七條第一項に規定する指導員訓練を行う事業主等」と、第二十四條第一項に、「第十條」とあるのは、「を」第十九條第一項」とあるのは「に」に改める。

第二十八條第一項中(養成訓練及び能力再開発訓練に限る。を「のうち養成訓練(第十五條第二項第二号の労働省令で定めるものを除く。及び能力再開発訓練」に改める。
第三十條の二を次のように改める。

(職業訓練指導員資格の特例)

第三十條の二 準則訓練のうち第十五條第二項第二号の労働省令で定める養成訓練における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第二十八條第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として労働省令で定める者(同条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。)でなければならぬ。

2 第二十八條第一項に規定する職業訓練のうち短期間の訓練課程の訓練その他の労働省令で定める訓練における職業訓練指導員については、当該職業訓練指導員が当該訓練に係る教科につき同条第三項各号に掲げる者に準ずる能力を有する者として労働省令で定める者(同条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。)に該当するときは、当該教科に関しては、同条第一項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けたる者であることを要しない。

第三十條の三及び第三十條の四を削る。
第三十三條各号列記以外の部分並びに同条第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「職業訓練」の下に「その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
第三十九條第一項中「変更」の下に「(第三十五條

第二項第四号に掲げる事項その他の労働省令で定める事項に係るものを除く。を」を加え、同条に次の一項を加える。

3 職業訓練法人は、第一項の労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第六十六條の二中、職業訓練及び技能検定を「職業能力の開発及び向上の促進」に、「職業訓練及び技能検定の普及及び振興」を「第五條第一項に規定する職業能力の開発(第六十九條第一項において単に「職業能力の開発」という。の促進)に改める。

第六十九條第一項第一号及び第三号から第五号までの規定中「及び技能検定」を「技能検定その他職業能力の開発」に改め、同項第六号中「職業訓練及び技能検定の推進」を「職業能力の開発の促進」に改める。

第八十六條中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。
第八十六條の二中、「職業訓練及び技能検定」を「職業能力の開発及び向上の促進」に、「職業訓練及び技能検定の普及及び振興」を「第五條第一項に規定する職業能力の開発(以下単に「職業能力の開発」という。の促進)に改める。

第八十九條第一項第一号、第五号及び第六号中「及び技能検定」を「技能検定その他職業能力の開発」に改め、同項第七号中「職業訓練及び技能検定の推進」を「職業能力の開発の促進」に改める。
第九十四條中「第八十條第三項」を「第七十五條第一項第九号中「中央技能検定委員会」とあるのは「都道府県技能検定委員会」と、第八十條第三項に「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

「第七章 職業訓練審議会」を「第七章 職業能力開発審議会」に改める。
第九十五條の見出しを「(中央職業能力開発審議会)に改め、同条第一項中「中央職業訓練審議会」を「中央職業能力開発審議会」に改め、同条第二項

三八

に「施設及び設備」を加える。
 (地方税法の一部改正)
 第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第七十三条の四第一項第三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、同項第二十三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。
 附則第十五条第八項中「職業訓練法第三十一条」を「職業能力開発促進法第三十一条」に改め

る。
(土地収用法の一部改正)

第十二条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「職業訓練法」を「職業能

力開発促進法」に改め、「公共職業訓練施設」の下に「若しくは職業訓練大学校」を加える。

(国有財産特別措置法の一部改正)
第十三条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号卜中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第十五条第二項又は第三項」を「第十六条第一項又は第二項」に改める。

（最低賃金法の一部改正）
第十四条 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三

第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「職業訓練法」を「職業能力開

「行なわれる」を「行われる」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十五条 炭鋤農業者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正す

る。
第五条第二項中「職業訓練法」を「職業能力開

発促進法」に、「第九十九条」を「第九十八条の二」に改め、「による負担」の下に「及び同法第九

十九条第一項の規定による交付金の交付」を加え、「負担する」を「補助する」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十六条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項を次のように改める。

事業団は、第十九条に規定する業務のほか、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。)の施行の際現に、昭和六十年改正法による改正前のこの項の規定により昭和六十年改正法による改正前の職業訓練法第十四条第一項に規定する職業訓練施設として設置している高等職業訓練校を、次条第二項の規定により職業訓練短期大学校又は技能開発センターへ転換させるまでの間、昭和六十年改正法による改正後の職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。次項において「職業能力開発促進法」という。)第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設として、なお引き続き、その設置及び運営を行うことができる。

附則第十八条第二項中「新職業訓練法第十四条第一項第一号に掲げる」を「職業能力開発促進法第十五条第二項第一号に規定する」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号ハ中「行う職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

別表第一第一号の表職業訓練法人の項根拠法の欄、中央職業能力開発協会の項根拠法の欄及び都道府県職業能力開発協会の項根拠法の欄中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表職業訓練法人の項根拠法の欄、中央職業能力開発協会の項根拠法の欄及び

び都道府県職業能力開発協会の項根拠法の欄中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十四の項根拠法の欄及び非課税の登記等の欄中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

(勤労青少年福祉法の一部改正)

第二十一条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第十条」を「第二十七条第一項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第二十二條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第四項中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、「第二十四条第一項」の下に「(同法第二十七條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(雇用保険法の一部改正)

第二十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四条第一項に規定する職業訓練施設」を「公共職業訓練施設」に改める。

第六十三条第一項第一号中「職業訓練法第二十四條第一項」を「職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十三條」に、「第九條第二項」を「第十一條」に改め、「第二十四條第三項」の下に「(同法第二十七條の二第二項において準用する場合を含む。)」を、「認定職業訓練」

の下に「(第五号において「認定職業訓練」という。)」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 職業能力開発促進法第十条第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

第六十三條第一項第五号中「職業訓練法第九條第二項」を「職業能力開発促進法第十一條」に改め、「同法第二十四條第三項に規定する」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二十四條 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第九十九條」を「第九十八條の二」に改め、「による負担」の下に「及び同法第九十九條第一項の規定による交付金の交付」を加え、「負担する」を「補助する」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十五條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十二号中「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同条第五十四号中「免許」の下に「その他の資格」を加え、同条第五十七号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

第五条第六十二号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同条第六十三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「行う職業訓練」を「設置する公共職業訓練施設」に改め、同条第六十五号及び第六十六号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、職業訓練法の一部を改正する法律案

四月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、原子爆弾被爆者等援護法案(衆)

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法案

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 援護(第四条—第四十三条)

第三章 不服申立て(第四十四条—第四十八条)

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十九条—第五十条)

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第五十一条—第五十四条)

第六章 雑則(第五十五条—第五十八条)

第七章 罰則(第五十九条—第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前三号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者（被爆者援護手帳）

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事（広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ）に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

（援護の種類）

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 介護手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給

七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無償取扱

（健康診断）

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を

作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

（医療の給付）

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

（診療報酬の審査及び支払）

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（医療費の支給）

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医

療機関に支払ったときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要があると認めるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第九号)若しくは日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができるとき、又は当該医療が法令

の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が国民健康保険法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に要した費用の額を限度とする。この支払を要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、第十三条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に必要

がある場合について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるに付して著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)
第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六条第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに對し、その給付又は医療を受けている期間について、月額三万円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)
第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政

令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに對し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十一萬八千円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十一萬八千円を超え、六百二十七萬八千円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改定をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)
第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなつたとき。

2 前項第一号又は第二号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

（被爆者年金の支給期間及び支給期月）

第二十三条 被爆者年金の支給は、昭和六十一年一月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

（被爆者年金を受ける権利の消滅）
第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

（被爆者年金の支給停止）
第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。
（被爆者年金と増加恩給等との調整）

第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

（未支給の被爆者年金）

第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたもののみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたもののみなし。

（支給額の調査）

第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の

状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（特別給付金の支給）

第二十九条 死亡した第二号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

（特別給付金を受けることができる遺族の範囲）

第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和六十一年一月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡のときに胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

（特別給付金を受けることができる遺族の順位）

第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順

位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日が昭和六十一年一月一日前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和六十一年一月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。）

三 父母

四 孫（昭和六十一年一月一日において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（昭和六十一年一月一日において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。）

七 第二号において同様の順位から除かれてい

る子

八 第四号において同様の順位から除かれてい

る孫

九 第六号において同様の順位から除かれてい

る兄弟姉妹

十 第一号において同様の順位から除かれてい

る配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ

る。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債について

は、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十三條 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により恩給法第七十五條第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)第二十三條に規定する遺族年金又は遺族給与金その他特別給付金に相当する給付を受けた、又は受けることができる者があつた場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、特別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第三十四條 第二十七條第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(非禁料の支給)

第三十五條 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十六條 被爆者年金、特別給付金又は非禁料(以下「被爆者年金等」と総称する。)の支給を受ける

けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

第三十七條 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に關し、必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)
第三十八條 特別給付金又は被爆者年金の支給を

受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利の保護)

第三十九條 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十條 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に關する書類及び第三十二條に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十一條 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第四十二條 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び非禁料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(子又は孫に対する適用等)

第四十三條 都道府県知事は、第二條各号に掲げ

る者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。)又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五條から第七條までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二條各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び非禁料に係る規定を除く。)を適用する。

第三章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十四條 被爆者年金又は特別給付金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法第四十五條の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八條の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第四十四條第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者等援護審議會の意見の聴取)

第四十五條 厚生大臣は、前條第一項に規定する処分についての不服申立てに對する決定をするに當つては、原子爆弾被爆者等援護審議會の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)

第四十六條 第四十四條第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との關係)

第四十七條 第四十四條第一項に規定する処分取消しの訴へは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に對する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第四十八條 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは非禁料の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に對して再審査請求をすることができるとする。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設)

第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設けなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護（治療を含む。以下この項において同じ。）を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第五十一条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第五十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)

第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十五条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人及び被爆者並びにこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十七条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第五十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十九条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して

知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第八条第二項各号に規定する医療を行った者又はこれを使用する者が、第十五条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧被爆者医療法」という。）第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の際現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十条第一項又は第十七条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第十三条 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月労働統計における労働者の年度平均の給与額（以下「平均給与額」という。）が昭和六十年（この項の規定による措置

が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の(前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第十五号中、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)及び」を削り、「老人保健法(昭和五十七年法律第

第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他の法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

八十号」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)を加える。

第六条第三号を次のように改める。

三 削除

第六条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中

検 疫 所	検 疫 所
国立原子爆弾被爆者保護施設	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。
被爆者の収容し、その保護を行うこと。	に改め、同

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第七条 原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七号第二項第四号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十五条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金を」と、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)に基づく被爆者年金に改める。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)第十三条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。に改める。

条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(精神衛生法の一部改正)

第十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)を加える。

第十七条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七條第一項又は第十四條の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に關しては、前條の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十一年法律第 号)」に改める。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(被爆者一般疾病医療費の負担の特例)

第五十条の二 国は、前二條の規定にかかわら

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

ず、原子爆弾被爆者等援護法（昭和六十年法律第 号）第十六条第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病の医療に要する費用については、その十分の三を負担する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二千二百十二億円の見込みである。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、現行労基法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第二四二三号）
- 一、社会福祉・社会保障の確立に関する請願（第二四二七号）
- 一、労働基準法の改悪反対等に関する請願（第二四二八号）
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第二四二九号）
- 一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願（第二四三〇号）（第二四三二号）
- 一、年金制度の改善に関する請願（第二四三三号）
- 一、婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に関する請願（第二四三四号）（第二四三五号）（第二四三六号）（第二四三七号）（第二四三八号）
- 一、現行労基法の改悪反対等に関する請願（第二四三九号）
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第二四四〇号）
- 一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願（第二四四一号）
- 一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第二四四二号）（第二四四三号）（第二四四四号）
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第二四四五号）（第二四四六号）（第二四四七号）

- 七号）（第二四四八号）（第二四四九号）
- 一、労基法的女子保護規定廃止反対等に関する請願（第二四五〇号）
- 一、男女雇用機会均等法案に反対し、実効ある雇用平等法の制定に関する請願（第二四五一号）
- 一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第二四八一号）（第二四八二号）（第二四八三号）（第二四八四号）（第二四八五号）（第二四八六号）（第二四八七号）（第二四八八号）（第二四八九号）（第二四九〇号）（第二四九一号）（第二四九二号）（第二四九三号）（第二四九四号）
- 一、年金制度の改善に関する請願（第二五〇三号）
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第二五〇四号）
- 一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第二五〇五号）（第二五〇六号）（第二五〇七号）
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第二五〇八号）（第二五〇九号）（第二五一〇号）
- 一、年金制度の改善に関する請願（第二五一一号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（第二五二二号）
- 一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第二五二三号）
- 一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願（第二五二四号）
- 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願（第二五二五号）
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願（第二五二六号）
- 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願（第二五二七号）
- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願（第二五二八号）
- 一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房

- 費支給に関する請願（第二五二九号）
- 一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願（第二五三〇号）
- 一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願（第二五三一号）
- 一、労災遺族補償者の遺族年金・介護料に関する請願（第二五三二号）
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願（第二五三三号）
- 一、年金の官民格差是正に関する請願（第二五三四号）
- 一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第二五三五号）
- 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願（第二五三六号）
- 一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第二五三七号）
- 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願（第二五三八号）
- 一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願（第二五三九号）
- 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願（第二五四〇号）
- 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願（第二五四一号）
- 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願（第二五四二号）
- 一、年金制度の改善に関する請願（第二五六二号）（第二五六三号）
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第二五六四号）（第二五六五号）（第二五六六号）
- 一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願（第二五六七号）
- 一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第二五六八号）
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第二五六九号）（第二五七〇号）（第二五七一号）（第二五七二号）（第二五七三号）

- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第二五七七号）
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第二五七八号）
- 一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願（第二五七九号）
- 一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第二五八〇号）（第二五八一号）
- 一、最適な医療と生活の保障に関する請願（第二五八二号）
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第二五八三号）（第二五八四号）（第二五八五号）（第二五八六号）
- 一、年金制度の改善に関する請願（第二五八七号）
- 一、年金制度の充実・改善に関する請願（第二五八八号）
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第二五八九号）
- 一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第二五九〇号）（第二五九一号）（第二五九二号）
- 一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願（第二五九三号）
- 一、労働基準法の改悪反対等に関する請願（第二六〇八号）
- 一、年金制度の改善に関する請願（第二六〇九号）
- 一、国民年金制度の改善等に関する請願（第二六一〇号）
- 一、年金制度の充実・改善に関する請願（第二六一一号）（第二六一二号）
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第二六一三号）（第二六一四号）（第二六一五号）
- 一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願（第二六一六号）（第二六一七号）
- 一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第二六一八号）（第二六一九号）

一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二六二〇号)(第二六二二号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二六二二号)(第二六二三号)
一、国民の生活破壊につながる年金制度改悪反対に関する請願(第二六二四号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二六二五号)(第二六二六号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二六二七号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二六二八号)(第二六二九号)(第二六三〇号)
一、国立療養所長官に設立に関する請願(第二六三六号)
一、年金制度の改善に関する請願(第二六三八号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二六三九号)
一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願(第二六四〇号)
一、最適な医療と生活の保障に関する請願(第二六四一号)
一、国民医療と医療保険制度の改悪反対に関する請願(第二六四三号)
一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第二六四四号)
一、国民健康保険への大幅な国庫補助の増額と国保制度の改善等に関する請願(第二六四五号)
一、現行労働基準法の改悪反対等に関する請願(第二六四六号)
一、労基法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願(第二六四七号)
一、児童扶養手当制度改正反対等に関する請願(第二六四八号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二六四九号)(第二六五〇号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二六五一号)(第二六五二号)(第二六五三号)

一、年金制度の改善に関する請願(第二六六三号)(第二六六四号)(第二六六五号)(第二六六六号)
一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第二六六七号)
一、年金制度の充実・改善に関する請願(第二六六八号)
一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願(第二六六九号)(第二六七〇号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二六七一号)
一、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二六七二号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二六七八号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二六七九号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二六八〇号)(第二六八一号)(第二六八二号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二六八三号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二六八四号)(第二六八五号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二六八七号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二六八八号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二六八九号)(第二六九〇号)
一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願(第二六九一号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二六九二号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二六九三号)(第二六九四号)(第二六九五号)

一、国立療養所長官の存続等に関する請願(第二七〇五号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二七〇六号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二七〇七号)
一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願(第二七〇八号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二七〇九号)(第二七一〇号)
一、国立療養所長官の存続等に関する請願(第二七一一号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二七一二号)(第二七一三号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二七一九号)(第二七二〇号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二七二一号)
一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願(第二七二二号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二七二三号)(第二七二四号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二七二五号)(第二七二六号)(第二七二七号)(第二七二八号)(第二七二九号)
一、社会福祉・社会保障の確立に関する請願(第二七三〇号)
一、年金制度の改善に関する請願(第二七三三三号)(第二七三三九号)(第二七四〇号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二七四一号)(第二七四二号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二七四三三号)(第二七四四号)(第二七四五号)(第二七四六号)(第二七四七号)
一、児童扶養手当制度の改悪反対等に関する請願(第二七四八号)

一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第二七四九号)(第二七五〇号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二七五十一号)(第二七五二号)(第二七五三三号)(第二七五四号)
一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願(第二七五五号)
一、児童扶養手当法の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二七五六号)
一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願(第二七五七号)
一、年金改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第二七五八号)
一、最適な医療と生活の保障に関する請願(第二七五九号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二七六〇号)(第二七六一号)(第二七六二二号)(第二七六三三号)(第二七六四号)
一、国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二七七二号)
一、心身障害者対策基本法の一部改正に関する請願(第二七七三三号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二七七五五号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二七七六六号)(第二七七七号)(第二七七七八号)(第二七七七九号)(第二七八〇号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二七八一十一号)(第二七八二二号)(第二七八三三号)(第二七八四四号)(第二七八五五号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二七八九〇号)(第二七八九十一号)(第二八九二二号)
一、国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二八九三三号)
一、社会福祉・社会保障の確立に関する請願(第二八九四四号)

(第二七九六号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二七九七号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二七九八号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二七九九号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二八〇七号)(第二八〇八号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二八〇九号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二八一〇号)(第二八一一号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二八一二号)(第二八一三号)(第二八一四号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二八一五号)(第二八一六号)(第二八一七号)
一、年金支給額的大幅な切下げ反対等に関する請願(第二八一九号)
一、社会福祉・社会保障の確立に関する請願(第二八二〇号)
一、年金制度の改善に関する請願(第二八二一号)(第二八二二号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二八二三号)(第二八二四号)(第二八二五号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二八二六号)(第二八二七号)(第二八二八号)(第二八二九号)
一、現行労基法の改悪反対等に関する請願(第二八三〇号)
一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第二八三一号)(第二八三二号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二八三三号)(第二八三四号)(第二八三五号)(第二八三六号)(第二八三七号)

一、児童扶養手当法の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二八三八号)
一、年金制度の改悪反対、その充実改善に関する請願(第二八三九号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二八四〇号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二八四一号)(第二八四二号)(第二八四三号)(第二八四四号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第二八五二号)(第二八五三号)(第二八五四号)
一、社会福祉・社会保障の確立に関する請願(第二八五五号)
一、年金制度の改善に関する請願(第二八五六号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二八五七号)(第二八五八号)
一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願(第二八五九号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二八六〇号)(第二八六一号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二八六二号)(第二八六三号)(第二八六四号)(第二八六五号)(第二八六六号)
一、年金支給額的大幅な切下げ反対等に関する請願(第二八六七号)(第二八六八号)(第二八六九号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二八七〇号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二八七一号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二八七二号)
一、年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願(第二八七三号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二八七四号)
一、国民年金と厚生年金を統合する国民年金法

等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二八七五号)
一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願(第二八七八号)
一、年金制度の改善に関する請願(第二八七九号)
一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第二八八〇号)
一、心身障害者対策基本法の一部改正に関する請願(第二八八一号)
一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第二八八九号)
一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第二八九〇号)
一、在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願(第二八九一号)
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第二八九二号)
一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願(第二八九三号)
一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願(第二八九四号)
一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第二八九五号)
一、労災被災者の遺族年金・介護料に関する請願(第二八九六号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第二八九七号)
一、年金の官民格差是正に関する請願(第二八九八号)
一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第二八九九号)
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第二九〇〇号)
一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第二九〇一号)
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

(第二九〇二号)
一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願(第二九〇三号)
一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第二九〇四号)
一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第二九〇五号)
一、車いす重度身体障害者の終身保護施設に関する請願(第二九〇六号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第二九〇九号)
一、社会福祉・社会保障の確立に関する請願(第二九一〇号)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(第二九一一号)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第二九一二号)(第二九一三号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第二九一四号)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第二九一五号)(第二九一六号)(第二九一七号)
一、年金支給額的大幅な切下げ反対等に関する請願(第二九一八号)
第二四二三号 昭和六十年三月二十二日受理
現行労基法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 大阪府堺市庭代台一丁四五ノ四 嶋田庸江 外五百三十名
紹介議員 中西 珠子君
男女平等法の実現は、すべての女性の切実な願いであり、男女雇用平等法(以下平等法という)の制定に期待を寄せている。ところが財界は、平等法の内容について、禁止する男女差別の範囲を最小限度に狭め、しかも、罰則なしにしようとしているが、これでは男女差別をなくすための有効な法律とはならない。更に、この平等法とひきかえに、母性保護縮小の労働基準法改悪を行おうとし

ている。いま職場では、婦人教職員は過密労働のなかで健康障害や異常出産が増えている。このうえ婦人労働者に対する時間外、休日、深夜労働等の規制を撤廃し、生理休暇を廃止するならば、健康破壊、母性破壊は深刻化する。これは全労働者の問題であり、男性労働者の労働条件切下げの突破口となるものである。雇用における男女平等とは、人間の尊厳を土台に働く権利の平等を実質的に保障すべきものであり、民主主義の実現のためにも重要な施策である。ついでには、こうした見地から、母性保護の拡大を前提に、実効ある男女雇用平等法を制定するため、次の事項について実現を図りたい。

一、生理休暇の廃止、深夜業、時間外、休日労働、危険・有害業務等の禁止、制限条項の緩和、撤廃などの現行労働基準法の改悪をしないこと。
二、次の事項を基本にした男女雇用平等法を制定すること。

1 社会的機能である母性の尊厳と保障を当然の前提とすること。

2 禁止すべき男女差別の内容は、募集・採用から賃金、諸手当、仕事の配置、研修、訓練、昇格、昇給、福利、厚生施設・制度の利用、定年、退職など雇用の全般にわたるものであること。

3 公務員・民間を問わず、パートタイマー・臨時を含むすべての婦人労働者に適用すること。

4 男女差別の是正については、国の行政責任で行い、日常不断に監督し、違反の摘発を行うこと。

5 厳重な罰則規定をもうけ、実行性をもたせること。

6 だれでも費用負担を伴わず、簡単に申し立てることができると同時に、行政処分が不服な場合の救済機関を設けること。

7 救済内容は、全国均一でしかも訴えた個人だけでなく、差別を受けている婦人労働者全員を救済すること。

第二四二七号 昭和六十年三月二十二日受理
社会福祉・社会保障の確立に関する請願
請願者 東京都調布市国領町三ノ八ノ一五
東京都保育所労働組合二葉くすのき保育園分會内 伊藤道子 外四百十名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第二四二八号 昭和六十年三月二十二日受理
労働基準法の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 愛知県安城市花ノ木町四ノ七 山田皓一 外二千七百三十二名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。

第二四二九号 昭和六十年三月二十二日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村舟石川八二一ノ七八 佐藤房明 外二十名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二四三〇号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 東京都品川区南品川五ノ一〇ノ三 二 飯島裕 外三千九百十二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二四三一号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市上植木本町二、六四六ノ三九 松岡保 外六百七十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二四三二号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都江東区住吉二ノ四ノ二 西村喜一郎 外四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二四三三号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 愛媛県松山市泉町一六ノ三 都築猪喜男

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二四三四号 昭和六十年三月二十二日受理
婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に関する請願

請願者 東京都千代田区神田美倉町一二総評全国一般労働組合東京地方本部中部地域支部合同分會内 立中修子

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二四三五号 昭和六十年三月二十二日受理
婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に関する請願

請願者 東京都千代田区神田美倉町一二全石油シェル労働組合内 柚木幸雄

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二四三六号 昭和六十年三月二十二日受理
婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ二二田村会館内 渡辺富士子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二四三七号 昭和六十年三月二十二日受理
婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に関する請願
請願者 東京都千代田区神田美倉町一二総評全国金属日産自動車支部内 鈴木孝司

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二四三八号 昭和六十年三月二十二日受理
婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に関する請願

請願者 東京都千代田区神田美倉町一二総評繊維労連ニチモウキグナス労働組合内 伊勢淳二

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二四三九号 昭和六十年三月二十二日受理
現行労基法の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区本多町四ノ三ノ二〇三ノ二〇四 深川直美 外三百七十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二四四〇号 昭和六十年三月二十二日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 群馬県勢多郡粕川村新屋二六〇星野敬子 外二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二四四一号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の改悪反対、その改善に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐西郷町金山五五小泉慶起 外二千八百五十八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第二四四二号 昭和六十年三月二十二日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府堺市神野町三ノ九ノ四 宮口常明 外四百八十三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二四四三号 昭和六十年三月二十二日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
(二通)
請願者 奈良県大和高田市奥田三六五ノ四 西岡義幸 外六百二十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二四四四号 昭和六十年三月二十二日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 三重県津市柳山津興三、三一八 沢井光夫 外三千七百五十三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二四四五号 昭和六十年三月二十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市月野谷四三九 高森弘 外七十八名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四四六号 昭和六十年三月二十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県氷見市葛葉二一〇 名苗くみ子 外六十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四四七号 昭和六十年三月二十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県水橋小出八六一 尾崎邦昭 外六十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四四八号 昭和六十年三月二十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市江尻八五 河野猛 外六十七名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四四九号 昭和六十年三月二十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県氷見市幸町一ノ一二 前田邦雄 外八十三名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四五〇号 昭和六十年三月二十二日受理

労基法の子供保護規定廃止反対等に関する請願
請願者 東京都港区三田三三〇二二〇 中山森夫

紹介議員 稲村 稔夫君

昭和五十二年十一月、沖電気工業株式会社においては、経営危機及び余剰人員を理由に、従業員の一割にあたる千三百五十人が職場を追われた。しかし、この六年間で新入社員を三千五百人以上採用し、史上最高の利益をあげるなど解雇の不当性は明白になっている。この合理化の特徴は、女子が四人に一人の割合で大量に解雇されたことである。今国会で審査中の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案には女子であるために解雇されることがないよう罰則を含めるべきである。このほど各工場で残業実態調査を行ったところ、各工場とも大変な残業量になっている。技術・営業・事務部門の集中する芝浦地区で

は女子の長時間残業が目立ち、午後九時から午後十一時ちかくまで残業をする者も多く、百時間を超える時間外労働が慢性化している。また、有給休暇の取得率も四十パーセントから五十パーセントという低さである。このようななかで健康で働き続けることは、男子を含む多くの者の願いになっている。婦人が平等の労働に、このような状態のなかで働くことになれば母性破壊、健康破壊は一層すすみ、平等どころか働き続けることもできなくなる。ついては、労働基準法の子供保護規定を廃止することなく、男女差別をなくし人間らしく働き続けることができる雇用均等法を制定されたい。

第二四五一号 昭和六十年三月二十二日受理

男女雇用機会均等法案に反対し、実効ある雇用平等法の制定に関する請願
請願者 東京都大田区羽田空港一ノ六ノ二 日本航空労働組合内 若月司郎

紹介議員 久保田真苗君

現在、審査中の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案(以下均等法案という)は、女性が働き続けるために必要不可欠な保障となる母性保護規定が大幅に改悪されており、待遇の均等についても雇用の努力義務にとどめておけるなど、男女平等の実現どころか逆に現存する男女差別を促進する内容となっている。日本航空株式会社では、現在二万人体制を目指し減量経営の徹底がすすめられ、地上職女子職員の採用は中止されて労働密度は高まっている。空港や予約部門は、女性の多い職場であるが、大多数が早朝・深夜の勤務パターンを繰り返す交替制勤務についている。子どものいる女性のなかには、二重・三重保育や親元にあずけたまま働いている者もいる。均等法案が意味しているものは、これらの女性を際限なく男性に働くことへ追いやることであり、女性が働き続けることをより一層困難にし、雇用の全ステージにおける男女平等の実

現を阻害することになりかねない。女性が子どもを産んでも安心して健康で働き続けられ、職場で独立した人格を認められ、男性と等しく能力が発揮できるよう、母性保護規定の拡充、機会の均等とともに結果の平等の保障、罰則規定の明確化などを均等法案及び関連する国内法に盛り込むべきである。ついては、政府が署名した婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約にうたわれている、婦人に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に違反するという精神にたち、真に実効ある雇用平等法を制定されたい。

第二四八一号 昭和六十年三月二十二日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡市中央区平和三ノ八ノ二〇 長尾京子 外四千四百八十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八二号 昭和六十年三月二十二日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 札幌市豊平区西岡二条一四丁目 上杉敦子 外四千四百八十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八三号 昭和六十年三月二十二日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 札幌市豊平区月寒東四条一九ノ四ノ六 三浦勝巳 外四千四百八十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八四号 昭和六十年三月二十二日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡市博多区西春日四ノ一ノ一 稲永房枝 外四千四百八十四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八五号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県春日市春日一、六〇五ノ二
六四 篠原まり 外四千四百八十八
四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八六号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県行橋市神田町一ノ二二 長
田恵美 外四千四百八十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八七号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県田川市市制田三、二二七
田中ヨシ子 外四千四百八十四名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八八号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県早良区石釜三八 古賀一
外四千四百八十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四八九号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県大牟田市萩尾町一ノ三五三
平山民枝 外四千四百八十四名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四九〇号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県早良区石釜三八 古賀サエ
子 外四千四百八十四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四九一号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県早良区内野三七三ノ一〇
芦原久美 外四千四百八十四名

紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四九二号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 北九州市戸畑区菅原四ノ一ノ一〇
ノ四六 吉満広子 外四千四百八
十四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四九三号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県早良区内野九〇ノ二三〇
下田多美子 外四千四百八十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二四九四号 昭和六十年三月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県大牟田市浄真町一四 上野
嘉枝 外四千四百八十四名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第二五〇三号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区中延四ノ三ノ七 嶋
嶋

倉徹 外五名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二五〇四号 昭和六十年三月二十二日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願
請願者 群馬県前橋市川曲町三六ノ六 宮
川邦雄 外十四名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二五〇五号 昭和六十年三月二十二日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府東住吉区公園南矢田二ノ五
ノ二二 井本裕美 外三百二十五
名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二五〇六号 昭和六十年三月二十二日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府港区八幡屋三ノ一〇ノ四ノ
二一九 池田一美 外千三百五十
九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二五〇七号 昭和六十年三月二十二日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
（二通）
請願者 大阪府吹田市佐竹台四ノ一 佐藤
福美 外四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二五〇八号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県下新川郡朝日町東草野一、
六七五 下沢弘美 外百十名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五〇九号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県小矢部市経田八三 脇坂清
志 外八十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五一〇号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県氷見市島尾一、五七七 廣
瀬久子 外六十四名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五一一号 昭和六十年三月二十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 大分市三川上四ノ三ノ八 竹内完
一郎 外百四十三名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二五一二号 昭和六十年三月二十二日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制
定に関する請願
請願者 宮崎県日向市新生町一ノ七八 三
輪サチ子 外六百十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二五一三号 昭和六十年三月二十二日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府吹田市山田西二ノ四ノAノ
五〇七 仲井徹 外四百八十二名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二五四号 昭和六十年三月二十二日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨県富士吉田市下吉田一、〇六
七 安田一歩 外四百三十七名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二五二五号 昭和六十年三月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七
阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君
労災年金のスライドは、現行では前年の勤労統計が六パーセントを超えないとスライドしないので、翌年の上昇率との合計が六パーセントを超えたときに実施される。この勤労統計は、民間の大手が七・八パーセントのとき四・八パーセントとなる。高度成長の終わつたいま、勤労統計が毎年六パーセントを超えることは期待できず、労災年金のスライドは隔年ごと、又は三年、四年に一度しかない。例えば、勤労統計を毎年五パーセントとすると、十年間でスライドは五回しかなく、実統計は毎年上昇するのであるから、十年間の総額での差は百円につき三十五円となる。ついては、労災年金のスライドについて、六パーセントの制限を撤廃し勤労統計の変動分だけ毎年実施された

第二五二六号 昭和六十年三月二十二日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七
阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君
すべての在宅重度障害者に介護料を支給された

理由
重度の身体障害者が生命を維持していくためには介護が不可欠であるが、この介護のために親族あ

るいは同居者の生活は犠牲にされている。介護にあたっている親族の時間を調査したところ、一日に四時間半というのが平均値であつたが、この時間は間断して介護にあたる延べ時間であるから、結局一日が介護の犠牲になりそれが毎日続いている。一方、重度身体障害者の生活は困窮している。介護にあつて収入を得て生活を持続していきたいが、夫の介護のためにそれができない。介護者は介護と経済的問題とで身動きのできない現状に追い込まれているので、救済策の一つとして介護に専従できるように介護料として取りあえず月額十万円を在宅重度障害者全員に支給する必要がある。

第二五二七号 昭和六十年三月二十二日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七
阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君
微額な年金生活者である低所得層においては、高騰を続ける石油による暖房費の生活費に占める割合が高く生活を圧迫している。しかし、暖房費を削減して石油の消費量を減らすと、下半身不随で抵抗力が極度に衰えているため、かぜをひき、それが原因で諸種の余病を併発し不運な者は死にいたることもある。したがって、室内を一定の気温に保持するため冬季間は一定の石油が必要である。ついては、在宅の重度障害者に暖房費を支給されたい。

第二五二八号 昭和六十年三月二十二日受理
在宅重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七
阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君
今国会で審査中の基礎年金の導入などを内容とする国民年金法等の一部を改正する法律案（以下年金改正案という）には、現在の無年金者が盛り込まれていない。無年金者は、故意に国民年金へ加

入しないで、拠出を怠つたわけではなく、年金制度を知らなかった者、サラリーマンの妻が有職損傷になつて離婚させられた者、障害者になり早い時期に国民年金への加入を申し込むと窓口で加入を拒否された者、任意加入の大学生が国民年金への加入を申し込むと、学生だから加入しなくてもよいと断られた者及び大学生は任意加入なので国民年金へ加入しなかった者などである。ついては、今回の年金改正案にあつて、無年金者の救済を年金改正案に盛り込まれたい。

理由
（一）現行の国民年金法及び今回の年金改正案の双方とも、大学生は任意加入制度になつていて、そのため、成人後の大学生が有職損傷のような重度障害者になると、国民年金に加入していかつた者は拠出をしていないために障害年金が支給されないから、悲惨な生活を余儀なくされる。有職損傷のような重度障害者で無年金の大学生は、生活ができるような保障を望んでいるが、結果的には大学生の国民年金への任意加入制度が、こうした悲惨な状態を招いたことになる。また、大学生自身の任意加入に対する認識程度も非常に希薄であつたこともある。無年金者のなかには国民年金への加入申込みをしても、窓口で、加入しなくてもよい、との指導に従つたために、有職損傷者になる障害年金を受給できないという悪い結果も発生している。このことは、当時指導をした窓口の係員の重大な責任であり、障害者の生涯を左右する重要な問題であるだけに、責任は国がとるべきである。車いすその他の重度身体障害者用具を購入するにしても、無年金者は、その費用を一部負担又は全額負担することになる。これに対して各社会保険から障害年金を受給している有職損傷者の一部には、車いすが無償で交付されており、同じ有職損傷者でありながら格差がある。このような状態であるから、無年金者をもつ家族の負担は、並たいていのものではない。無年金者に年金を支給するようにすれば、家族の負担がそれだけ軽減される。有職損傷者になつた無年金の大学生が少

しでも生活費を稼ぐと努力しても、重度身体障害者であるため、社会は容易に受け入れてくれない。つまり、我が国の企業は、身体に残存能力を駆使して、働くという意志がある重度身体障害者に対して閉鎖的である。その結果、重度障害者の生活費は、そのすべてを親族に依存しなければならぬ。こうした有職損傷者の大学生の悲哀は生きていけるような制度を創設することによつて解消するが、まず無年金者でなく、年金を支給するようにすることが第一段階である。大学生の国民年金への任意加入という制度は、制度そのものとしては理想的であるかもしれないが、大学生が重度身体障害者になると独身で生きていけないという悲惨な結果になる。昭和五十九年八月二日、衆議院社会労働委員会年金改正案を審議するにあつて、参考人からの意見聴取があり、その際、社会保障研究所所長福武直氏は、障害年金がこの改革で改善されたことは異論はないが、成人後の学生に障害が生じた場合、無年金者となる欠陥があり、この点は早急に手直ししてほしい。と意見を述べている。この意見のように成人後の大学生が、障害者になつて無年金者になる欠陥を早く手直しすれば、大学生の悲劇は発生しなかつたわけである。よつて、過去の大学生で重度障害者になつた者を含めて、この際、すべての無年金者の救済を今回の年金改正案に盛り込むべきである。そして、年金改正案のなかの、大学生が任意加入制度になつていて項目を、成人後の大学生が障害者になつた場合は、二十歳未満の障害者に準ずる取扱いはするよう修正すべきである。（二）現在サラリーマンが加入している厚生年金は、加入者自身が重度身体障害者になつたときは障害年金が支給されるが、加入者の妻が重度身体障害者になつても障害年金は支給されない。離婚させられた有職損傷者である妻には、年金などの金銭的な収入が皆無であつて、しかも、重度な有職損傷者の介護という家族の負担がある。介護や食生活費などの面倒をみるのが短期間であればともかく、生涯不治という有職損傷者を抱える家族は、経済

的、身体的、精神的にわたつての負担が非常に大きく、疲れ果て、近隣にぐちをこぼすようになる。脊髄損傷者本人に年金を支給すれば、本人及びその家族も物心両面の苦痛のなかにあつても、その苦痛をある程度緩和することができ、また本人とその家族との間の人間関係が、円滑に推移する。今回の年金改正案には、サラリーマンの妻は夫の厚生年金の掛金のなかに基礎年金として含まれてゐるから、悲劇は発生しない。しかし、現在重度障害者になつて離婚せられた者で、現行の厚生年金の障害年金を受給できない無年金者が存在するのは事実である。昭和五十九年八月二日、衆議院社会労働委員会年金改正案に対する意見聴取の参考人である中央大学教授丸尾直美氏は、基礎年金は保険料拠出を要件とせず、一定年齢で支給されるべきである。基礎年金プラス補足年金で最低保障が可能な方向を検討されたい。と述べているが、このなかで一定年齢とは、障害者には適用しないものとする。この意見、スウェーデンの基礎年金と共通するところがあつて、こうした制度が、創設されることを期待するものである。スウェーデンの基礎年金は、老齢、障害、死亡という事故に対する基本的な救済と最低限の保障を目的としており、拠出を要件としないで支給されている。我が国の今回の年金改正案のなかに基礎年金が導入されているが、それは拠出が条件となつてゐる。基礎年金という名称から推察すれば、拠出を条件としないで、障害者や高齢者に対して最低の国民生活を保障することが連想されるが、年金改正案の基礎年金は拠出を前提にしてゐる以上、基礎年金という名称にふさわしくないと考えられる。よつて、離婚したサラリーマンの無年金の妻やそのほかの無年金者救済のため、丸尾参考人の意見の内容を早急に法制化すべきである。国民年金が充足した当時既に障害者であつた者及び二十歳未満で障害者になり成人した者に対しては、無拠出であつても障害福祉年金を国庫負担として支給している。今回の年金改正案では無拠出の障害福祉年金が、拠出の障害年金と同水

準になる、という恩典があるが、これらの障害福祉年金受給者は、無拠出という点では現在の無年金者と同様であつて、国民年金への掛金は零である。それにもかかわらず厚生省は、現在の年金制度は社会保険方式であるから、拠出をしていない者には年金を支給できない、との理由で、現在の無年金者を放置している。障害福祉年金受給者と無年金者を対比すると、同じ障害者という身体症状でありながら、国民年金が充足した当時と障害者になつた年齢とによつて両者の間に一線が画されてゐる。両者の差違はそれだけのことで、若干の質的なものがあるが、無拠出という点では両者とも共通性をもち、社会保険方式から逸脱しており、稼働能力を喪失して独自では生きていけない重度身体障害者という共通性をもつてゐるから、両者の差違は皆無に近い状態である。両者の共通性のある無拠出と重度身体障害者という観点から、片方に障害基礎年金を支給し、片方にそれを支給しないことになると、大きな矛盾が発生し、公平の原則に反することになるから、現在の無年金者を障害福祉年金受給者と同様に取り扱い、国民年金の障害基礎年金を現在の無年金者にも支給するようにすべきである。昭和五十八年十二月末の福祉年金受給者総数は三百四十八万人であり、このうち所得制限によつて全額支給停止されてゐる者が四十四万人で、差引き受給者総数は三百四十四人になつてゐる。これを前年度の昭和五十七年十二月末と比べると、受給者数は二十四万人減少してゐる。(週刊社会保険部長朝本信明氏の説明による)また、昭和五十八年十二月末の福祉年金受給者数の三百四十四人と、福祉年金受給者のもつとも多かつた昭和四十八年度(五百五十四万人)とを比べると、前者は後者より受給者数にして二百五十万人、四十五パーセント減少している。このほか、文官、旧軍人恩給の年金恩給受給者数も、年々減少してゐる。このように、福祉年金、年金恩給の受給者数は年々減少してゐるの度で、減少人数の年金額分が剰余となつて年金財源

が浮上してゐる。しかし、これらの年金は国庫負担であるから、年金受給者の減少分の剰余金は国庫へ帰属して、拠出による年金積立金のプラスにはならないが、年金の支払源は質的に異なつてゐる。年金の支払財源からみれば剰余が生ずることは否めない。年金の支払財源に剰余があれば、年金制度を整合する意味も含めて、無年金者に障害基礎年金を支給すべきである。(四)我が国では重度障害者であつても、受傷前無拠出であれば障害年金は支給されない。しかし、我が国とは対照的にイギリス、フランス、スウェーデンなどは、受傷前無拠出であつても受傷後の障害者には、次のように年金が支給されてゐる。(一)イギリスでは一九八一年十一月現在無拠出障害年金が、本人に月額二万四千円(週額千七百五十ポンド)、有償の職についていない配偶者に被扶養者加算として月額一万四千四百七十二円(週額千六百五ポンド)、同じく子どもに月額一万四千四百六十二円(週額千七百五ポンド)、介護手当月額二万四千円(週額千七百五ポンド)、歩行不能者に支給される移動手当月額二万二千四百三十六円(週額千六百五ポンド)の、合計月額九万五千三百七十四円が支給されてゐる。(二)フランスでは無拠出に該当するものとして家族制度の枠内で、障害率八十パーセント以上の成人に支給される成人障害者手当(基本的給付)がある。その支給額は一九八一年七月一日現在月額四万六千四百四十四円(千七百七ポンド)で、更に成人障害者で日常生活の基本動作について第三者の介護を必要とする者には、補償手当が支給されてゐる。この手当の額は定額ではなく障害年金の規定に準拠して定められるので明瞭ではないが、補償手当に類似した障害児の補足手当は月額一万六千二百九十九円(五百九十八・〇八フラン)であるから、これを補償手当に代用(補償手当の実額はもとと高額)しても、これと成人障害者手当との合計月額は六万三千三百二十三円になる。(三)スウェーデンでは保険料拠出額や所得及び被保険者期間などに全く関係のない基礎年金制度があり、基礎額の一定率が支給される。労働能

力を六分の五以上喪失した単身者には障害年金として基礎額の九十五パーセント、世帯持ちの者には基礎額の百五十五パーセントがそれぞれ支給され、更に付加年金があり、これは所得に応じて年金が支給されるという仕組みになつてゐる。基礎年金だけを算定すると、一九八一年三月一日現在の基礎額は一万六千七百クロネであるから、単身者の基礎年金の障害年金は月額五万四千二百五円になり、世帯持ちは月額八万八千四百円になる。この基礎年金のうえに更に基礎年金よりも多額な付加年金が上積みされるから、基礎年金プラス付加年金の合計額は相当な額になることが予想される。このように、イギリス、フランス、スウェーデンでは受傷前に拠出しなくても受傷後重度障害者になれば、障害年金が支給される無拠出年金の制度が創設されてゐるからこれらの国には無年金者は存在しない。(四)我が国は世界に誇示する経済大国であり、しかも、サミットへの参加国でもあるといふのに、無年金者が存在すること、社会保障が非常に遅れてゐるというところである。西欧諸国では、社会保険給付費の総政府支出は、国民所得の五十パーセント(スウェーデン六十パーセント)を上回つてゐるが、我が国は三十五パーセントの水準にあるため、無年金者に年金を支給する余地が十分にある。まして福祉年金受給者数の年々の減少から生ずる年金財源の余裕でできるはずである。よつて、我が国においても、諸外国の無拠出年金制度に準拠するか、またはなんらかの方法を講じて、一日も早く無年金者に年金を支給し、救済すべきである。

第二五二九号 昭和六十年三月二十二日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

暖房の素材である石油は毎年高騰を続けているために、我々のような年金生活者は石油の購入量が

制約され困窮している。しかし、石油の消費量を減らすと、下半身不随で抵抗力が極度に衰えているため、かぜをひき、それが原因で諸病を併発し不運な者は死にいたることもある。したがって、室内を一定の気温に保持するため冬季間一定の石油が必要である。については、重度労働災害被災者に暖房費を支給されたい。

第二五三〇号 昭和六十年三月二十二日受理
重度身体障害者の労働年金の最低給付に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

労働年金の最低給付基礎日額の問題に抵触しているのは、その大部分が被災時零細企業で働いていた者である。零細企業では、大企業に比較すると企業収入も低額であり、従業員の賃金も低い。また、労働組合がないため、経営者が雇用時の契約の際に賃金を非常に低く抑えたのも低賃金の原因となっている。このように、低賃金はすべて経営者の一方的な意志によつて実現しているものであり、そして、労働保険は使用者（経営者）の集団が掛金をしているものであるから、その低賃金を労働保険の場では正してもおかしくない。また、我が国の資本主義の初期に、農村の次男以下の男性が大勢都市の工場へ労働者として流入したことも、低賃金の一因となっている。食生活だけが保障され、働いても報酬というものが戸主から支払われなかった農村の男性は、安い賃金でも、戸主のもとにいるときよりは非常に優遇された感じを受けて、これに甘んじていたのである。この低賃金が尾を引いている零細企業もあるから、この際我が国の経営者の集まりである労働保険の場では正するという意味で、労働年金の最低給付基礎日額を引き上げる必要がある。については、労働年金の最低給付基礎日額を大幅に引き上げられたい。

第二五三一号 昭和六十年三月二十二日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

身体障害者福祉法による身体障害者家庭奉仕員派遣事業の家庭奉仕員に、障害者家庭の家族が採用されると、(一)障害者家庭に経済的な助けとなる。(二)施設に入所の場合と在宅との経済的負担の差が減少する。(三)家庭奉仕員に支払う額が一定ならば効率がよい。(四)指導要綱によれば、奉仕員の奉仕時間は一日四時間、一週十八時間であるが、一日二十四時間の奉仕が可能と語る。(五)障害者の扱いに慣れている。奉仕員は障害者の家族なので監督の必要がなく、管理が簡単となる。等利点が多く、現行制度のなかでも十分に実施できる。については、身体障害者家庭奉仕員の採用には、身体障害者本人の家族を採用されたい。

第二五三二号 昭和六十年三月二十二日受理
労働者遺族補償金の遺族年金・介護料に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、重度労働災害被災者死亡後、その死因に関係なくその遺族に遺族補償年金を支給すること。
二、現在の労働者災害補償法の介護料を国際水準に接近するよう月額十万円に引き上げること。

理由

(一)桑原昌宏教授は現代労働法講座十二巻で、労働者災害補償法の遺族補償給付は社会保障法的規定であり、立法論としては、この種の給付を、労働災害に帰する死亡に対する給付ととらえ、たとえば、第一級から第二級の重度障害者が死亡したときに障害遺族(補償)給付を考へることができると述べているが、これは、重度労働災害被災者(以下重度被災者という)が死亡した場合、死因に関係なくその遺族に遺族補償年金を支給し

てもよいということである。この意見は遺族補償年金が社会保障的な性格をもつものであり、いまや世界各国の労働者災害補償制度は、第二次大戦後直接補償制から社会保険方式に移行された。このことは労働者災害補償制度も社会保障を構成する一分野であると考えられ、労働条件保護型から労働者及びその家族をも含めての人間らしい生活を保障するという、生活保障型へと発展しており、我が国の労働者災害補償給付も社会保障の領域にふみこんでいる。(二)労働者の妻は、夫の食事や入浴の世話、大小便の失禁や下痢の後始末、とうとう痛があるときの脚のマッサージなどをしたり、役所への手続や社会生活上における各種の必要な交渉について夫の代行をする。また、血尿や肛門からの出血、褥瘡の悪化、かぜがこじつての肺炎、神経がまひしている脚の骨折などのため、入退院を繰り返したり、通院したりするので、休息することができない。こうした重労働のために妻の六十四パーセントがなんらかの病気で体調を悪くしており、介護のための心身両面にわたる疲労で、体力的にも限界点にある。一方、妻が心身をすり減らしてまで介護にあたっているが、夫が死亡してその死因が労働災害と関係がないと決定された場合、妻には遺族補償年金が支給されない。勤めに出たくとも老年になつていて収入を得られない。子どもの世話にならうとしても、核家族化の現代では長期間は不可能であつて、夫の死亡後路頭に迷つて困窮する。夫が重度な労働災害に被災しなければ妻の人生は灰色も犠牲もなかったが、被災したために人生を犠牲にして、独自で生きていけない夫の生命を生かしたところである。我が国で経営福祉の進歩しているところでは、業務外の事故でも企業内年金が一部で確立され、年金を支給し、更に遺族、扶養者の数に応じて加算給をしているところもある。業務外の事故でもこうして年金を支給しているところから、業務上の重度な被災者の場合には、その全遺族に対して遺族補償年金を支給する制度を確立することが当然

である。(三)労働者災害補償保険法は労働基準法に定める災害補償に对应した給付を行うものであるが、社会のニーズにこたえてその一部は労働基準法の領域を超えて、社会保障的なものに発展していると考えられる。労働省は、災害補償を稼働能力の損失でん補であるとしているが、労働者災害補償保険法は労働基準法の労働者にあたらぬ一人親方、家内労働者、中小事業主でも、特別加入が認められればその適用対象に加えており、これらの対象者は災害・疾病が生じた場合に医療、所得、リハビリをそなえた保護を受けられるという社会保障的なものになつていく。労働者災害補償保険法は給付の算定に際して、平均賃金の非常に低い者には同法施行規則で最低給付基礎日額を定めているが、この制度は労働基準法にはない。これは被災者の損害が一定の基準を下回る部分を補つて、生活保障を目標としていることで社会保障的な特質である。現行の遺族補償給付においても、遺族が五十五歳以上若しくは法定の廃疾である妻の場合は加算し、また、遺族数が五人までであるとその数に応じて加算するが、この給付は被災時の賃金額とは無関係で社会保障的なものである。このほか、労働福祉事業として給付している介護料、就学奨励金、生業奨励金、リハビリ事業などは、いずれも労働者災害補償給付を超える給付として社会保障的なものである。(四)重度被災者はすべて被災した疾病そのものが、被災直後から生理的には身体諸器官の各機能を著しく低下させて、体力の減退、そして、身体抵抗力を皆無の状態にする。こうした状態の身体へ病原菌が入ると病状は悪化し死にいたる。被災したために各種の病気に侵されて死亡するのであるから、重度被災者のすべての死因は、業務上の疾病と相当因果関係が成立する。重度被災者の疾病は体外には極度にはあらわれないが、体内的には被災と同時にその疾病の原因となつて急速に死にむかつていく状態にある。このように重度被災者側からみれば、第一次損害(当初の疾病)と同時にそれが原因となつて後続損害(死亡)が急速に進行しているの

であるから、その死因が何であつても業務上の疾病と相当因果關係が成立する。(5)昭和五十九年四月十二日の参議院社会労働委員会において坂本前労働大臣は、本岡昭次委員の質疑に対し、非常に重なる障害を受けており、それは労働災害が原因で再発がでない。家族の看護も大変で難しい。

害補償と類似性のある増加恩給は、たとえ受給者が公務以外の事由による死亡であつても増加非公務死扶助料によつて遺族年金を支給する。こうした制度上の格差は、その制度が本人及び家族を含めてその生活保障(社会保障)の分野まで拡大されているかどうか、という点にあり、労働災害補償の遺族年金は相当因果關係という枠に束縛されて、生活保障という面では他の年金制度に比べて著しく遅れている。(8)脊髄損傷者の死因が業務上の疾病と因果關係があるかどうかを議論していても、その解決の予測が困難である。一方、脊髄損傷者の高齢化が急速に進行しているので、近い将来その死亡が統制して、夫の死因の問題で遺族補償年金を受給できない妻の続出が予想される。こうしたことが現実化する大きな社会問題になるので、発生前に防止しなければならぬと同時に、この救済策は、労働災害の他いかなる諸問題よりも先行させて解決しなければならぬ。したがつて、稼働能力の損失を補ふに固執することなく、一部の企業では業務外の事故でも遺族年金を支給していることや国際的には労働災害補償は損失でなく補償(補償)と生活保障(社会保障の性格)の二つの面をもつており、我が国の労働災害補償給付も実質的にはそのものであることを考慮して、労働者及びその家族を含めて人間らしい生活を保障するという観点から、労働災害補償法の改正に際しては、重

化を促進して、この種の家族機能崩壊防止のための給付を充実することが望ましい。と述べている。我が国の労働災害の介護料をこれらの諸国の水準まで引き上げる試算をしてみると、所得面では、毎月労働統計(労働省統計)による各月の定期給与は二十二万円台であるから、その五十パーセントは十一万円、四十パーセントは八万八千円になる。年金面では、給付基礎日額を八千円とした場合の五十パーセントは月額十二万円、四十パーセントは九万六千円になる。この結果、現行の介護料月額三万三千六百円は、所得面ではベルギーなど諸国の三十パーセントから三十八パーセント、年金面では同じく二十八パーセントから三十五パーセントに相当するという低額である。(2)健康保険の一日分の付添料の基準を総平均すると五千五百七十八円、更に泊込みの場合はこの二割三分五厘増しで六千八百八十八円になる。これを一箇月三十日として月額に換算すると、二十万六千六百四十円である。これを労働災害の介護料は健康保険の十六・三パーセントにしかならぬ。換言すれば、少なくとも月額十万円程度の介護料を支給しなければならぬのに、三万三千六百円を支給して、残りの六万六千四百円を家庭に負担させている。(3)労働基準法の前身である工場法(明治四十四年制定、大正五年施行)は、労働者の生命や身体を保護するに安んじており、同法によれば、遺族扶助料が百七十日分、永久的全部不能の場合が千五百日分以上であった。これとは対照的に当時のイギリスの遺族扶助料は賃金の三分、イタリアは五分であり、フランス、ドイツ、スイスでは寡婦のために亡夫の賃金の五分の一又は三分の一の終身年金を与えていた。永久的全部不能の場合、デンマークは賃金の六分、スペインでは二分の扶助料を支給していたといわれる。また、昭和二十二年の労働基準法制定当時、賃金の六分、デンマークは十分分であつたのに対して、我が国は千三百四十日分(三・七分)と

いう低い水準であつた。このように工場法及び労働基準法制定当時は、労働者の生命や身体は、西欧諸国に比べて大きな差があつたが、これは使用者が労働者をできるだけ安く使つたという習癖があつたからで、それが今日まで尾を引いていると考えられる。その後、我が国の労働災害補償給付は逐次改善されたが、特に介護料については、西欧諸国に比べると工場法時代の相場程度にとどまつている。(4)労働福祉事業のなかに未払賃金立替制度があつて、経済不況などによる倒産企業の労働者を保護することを目的としていて、この保護対象労働者は労働災害をこうむつていないのに、労働福祉事業で保護することは筋がとおらない。本質的に異なるこの種の制度を労働災害補償保険事業に含めるのは間違ひであつて、労働者災害補償保険事業から切り離して、単独立法とするか、他の類似の法律に付属させるべきである。この制度創設の際に、労働者災害補償保険財政を圧迫して、今後の労働災害補償を改善してもらえないので反対であると労働省へ要望したが、容認されなかつた。労働者災害補償保険財政の運営では、未払賃金立替制度の運用に労働者災害補償保険の約十三パーセントを充当していることであるが、未払賃金立替制度は労働者災害補償保険から切り離して、その制度に充当すべきである。(5)昭和五十九年四月十二日の参議院社会労働委員会では本岡委員の介護料引上げの質疑に対して望月三郎労働基準局長は、傷病補償年金三級を永久完全労働不能として支給率を定め、二級には介護の費用を見込んで金額を定めてあり、また、在宅療養者で常時介護を要する者には別に介護料を支給している。と答弁している。これによると、ILO第一二二号勧告の完全永久不能労働力喪失の該当を三級として支給率二百四十五日(六十七パーセント)に定めたことに異論はないが、傷病年金・二級受給者で入院している者は、病院からの現物給付の看護と年金額に含まれている介護料とを二重に受けており、また、障害年金

が公務以外の事由による死亡であつても増加非公務死扶助料によつて遺族年金を支給する。こうした制度上の格差は、その制度が本人及び家族を含めてその生活保障(社会保障)の分野まで拡大されているかどうか、という点にあり、労働災害補償の遺族年金は相当因果關係という枠に束縛されて、生活保障という面では他の年金制度に比べて著しく遅れている。(8)脊髄損傷者の死因が業務上の疾病と因果關係があるかどうかを議論していても、その解決の予測が困難である。一方、脊髄損傷者の高齢化が急速に進行しているので、近い将来その死亡が統制して、夫の死因の問題で遺族補償年金を受給できない妻の続出が予想される。こうしたことが現実化する大きな社会問題になるので、発生前に防止しなければならぬと同時に、この救済策は、労働災害の他いかなる諸問題よりも先行させて解決しなければならぬ。したがつて、稼働能力の損失を補ふに固執することなく、一部の企業では業務外の事故でも遺族年金を支給していることや国際的には労働災害補償は損失でなく補償(補償)と生活保障(社会保障の性格)の二つの面をもつており、我が国の労働災害補償給付も実質的にはそのものであることを考慮して、労働者及びその家族を含めて人間らしい生活を保障するという観点から、労働災害補償法の改正に際しては、重

度被災者の死亡後その死因に關係なくその遺族に遺族補償年金を支給するというところで労働者災害補償保険審議会において検討し、制度を創設すべきである。(1)桑原教授は現代労働法講座十二巻で、介護料に相当する給付は、デンマークを除くEEC諸国と北欧諸国、オーストリアで支給されている。しかもその額が、所得または年金の五十パーセントから四十パーセントとするベルギー、オーストリア、フランスが目玉される。主要欧米諸国の労働災害補償制度は所得保障の段階から、生命と生活保障、更に労働災害事故による家族・家庭機能の維持に広くおよんでおり、労働者災害補償保険法の立法政策を、給付の面での社会保障

化を促進して、この種の家族機能崩壊防止のための給付を充実することが望ましい。と述べている。我が国の労働災害の介護料をこれらの諸国の水準まで引き上げる試算をしてみると、所得面では、毎月労働統計(労働省統計)による各月の定期給与は二十二万円台であるから、その五十パーセントは十一万円、四十パーセントは八万八千円になる。年金面では、給付基礎日額を八千円とした場合の五十パーセントは月額十二万円、四十パーセントは九万六千円になる。この結果、現行の介護料月額三万三千六百円は、所得面ではベルギーなど諸国の三十パーセントから三十八パーセント、年金面では同じく二十八パーセントから三十五パーセントに相当するという低額である。(2)健康保険の一日分の付添料の基準を総平均すると五千五百七十八円、更に泊込みの場合はこの二割三分五厘増しで六千八百八十八円になる。これを一箇月三十日として月額に換算すると、二十万六千六百四十円である。これを労働災害の介護料は健康保険の十六・三パーセントにしかならぬ。換言すれば、少なくとも月額十万円程度の介護料を支給しなければならぬのに、三万三千六百円を支給して、残りの六万六千四百円を家庭に負担させている。(3)労働基準法の前身である工場法(明治四十四年制定、大正五年施行)は、労働者の生命や身体を保護するに安んじており、同法によれば、遺族扶助料が百七十日分、永久的全部不能の場合が千五百日分以上であった。これとは対照的に当時のイギリスの遺族扶助料は賃金の三分、イタリアは五分であり、フランス、ドイツ、スイスでは寡婦のために亡夫の賃金の五分の一又は三分の一の終身年金を与えていた。永久的全部不能の場合、デンマークは賃金の六分、スペインでは二分の扶助料を支給していたといわれる。また、昭和二十二年の労働基準法制定当時、賃金の六分、デンマークは十分分であつたのに対して、我が国は千三百四十日分(三・七分)と

いう低い水準であつた。このように工場法及び労働基準法制定当時は、労働者の生命や身体は、西欧諸国に比べて大きな差があつたが、これは使用者が労働者をできるだけ安く使つたという習癖があつたからで、それが今日まで尾を引いていると考えられる。その後、我が国の労働災害補償給付は逐次改善されたが、特に介護料については、西欧諸国に比べると工場法時代の相場程度にとどまつている。(4)労働福祉事業のなかに未払賃金立替制度があつて、経済不況などによる倒産企業の労働者を保護することを目的としていて、この保護対象労働者は労働災害をこうむつていないのに、労働福祉事業で保護することは筋がとおらない。本質的に異なるこの種の制度を労働災害補償保険事業に含めるのは間違ひであつて、労働者災害補償保険事業から切り離して、単独立法とするか、他の類似の法律に付属させるべきである。この制度創設の際に、労働者災害補償保険財政を圧迫して、今後の労働災害補償を改善してもらえないので反対であると労働省へ要望したが、容認されなかつた。労働者災害補償保険財政の運営では、未払賃金立替制度の運用に労働者災害補償保険の約十三パーセントを充当していることであるが、未払賃金立替制度は労働者災害補償保険から切り離して、その制度に充当すべきである。(5)昭和五十九年四月十二日の参議院社会労働委員会では本岡委員の介護料引上げの質疑に対して望月三郎労働基準局長は、傷病補償年金三級を永久完全労働不能として支給率を定め、二級には介護の費用を見込んで金額を定めてあり、また、在宅療養者で常時介護を要する者には別に介護料を支給している。と答弁している。これによると、ILO第一二二号勧告の完全永久不能労働力喪失の該当を三級として支給率二百四十五日(六十七パーセント)に定めたことに異論はないが、傷病年金・二級受給者で入院している者は、病院からの現物給付の看護と年金額に含まれている介護料とを二重に受けており、また、障害年金

及び傷病年金の一級受給者で在宅介護料を受給している者も、年金額に介護料が含まれているから介護料を二重に受けていることになり承服できない。労災年金と厚生年金、国民年金の障害年金を受給している者には、厚生年金の場合二十四パーセント、国民年金の場合十一パーセントがそれぞれ労災年金から調整差引きされており、労働省へ完全併給を要望したが拒否されたが、介護料を年金のように併給調整すれば、傷病年金一・二級受給者が入院したときは三級より多い年金額の何割かを調整し、また、在宅の傷病、障害年金一級受給者で介護料を受給している者に対しても、年金が在宅介護料かの、どちらかを調整しなければならぬ。ところが、答弁にはこうした調整差引きの説明がないし、現在そのような調整は実施されていない。桑原教授は新版労働基準法で、障害年金一・二級には、介護料が含まれている（労災保険論昭和四十七年、桑原敬一「労災管理課長」）ことをとりあげて、労働者のみならず家族が生活困難におちいることを予防するための費用も給付の対象に加えているとみることもできる。そうだとすると、これは障害による家族崩壊防止のための給付といえる。と述べているが、このほうが適切であり、合理的である。三級の年金額よりも一・二級の年金額が多いのは、負傷による生命の損傷度がその尺度になつていて、負傷による生命の損傷度の損傷度は金銭で評価できるものではないが、現代の経済体制下では金銭が必要であるからである。生命の損傷度が大きいほど身体が衰弱している。脊髄損傷の場合、余病の併発に要する医療費、各種検査のための通院のタクシー代、褥瘡予防の栄養摂取、大小便などの失禁による被服の損耗など、身体症状に付随する必要経費はばく大なものである。この経費は、三級よりも二級、二級よりも一級の受給者の方が金銭的には多額になる。つまり、三級の年金額よりも一・二級の年金額が多いのは介護料ではなく、身体症状に付随する必要経費である。(0)一・二級の年金額に介護料が含まれているとすると、我が国の労働災害補償

額は先進諸国よりも貧弱である。明治大学の松岡三郎教授は労働災害における民事責任の法理のなかで、労働者災害者保険法の内容は、かなり改善されたが、それは、発展途上国も賛成したILOの条約や勧告の線にとどまり、先進国の内容に劣るだけでなく、慰謝料を含んでいない。と述べ、半身不随一級障害補償の例を挙げたあと、この内容(日本)は先進国の内容と比べると低い、一級障害補償について、フランスでは介護料を含めて百四十パーセントである。と述べている。したがって、介護料の二重支給説を排して、在宅介護料にしはつて、しかも、それを大幅に引き上げて充実することが賢明な方法である。また、現在の在宅介護料を昭和五十九年六月から三万五千八百円に引き上げることであるが、生活保護による他人介護料は昭和五十九年四月から既にこの額に引き上げて労働災害の介護料より二箇月早く実施している。(1)我が国の労働災害の介護料を国際的国内的(健康保険の付添料)に比べると、それらの十六パーセントから三十パーセントという低額であるが、いまや我が国は発展途上段階を脱して経済大国となり、サミットの参加国でもある。したがって、労働災害の介護料の水準も、その地位にふさわしいものでなければならぬし、また、その水準まで引き上げることによって、重度被災者とその家族の生命は維持されていく。よつて介護料の水準を未払金立替制度の財源を転用するなどして、少なくとも月額十万円以上に引き上げるべきである。なお、労働者災害補償保険審議会においては、介護料が生活保護以下にならないよう大幅に引き上げて、フランスなどの先進国の労働災害補償に接近するよう、所得又は年金の五十パーセントから四十パーセントを目標にして審議すべきである。(資料添付)

第二五三三三号 昭和六十年三月二十二日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君
理由 (一)労災補償は損害賠償的な性格を有するものであるにもかかわらず精神的苦痛の代償として支払わなければならない慰謝料が含まれていない。したがって、厚生年金(障害年金)、国民年金(遺族年金)などが労災年金と併給されている被災者には、労災年金を調整差引きしないで完全併給する必要がある。(二)特別年金(ボーナス分)を昭和五十二年三月三十一日以前の被災者の場合を例にとると、それは所定給付の十六・九パーセントになつていて、一方、零細企業及び大企業の最近の年間ボーナスは給与月額三箇月から六箇月分が支給されているが、この年間ボーナス分の年間給与額に対する百分率を算出すると、二十五パーセントから五十パーセントになり、特別年金はこれよりも八・一パーセントから三十三・一パーセント低く、その平均は二十・六パーセントである。そこで、労災年金の調整率は厚生年金併給者で二十四パーセント、国民年金(拠出制障害年金)併給者で十二パーセントから十一パーセントであるから、最近の各企業のボーナス分と特別年金との比較率の差である平均の二十・六パーセントが、労災年金の調整率二十四パーセント、十一パーセントから十二パーセントと相殺されることになり、労災年金と他の年金とが併給されている場合は調整しないで完全併給する必要がある。

第二五三四号 昭和六十年三月二十二日受理
年金の官民格差差正に関する請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君
理由 公務員や公社などの共済年金は、給付水準が厚生年金よりも高く、しかも、支給開始年齢も五十五歳で厚生年金よりも五年も早くなつていて、一例をとつてみれば、(一)年金計算の基礎になる月収は国家公務員等は最高が四十五万円である。(二)この月収は最終の一年間で計算するが、国鉄では最後の月だけ二階級特進の昇給をして年金を増額している。(三)国家公務員等は四十年勤続で月収の七十パーセントが年金の最高限となつていて、これに比べて厚生年金は毎年五月、六月、七月分の給与の平均を算出して標準報酬月額を定め、これが基礎となつていて、そして、年金計算の際には年次の古い標準報酬月額には物価指数の評価値を乗じて適切な額を算定している。しかし、厚生年金と国家公務員共済年金とを比較すると、計算の基礎において大きな格差がある。公務員は最終の一年間が指標であるから、その人にとっては最高の給与水準であるが、厚生年金は毎年(五月、六月、七月)の平均なので退職時の給与水準よりも低い。しかも国鉄の二階級特進の昇給の制度に対しては厚生年金は問題にならない。これらのことは一例としては、このような年金の官民格差差正されたい。

第二五三五号 昭和六十年三月二十二日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君
理由 脊髄損傷者は、脊髄神経を外部からの衝撃により切断、圧縮、破損し、受傷部分から下部の手足が麻痺したため、障害者になつたのであるが、手足が切断したわけではなく、外観は健康者と変わりはない。脊髄神経さえつながれば元のよう動くことができると考えられるが、この点に関する医学の進歩は遅い。脊髄神経がつながれば、働くことができ、福祉の世話になることはなく、国家のために尽くすこともできる。ついでには、脊髄神経の解析究明と脊髄損傷治療技術の研究開発をされた。

第二五三六号 昭和六十年三月二十二日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、全国労働者連合会の代表一名を被災者代表として、労働者災害補償保険審議会委員に加えること。

二、労災保険給付と民事損害賠償との調整に反対であるが、これを実施する場合は、自賠責給付と労災給付との間で実施されているとおり、被災後三年間だけを調整期間とすること。また、民事損害賠償のできない被災者に労災保険制度による特例一時金(仮称)を支給すること。そして、この支給額は、障害特別支給一時金の額と同額にすること。

三、労働災害の背負損傷者が基準看護病院へ入院したときは、背負損傷者が十人未満であつても付添婦をつけること。

四、労働福祉事業は、障害・傷病を区別しないで、年金ならば一律に扱うこと。

五、背負損傷者に電動車いすと、手動車いすとを併給すること。

六、労災病院で人工透析治療を実施すること。

七、労災病院で歯科治療を実施すること。

八、山形県に労災病院を設立すること。

九、健康管理手帳での治療範囲を拡大すること。

十、頸椎損傷者のための補装具(各種リフター等)や自具を開発すること。

十一、特別給与を基礎とする特別年金を、現行の給付基礎年額の十六・九パーセントから二十五パーセントに引き上げ、そして、その上限を引き上げること。

十二、介護料及び入院諸雑費の額を大幅に引き上げること。

理由

(一)労働者災害補償保険審議会における労働側委員は、労働者代表というよりも労働組織代表であるが、労働災害の重大災害は、組織のない労働者に

多く発生している。また、たとえ組織的な労働者が労働災害にあい、障害者となつたとしても、労働基準法第十九条、第八十一条の打切補償により解雇され、労働組織から脱落している場合が大半である。したがつて、現在の労働者災害補償保険審議会の委員は、被災労働者に関係の薄い者によつて構成されているが、法の第一の目的である被災労働者とその遺族の保護、援護、福祉の増進のためには労働災害被災者の代表を加えるべきである。(二)昭和五十五年十一月の民事損害賠償と労災保険給付との調整についての労働者災害補償保険法の改正は使用者側の便益に偏した内容であり、原則的に反対である。労働災害の重大災害のうち民事損害賠償訴訟によつて被災労働者が公正な権利請求を行つた割合は、死亡遺族が二割、その他の重度傷病被災者が一割で、被災者のほとんどが訴訟もできず、最低の補償である労災保険給付で我慢せざるをえない状況下におかれている。したがつて、使用者側の便益に偏することなく、民事損害賠償請求のできなかつた被災者保護のため、これを補う特例一時金(仮称)の制度をもつけるべきである。(三)各都道府県労働基準局長あての労働省通達によると、労働災害の重患者が基準看護病院へ入院したときは、該患者数が十人以上でなければ付添婦をつけられないことになっている。重患者十人以上という根拠は、基準看護病院で看護に大きな負担がかかるため、重患者四人につき一人の割合で看護婦以外の付添婦をつけて、当該病院の負担を軽減しようとするものであり、重患者の入院が十人未満であれば、看護婦以外の付添婦をつけないで、当該病院でその無理な分を負担してもらふという趣旨である。しかし、入院する背負損傷者は褥瘡や泌尿器系統の悪化、その他余命の短縮などの重患で安静を第一としており、歩行不能であるから、十人未満の背負損傷者の入院のために付添婦がつかなくつた場合は、当該病院の看護だけでは非常に不自由を感じている。当該病院へ頸椎損傷者二人が入院したときは看護婦以外の付添婦を一人つけ、胸腰椎の背負損傷者が四人未

満入院したときは同じく一人の付添婦をつけるというようにする必要がある。背負損傷者は背負が治らない以上、治療ということではなく、それどころか、毎日、体の麻痺部分が退化し、劣化していく。しかし、労災保険には治療・固定と傷病の区別があることにより、どちらかを選択しているにすぎない。被災者は、退院時、車いす利用のための自宅改造や家具、衣類、自動車の購入等で一時的な出費がかさむがこのときの被災者への保険給付は、傷病年金がほとんどであり、特別支給金が、障害年金の三分の一程度支給されるだけで、必要なときに、必要な援護をしていない。傷病年金受給者のなかには、膀胱の機能停止により、下腹部に穴をあけ、直接管を膀胱に挿入している者や腎不全により人工透析を受けている者などのように将来も治療・固定しないで、障害年金に移行できない者がおり、これらの者は、永久に社会復帰資金の貸付けなどが受けられない。また、いままでは企業からの損害賠償金により、家の改造、自動車購入ができたが、損害賠償と労災保険で調整が実施され、企業からの損害賠償金もあてにできなくなつたため、社会復帰資金の貸付けなどを傷病年金者にも適用しないと生活できない。(四)腎臓疾患、又はその余病により毎年多くの背負損傷者が犠牲となつているが、泌尿器科と人工透析設備が近くにあればこれらの者も延命できたと思う。内車いす使用者は、手軽に歯科治療を受けられないため、客観が悪化し、抜歯する場合がしばしばある。また、歯痛はとても苦しいものであり、手軽に治療を受けられるように、労災病院には車いすで利用できる歯科を設置すべきである。(五)山形県には、背負損傷者が頼れる病院がなく、宮城県、山形県、福島県に連通しているが、冬は道路の積雪、凍結などで、命がけの通院となり、また、緊急の場合は、遠すぎて頼りにならない。東北六県はつきりしていない。障害補償年金受給者でも、傷病補償年金受給者と同様に、治療が必要な場合

があるが、現在の健康管理手帳では、治療の範囲が狭く効果的ではない。傷病年金へ移行するには、事務手続きが煩わしく、被災者は健康保険に頼ることになる。健康管理手帳で一箇月程度入院まで拡大すると、被災者・国双方ともに利益があると思われる。(六)既に産業界で、実用化し、活躍しているロボットを障害者のために応用すれば、その手足の代わりとなることも可能であり、介護人の手数を省くだけでなく、障害者も社会に貢献できる。

第二五三七号 昭和六十年三月二十二日受理

労働被害者の背負神経治療技術研究に関する請願 請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

背負損傷者は、背負神経を外部からの衝撃により切断、圧縮、破損し、受傷部分から下部の手足が麻痺したため、障害者になつたのであるが、手足が切断したわけではなく、外傷は健常者と変わりはない。背負神経さえつながられば元のように動くことができると考えられるが、この点に関する医学の進歩は遅い。背負神経がつかねば、働くことができない、福祉の世話になることはなく、国家のために尽くすこともできない。ついでには、労働者災害補償保険法労働福祉事業において、背負神経の解剖究明と背負神経治療技術の研究開発をされた

第二五三八号 昭和六十年三月二十二日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願 請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、重度障害者に対しての雇用制度を確立すること。
二、事業所は、就労期間中に事故、病気で障害者になつた者の雇用を積極的に継続するようにすること。

三、労働基準法には労働者が労働中に事故で障害者となり、三年経過後も労災補償が適用される場合は労働者を解雇してもよい(労働基準法第十九条・第八十一条)とあるが、解雇しないように改めること。

理由

(一)身体障害者雇用促進法を改正して以来、軽度の障害者の雇用に限っては大幅改善されたが、重度の障害者(一級・二級)に対しては雇用がすすんでいない。現状のままでは重度障害者は取り残されるので特別な対策が必要である。(二)事業所に勤める労働者が事故、病気等で障害者になった者は、労働意欲があるにもかかわらず解雇されている。障害者の雇用に対して特別な法律ができたにもかかわらず重度の障害者を解雇し、一方で軽度の障害者を雇用することは身体障害者雇用促進法の精神と矛盾する。(三)障害者の雇用を特別に促進するために法律をつくった裏側で労災補償さえあれば解雇してもよいという全く反対の行為を認めるのは明らかに矛盾である。

キロメートル以上も離れた病院にいつている。せめて、国公立病院には、泌尿器科を設置し、人工透析治療を実施する必要がある。また、車いす使用者は、手軽に歯科治療を受けられないうえに、容態が悪化し抜歯にいたる。更に、治療回数を減らすために治療すれば治る歯までも抜歯する場合もある。人間はだれでも歯が悪くなるものであり、歯の痛みはとても苦しい。手軽に治療を受けられるように、国公立病院には車いすで利用できる歯科を設置すべきである。

理由

第二五三九号 昭和六十年三月二十二日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎
紹介議員 遠藤 要君

一、国公立病院に泌尿器科を設置し、人工透析治療を実施すること。
二、国公立病院に、車いすで利用できる歯科を設置すること。
三、国公立病院、医療法人病院は、車いすで利用できるようにすること。

理由

脊髄損傷者にとつて腎疾患は、さけておれない宿命であり、腎疾患又はその余病により毎年多くの者が犠牲となつてゐる。泌尿器科と人工透析設備が近くにあれば脊髄損傷者の延命が図れる。しかし、現状では数が不足し、治療の際には百五十

第二五四〇号 昭和六十年三月二十二日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎
紹介議員 遠藤 要君

一、両下肢麻痺の車いす使用者が自動車を運転する場合は、ガソリン価格に含まれるガソリン税部分を補助すること。
二、両下肢麻痺の車いす使用者で、自動車の運転ができない者には福祉タクシー制度をつくること。
三、電動リフトを補装具として認定し、給付すること。
四、電話等通信手段を利用して行政サービス、文化、教育を受けられるようにすること。
五、四肢麻痺の頸椎損傷者が、健康で、文化的な生活を過ごせるような義肢装具・福祉機器を開発すること。
六、重い障害者が自立生活を営めるよう、年金による所得保障制度を確立すること。

理由

(一)車いす障害者は、安価な公共交通機関の利用ができないので、高価な自動車を利用しているが、生活費に占めるガソリン代の比率が高く生活を圧迫している。一部の地方自治体では既にガソリン税に相当する部分を補助しているところもあり、国の施策が地方自治体よりも遅れないようにすべき

である。(二)自動車を運転できる障害者は、ある程度の社会参加も可能となつたが、運転ができない者は、参加できないので取り残される。福祉タクシーなどの制度をつくつて社会参加の道を開くべきである。(三)国際障害者年を契機に重度障害者である頸椎損傷者も積極的に社会参加に努力している。もつとも障害の重い肢体不自由者の自立に、つて有効な機器である電動リフトを身体障害者福祉法の補装具として認定し給付すべきである。四肢麻痺の頸椎損傷者や、雪国に住む車いす使用者は、冬季間手軽に外出ができないので、電話などの通信手段を利用して、行政サービス、文化、情報、教育を受けられるようにすべきである。(四)産業界で、実用化しているロボットを障害者に応用すれば、その手足の代わりとなることも可能と思われ、介護人の手数を省くだけでなく障害者も社会に貢献できる。(五)障害者の社会的自立に、かつともつとも基本的な条件は、経済的自立を可能にするための所得保障の確立である。障害の重さゆえに稼働能力のない障害者の所得保障を、国民の大多数の所得保障制度である年金体系のなかにおいて確立することが、障害者の完全参加と平等を実現する第一歩である。その意味からも、今回の年金改正の時期に稼働能力のないすべての成人障害者が、基本的な生活を経済的に自立できるよう制度改革をすべきである。なお、基本的にはみずからの生活に必要な経費はみずから支払うという自立の原則の立場をとるが、最低生活を保障する所得保障制度が確立する以前の費用負担の増大、年及び年金に対する所得制限の導入等は受け入れがたいものである。

第二五四一号 昭和六十年三月二十二日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎
紹介議員 遠藤 要君

一、基準看護病院以外の病院に入院している患者

に対し、健康保険、国民健康保険で付添介護人を派遣すること。
二、健康保険法で定める傷病手当金の額を、定期給与の六割から八割に引き上げること。

理由

(一)脊髄損傷患者はリハビリテーションが終了するまでは身の回りのことができないので、すべての日常生活は介護人に頼っている。基準看護病院以外に入院している患者は付添介護人が必要であるが、この費用はばく大な額になる。また、脊髄損傷患者は長期間の入院が必要であるから付添介護人費用だけで家計は破産する。(二)病気のため療養するには日常の生活以上に支出がかさみ、長期間療養が必要な場合家計がもたない。労働者災害補償保険法では、数年前より休業期間中の労働者に、定期給与の八割を補償しているが、入院治療期間中の生活保障のため、健康保険法の傷病手当金も八割に引き上げるべきである。

第二五四二号 昭和六十年三月二十二日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎
紹介議員 遠藤 要君

重度障害者、特に頸椎損傷者が高齢化するにともない、介護にあつては配偶者も同時に高齢化して、重労働である夫の介護ができなくなる。また、頸椎損傷者の介護人が自分の手である場合は、結婚すると介護がほとんどできなくなる。こうした弊害を除去して救済するためには、各都道府県ごとに頸椎損傷者の保養所を新設することが最良の方法であり、頸椎損傷者も強く望んでいる。ついでには、重度障害者の終身保養所を新設されたい。

第二五六二号 昭和六十年三月二十三日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都江東区北砂四ノ三六ノ三一

和田静雄

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二五六三号 昭和六十年三月二十三日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 徳島市津田西町一ノ四ノ一二 鈴

江伸 外二百十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二五六四号 昭和六十年三月二十三日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 千葉市南生実町一、三〇七ノ三一

田口和男 外十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二五六五号 昭和六十年三月二十三日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷三ノ六八ノ七

吉沢健志 外六名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二五六六号 昭和六十年三月二十三日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川三、一四二ノ

四三 國部肇 外十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二五六七号 昭和六十年三月二十三日受理

年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願

請願者 神奈川県座間市緑ヶ丘二、〇二〇

ノ二二 小山昭夫 外二百五十三

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二五六八号 昭和六十年三月二十三日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市立部五ノ六ノ一七

馬場一 外二百八十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第二五六九号 昭和六十年三月二十三日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市太田一四 沙魚川睦

夫 外六十一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五七〇号 昭和六十年三月二十三日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県西礪波郡福光町土生新六八

〇 金本幸美 外四十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五七一号 昭和六十年三月二十三日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県砺波市中央町九ノ二七 渡

辺洋子 外百十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五七二号 昭和六十年三月二十三日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県西大泉一ノ四 塩田進

外百二十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五七三号 昭和六十年三月二十三日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県長柄町二ノ一ノ七 長谷川

明弘 外百七十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五七七号 昭和六十年三月二十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 山形県東根市羽入六七九 斎藤み

ち江 外八百三十四名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二五七八号 昭和六十年三月二十五日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 千葉県銚子市高田町四ノ七七九

小堀雅義 外二十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二五七九号 昭和六十年三月二十五日受理

年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市内田町三、二九

一 大内英雄 外百十一名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第二五八〇号 昭和六十年三月二十五日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 大阪府和泉市王子町一、一一六ノ

一七 宮本祥行 外六百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第二五八一号 昭和六十年三月二十五日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市原山台一丁五ノ三ノ七

〇七 古月央子 外三百九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第二五八二号 昭和六十年三月二十五日受理

最適な医療と生活の保障に関する請願

請願者 大阪府堺市赤坂台六丁一四ノ一七

ノ五〇二 森栄克 外二千四百七

十二名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第二一三八号と同じである。

第二五八三号 昭和六十年三月二十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県天正寺一九九 島信一 外

三十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五八四号 昭和六十年三月二十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県新庄町三ノ四 林光子

外九十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五八五号 昭和六十年三月二十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県二越町三ノ四八 阿部啓

一 外四十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五八六号 昭和六十年三月二十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県町袋六四 佐々木恵子 外

六十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二五八七号 昭和六十年三月二十五日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都台東区谷中一ノ四ノ五 香

紹介議員 取田一

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二五八八号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の充実・改善に関する請願(五通)

請願者 横浜市金沢区並木一ノ二〇ノ二ノ

二〇二 石川康一 外二百九十七

名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第二五八九号 昭和六十年三月二十五日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 千葉市小仲台一ノ三ノ一二 五木

田信之 外十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二五九〇号 昭和六十年三月二十五日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

(三通)

請願者 大阪府高石市千代田六ノ一ノ二

〇 藤川正民 外九百九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二五九一号 昭和六十年三月二十五日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 大阪府箕面市栗生外院二二四ノ一

児島和之 外三百三十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二五九二号 昭和六十年三月二十五日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 大阪府高槻市柴町四ノ一ノ二

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

神原集 外二百二十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二五九三号 昭和六十年三月二十五日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

(二通)

請願者 山梨県南巨摩郡早川町雨畑六七八

望月勝進 外四百一名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二六〇八号 昭和六十年三月二十五日受理
労働基準法の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県津島市中地町四ノ三二ノ六

渡辺信子 外二千三百十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。

第二六〇九号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区宇奈根一ノ九ノ二

〇 武藤政雄 外二十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二六一〇号 昭和六十年三月二十五日受理
国民年金制度の改善等に関する請願

請願者 大阪府富田林市須賀五四五 浜田

武治 外千四百十三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一五七三号と同じである。

第二六一一号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の充実・改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市緑が丘二ノ一八

ノ二 久保田政行 外百二十二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第二六一二号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の充実・改善に関する請願

請願者 川崎市宮前区有馬八ノ六ノ一七ノ

四〇一 松村妙子 外五十名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第二六一三号 昭和六十年三月二十五日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大多喜町上原一七一

本吉七太郎 外二十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二六一四号 昭和六十年三月二十五日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町早口金堀沢

二六ノ二 小林秀文 外千七百十

九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二六一五号 昭和六十年三月二十五日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 富山県氷見市敷川八八ノ二 草山

賢正 外四十三名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二六一六号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

(二通)

請願者 栃木県宇都宮市桜四ノ八ノ五 小

林茂二 外七百二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二六一七号 昭和六十年三月二十五日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市鶴見町二ノ二全専売

労働高崎分会内 田中孝一 外二

十名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二六一八号 昭和六十年三月二十五日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 和歌山市和歌浦南二ノ一〇ノ一六

木村広典 外九百五十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二六一九号 昭和六十年三月二十五日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西六ノ七

ノ三 竹田善雄 外二百九十六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二六二〇号 昭和六十年三月二十五日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡檜形町十五所六五

〇 花輪清 外六百十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二六二一号 昭和六十年三月二十五日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡富沢町富士二〇、

一三四 仲龜新一 外百六十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二六二二号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三

通)

請願者 富山県砺波市中野一四八 今井富

紹介議員 士夫 外五百名
小野 明君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六二三号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県下新川郡朝日町泊一八八
松本秀子 外百四名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六二四号 昭和六十年三月二十五日受理
国民の生活破壊につながる年金制度改悪反対に關する請願
請願者 埼玉県橋本市鴨川一ノ二ノ一
木下辰雄 外三百五十九名

紹介議員 吉川 春子君
今国会で審査している国民年金法等の一部を改正する法律案は、保険料、掛金を厚生年金で三倍、国民年金で二倍強にし、年金額を国民年金で三十四パーセント、厚生年金で三十七パーセント引き下げ、国庫負担を大幅に削減し（昭和六十一年度だけで千二百四十四億円）、また、老齢年金の支給開始年齢を原則六十五歳にするなど、国民の生活破壊につながるものであり反対である。国民年金法等の一部を改正する法律案を直ちに取下げ、労働組合及び国民代表の参加する場を設けて再検討すべきである。ついては、当面次の事項について年金制度の改善を図りたい。

一、年金受給者の七十パーセントを占める月三万円以下の年金受給者の水準を、生活保護基準（二級地）で老人一人世帯約八万円を下回らない金額に引き上げること。昭和六十年度にはとてあえす五万円に引き上げること。
二、厚生年金、共済年金などの国庫負担四分の一削減分を利子をつけて直ちに返すこと。また、これからの年金財源の増加分については国と使用者による負担を原則とし、保険料の負担割合を労働者三、使用者七とすること。

三、労働者の雇用状況を無視した老齢年金の支給開始年齢を六十五歳にするなどの改悪はしないこと。
四、年金積立金を大蔵省資金運用部の独占運営から切り離し、労働組合代表の参加する民主的機関で取り扱うこと。
五、全国民のための最低保障年金を確立する財源は、現在の国庫負担の維持、無拠出福祉年金の減額分、年金積立金の管理運用の民主化による効率運用、不要不急の軍事費（防衛費）、富裕税、不公平税制の是正などで十分調達できるので、国と資本家の負担増でねん出すること。

第二六二五号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 神奈川県小田原市久野四ノ一 柳川弘行 外百二十六名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二六二六号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 神奈川県足柄上郡山北町山北一、〇九〇 池谷和彦 外百二十二名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二六二七号 昭和六十年三月二十五日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡双葉町大笠二、六〇一 長田一三 外百八十名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。
第二六二九号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県黒部市吉田二八七 滑川徳子 外四十四名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六三〇号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県婦負郡中町下井沢二、三四 寺垣恵美子 外六十一名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六三六号 昭和六十年三月二十五日受理
国立センター設立に関する請願
請願者 三重県上野市茅町 高田喜博

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一七一二号と同じである。

第二六三八号 昭和六十年三月二十五日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 高知市長浜四、九六八 岩本茂男 外二百四十一名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二六三九号 昭和六十年三月二十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 沖縄県宜野湾市我如古三一七 山田ツル 外九百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

請願者 大阪府東淀川区豊新一ノ一〇ノ一
三 末吉治子 外三百三十四名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二六四一号 昭和六十年三月二十五日受理
最適な医療と生活の保障に関する請願
請願者 宮崎県都城町北町八、九二九ノ一 重山義治 外千九百名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二一三八号と同じである。

第二六四三三号 昭和六十年三月二十六日受理
国民医療と医療保険制度の改悪反対に関する請願
請願者 愛知県江南市赤童子町良原 岡田幸二 外八百四十二名

紹介議員 安武 洋子君
政府は第百一回国会において、健康保険本人の十割給付の削減、国民健康保険の国庫補助率の引下げ、差額徴収や自由診療の導入などを盛り込んだ公的医療保険の縮小を柱とした医療保険の改悪を強行した。特に、国民健康保険の国庫補助率の引下げは保険料（税）の大幅な引上げにつながり、国民健康保険制度の加入者の七十六・一パーセントが年収二百万円以下という実情のなかでは未納者がいま以上にでる。こうした医療制度の創設以来の改悪は、国民に必要な医療を保障するという国民皆保険の在り方を根底からくつがえすもので憲法第二十五条で定められている国の社会的使命を放棄するものである。不況が長引き、国民生活が悪化するなかで、国は保健、医療、福祉の充実に最大の努力をすべきである。ついては、中小業者の命と健康を守る医療制度の充実のため、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険本人の十割給付を復活すること。
二、国民健康保険への国庫補助金の削減をやめて大幅に引き上げるなど、国民健康保険制度の拡充を図ること。
1 国民健康保険の給付は本人・家族とも十割

を旨とし、当面八割とすること。

2 営業不振などで保険料(税)や一部負担金の支払いが困難になった場合、減免できるよう措置すること。

3 国民健康保険に傷病手当、出産手当を強制給付として実施すること。

四、老人医療の無料制度を復活し、老人に対する医療差別をやめること。

四、小零細事業所の社会保険移管にともなう事業主負担を国の補助で軽減すること。

第二六四四号 昭和六十年三月二十六日受理
労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願
(一通)
請願者 宮崎県日南市平野五、八六四ノ七
後藤幸智子 外一万二千二百十名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第二六四五号 昭和六十年三月二十六日受理
国民健康保険への大幅な国庫補助の増額と国保制度の改善等に関する請願
請願者 新潟県豊栄市柳原一〇ノ四新潟県
保育者労働組合こまぐさ分会内
駒形正子 外十五名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一六一〇号と同じである。

第二六四六号 昭和六十年三月二十六日受理
現行労働基準法の改悪反対等に関する請願
請願者 東京都新宿区愛住町四 後藤治乃
外六十名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第二六四七号 昭和六十年三月二十六日受理
労基法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院道登東町三五

吉田鶴江 外千五百二十名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第二六四八号 昭和六十年三月二十六日受理
児童扶養手当制度改正反対等に関する請願
請願者 大阪府箕面市稲一ノ五ノ一〇 谷
田豊 外三千八百四十七名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第二六四九号 昭和六十年三月二十六日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨市三ヶ所一、五三七ノ一 若
林雅弘 外四百四十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二六五〇号 昭和六十年三月二十六日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨県富士吉田市松山 羽田恒男
外五百五十三名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二六五一号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市西四十物町一ノ一五 平千
代子 外四十三名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六五二号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県下新川郡宇奈月町下立 前
坂キサエ 外八十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六五三号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県魚津市六郎九一、二七八ノ
二 野村文夫 外二百八十四名

紹介議員 福間 知之君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六六三三号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都杉並区和田三ノ五八ノ一
飯島徳三郎

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二六六四号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都目黒区目黒本町五ノ八ノ一
三 佐藤二重

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二六六五号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都大田区仲六郷一ノ三ノ一〇
四 矢野義輝 外八十六名

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二六六六号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都稲城市平尾四〇四ノ一平尾
住宅五四ノ五〇四 佐々木チエ子
外三名

紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二六六七号 昭和六十年三月二十六日受理
労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願
請願者 広島県庄原市本町一、〇三五 松

村千隆 外二百二十四名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第二六六八号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の充実・改善に関する請願
請願者 神奈川県三浦市南下浦町上宮田
一、四〇一 坪野忠 外二百二十七
名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一八一〇号と同じである。

第二六六九号 昭和六十年三月二十六日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府吹田市桃山台一ノ一〇Cノ
二ノ二〇一 佐々木律子 外二百
八十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二六七〇号 昭和六十年三月二十六日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府北區池田町一ノ二ノ八〇九
村家秀利 外二百八十八名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二六七一号 昭和六十年三月二十六日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨県甲府市丸の内三ノ一四ノ七
志村まゆみ 外二百二十五名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二六七二号 昭和六十年三月二十六日受理
実効のある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 東京都多摩市落合四ノ四ノ二ノ五
〇七 原田恭子 外四十九名

紹介議員 久保田真苗君

第百一回国会に提出し、衆議院で可決され、参議院で継続審査となつてゐる雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案は、単なる労働婦人福祉法の手直しであり、労働基準法の大規模な改悪である。この法律案は、定年、解雇、教育訓練、福利厚生における性差別は禁止したものの差別の入口である募集、採用、就職してから昇進、昇格、配置などの性差別を企業の努力義務によつて解消しようとするものである。しかも、労働基準法の一部改正(改悪)においては、企業側の要求を多くとりいれ、女子の時間外、休日の労働規制を原則的に撤廃し、深夜業についても規制を緩和しようとするものであり、更に危険有害業務についても妊産婦以外の女子の制限をはずそうとしている。これは、平等をいうなら男に男に働けということ、日本の長時間労働のなかで、この改悪が行われるならば、女性が子育てをしながら働くことは不可能になり、そればかりか男性も健康を損ない、子どもの非行化などの家庭破壊にもつながることになる。現状においても働く女性の二割を超えている低賃金、無権利状態のパート労働は、男性にもおよび増加の一途をたどることになる。経済大国といわれる我が国において、この法律案は経済効率のみを優先し、母性の保護、女性の働く権利を無視したものである。衆議院の審査の過程においては、政府案に対して国民の強い反対の意思が示された。ついで、参議院においてその意思を尊重し、慎重審査のうえ眞の男女雇用平等法を制定するよう、次の事項について実現を図られた。

- 一、募集、採用、賃金、配置、昇進、昇格、教育訓練、定年、退職、福利厚生など雇用におけるすべての男女差別を禁止した罰則付きの有効な男女雇用平等法を制定すること。
- 二、差別からの迅速で有効な救済を図るため、労働者の代表をいれた強力な救済機関を設置すること。
- 三、現行労働基準法の女性に対する保護基準を最

低のものとし、男女平等の前提である母性保障の権利を拡大すること。
四、男女ともに人間らしく働ける条件づくりのため、労働基準法を改正すること。

第二六七八号 昭和六十年三月二十六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 北海道中川郡豊頃町豊頃佐々田町 名古屋美智子 外二万七千八百名

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。
紹介議員 粕谷 照美君

第二六七九号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県一宮市萩原戸刈五九三 井上雅夫 外二百二十四名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。
紹介議員 竹田 四郎君

第二七八〇号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西川町九七四ノ二 細内憲治 外五百三十名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。
紹介議員 小柳 勇君

第二七八一号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県河内郡河内町下岡本二、一 一〇ノ一八 大木一文 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。
紹介議員 竹田 四郎君

第二七八二号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市巾島三七〇ノ二 黒坂四郎 外九十五名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。
紹介議員 八百板 正君

第二七八三号 昭和六十年三月二十六日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨県韮崎市穴山町二、八五二 秋山しげ子 外二百七十六名

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。
紹介議員 小柳 勇君

第二七八四号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(四通)
請願者 富山県砺波市表町二ノ一五 宮島 亨 外三百九十四名

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。
紹介議員 小柳 勇君

第二七八五号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市下牧野一、三六一 酒井恭子 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。
紹介議員 竹田 四郎君

第二七八七号 昭和六十年三月二十六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(六通)
請願者 岡山県真庭郡勝山町山久世一、八 一一 竹内隆城 外五千二百五名

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。
紹介議員 安永 英雄君

第二七八八号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市小沢四ノ三ノ二三 中川扶美子 外六百七十七名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。
紹介議員 志苦 裕君

第二八九九号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡児玉町長沖三一四ノ一 大島健司 外百九十九名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。
紹介議員 青木 新次君

第二八九〇号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県足利市五十部町五三一ノ五 多田田弘和 外百三十八名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。
紹介議員 志苦 裕君

第二八九一号 昭和六十年三月二十六日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府岸和田市土生町一、六〇〇 ノ一六ノ六一 光成利雄 外三百四十七名

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。
紹介議員 梶原 敬義君

第二八九二号 昭和六十年三月二十六日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨県甲府市住吉二ノ四ノ三四 遠藤洋子 外百二十名

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。
紹介議員 青木 新次君

第二八九三号 昭和六十年三月二十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)
請願者 富山県西長江一〇四 田澤滋美 外百八十一名

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。
紹介議員 青木 新次君
第二八九四号 昭和六十年三月二十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市太田四、〇七一 山崎幸子 外百八十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二六九五号 昭和六十年三月二十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市駅南五ノ一二ノ一五 大島一夫 外七十八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七〇五号 昭和六十年三月二十六日受理

国立療養所長寿園の存続等に関する請願

請願者 群馬県高崎市日高町六二二 湯浅三男 外百七十名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第二七〇六号 昭和六十年三月二十六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市長区大高町上塩田二五 林勝 外百八十五名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七〇七号 昭和六十年三月二十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町増井三一八 羽石進一 外三百四十八名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七〇八号 昭和六十年三月二十六日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市下瓦屋三ノ八ノ二 植野敦子 外六百四十九名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二七〇九号 昭和六十年三月二十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市答野出一、二五六 立浪茂喜 外百七十名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七一〇号 昭和六十年三月二十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（二通）

請願者 富山県中新川郡舟橋村東芦原 長瀬盛男 外二百八十名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七一三三号 昭和六十年三月二十七日受理

国立療養所長寿園の存続等に関する請願

請願者 群馬県沼田市東倉内町七六九 見城政勝 外三千七十七名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第二七一四号 昭和六十年三月二十七日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（六通）

請願者 新潟県長岡市寿三ノ一ノ三五 荻沢まき 外三千九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二七一五号 昭和六十年三月二十七日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（六通）

請願者 川崎市宮前区平九六ノ一〇ノ五〇 二 大福地進 外五千六百六十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二七一六号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市大塚町一、七六三ノ一 吉田武美 外百三十七名

紹介議員 額谷 英行君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七一七号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市治郎九西町三四 加藤浩美 外百三十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七一八号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市北神明町二ノ一五 伊藤ふみえ 外二百十五名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七一九号 昭和六十年三月二十七日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 千葉県印旛郡八街町八街一五五 貝塚哲郎 外十三名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二七二〇号 昭和六十年三月二十七日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 群馬県前橋市三保町二ノ三〇ノ一 〇 相澤弘 外六十四名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二七二二号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県今市市千本木四五九ノ一

紹介議員 鈴木定子 外五百三十九名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七二二号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪反対、その改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市吉沼町一四五 庄司良江 外百六十九名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第二七二三号 昭和六十年三月二十七日受理

年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県甲府市元紺屋町九二 塩沢秀治 外二百三名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第二七二四号 昭和六十年三月二十七日受理

年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市下吉田五、一九八ノ一 望月信三 外百八十八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二三二三号と同じである。

第二七二五号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町南町四四 黒田信幸 外百十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七二六号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県黒部市三市三、〇八四 成瀬千恵子 外百十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七二七号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市姫野五二ノ三 北

紹介議員 山岡 外五十三名
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七二八号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県下新川郡朝日町平柳 松本

紹介議員 誠二 外百九十四名
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七二九号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市石瀬四三〇ノ四 松

紹介議員 原利春 外百四名
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七三七号 昭和六十年三月二十七日受理
社会福祉・社会保障の確立に関する請願
請願者 横濱市鶴見区東寺尾中台三一ノ二

紹介議員 四 難波登 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第二七三八号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都板橋区東新町一ノ一八ノ一

紹介議員 ○ 内藤武治 外五名
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二七三九号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区小山一ノ一〇ノ二

川本 一元 外二十七名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二七四〇号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都江東区森下一ノ九ノ一〇

紹介議員 金谷政雄 外十一名
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二七四一号 昭和六十年三月二十七日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡新穂村皆川 金子健

紹介議員 二 外二万八千二百十八名
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二七四二号 昭和六十年三月二十七日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(二通)

請願者 山形県天童市山元中一二ノ八 森
紹介議員 谷相代 外二千九百八十三名

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二七四三号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県岡崎市真伝町清水谷七五

紹介議員 松本守正 外九十五名
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七四四号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県岡崎市舞木町岡ノ入七ノ四

紹介議員 安藤雅彦 外百四十九名
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七四五号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市稲島町観音堂三二二

紹介議員 名 一 宇佐美サナエ 外百七十九名
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七四六号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 名古屋市中熱田区古新町二ノ一一五

紹介議員 名 二 坂野正彦 外百三十一名
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七四七号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県豊川市御油町長谷山四〇

紹介議員 高島文子 外百八十五名
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七四八号 昭和六十年三月二十七日受理
児童扶養手当制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井市東今泉町五ノ一ノ三 石

紹介議員 田知彦 外百二十九名
この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第二七四九号 昭和六十年三月二十七日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願
請願者 茨城県日立市西成沢町四ノ二二ノ

紹介議員 四 小豆畑安男 外四十七名
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二七五〇号 昭和六十年三月二十七日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願(二通)

紹介議員 久保 亘君

請願者 群馬県伊勢崎市新栄町三、八四三
紹介議員 松島利一 外三十九名
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二七五一号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 埼玉県与野市本町西二ノ三ノ七

紹介議員 宮田光雄 外二百六十名
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七五二号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 群馬県沼田市上沼須町一〇一ノ五

紹介議員 尾身和夫 外六百二十九名
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七五三号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県河内郡上三川町西汗九六八

紹介議員 野沢善男 外五百八十九名
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七五四号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市幸町五ノ三 岡田

紹介議員 平 外六百七十名
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七五五号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改悪反対、その改善に関する請願
請願者 茨城県勝田市根三、六〇〇 宮

紹介議員 本満 外百五十五名
寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第二七五六号 昭和六十年三月二十七日受理
児童扶養手当法の一部を改正する法律案反対に關する請願
請願者 東京都品川区小山一ノ五ノ一六
伊藤カヨ 外九名

紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第二〇六三号と同じである。

第二七五七号 昭和六十年三月二十七日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪府堺市新樽尾台四丁四ノ七
泉本幸子 外五百五十六名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二一一八号と同じである。

第二七五八号 昭和六十年三月二十七日受理
年金改選に反対し、その充実改善に関する請願
請願者 福井市光陽一ノ一、八一六 佐竹理境 外七十七名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二一二三号と同じである。

第二七五九号 昭和六十年三月二十七日受理
最適な医療と生活の保障に関する請願
請願者 東京都町田市常盤町三、〇七八
九頭見静江 外二千五十三名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二一三八号と同じである。

第二七六〇号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市佐野一、六二一ノ六
五 植野良一 外百二十名

紹介議員 飛山 篤君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七六一号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県砺波市宮森新六八七ノ一
島田忠雄 外九十名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七六二号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県射水郡小杉町上野四六五
荒井輝男 外八十四名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七六三号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市城東一ノ一ノ一七
篠田健治 外百九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七六四号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)
請願者 富山県高岡市佐加野一、五三四ノ一
磯部長司 外二百九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七七二号 昭和六十年三月二十七日受理
国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(二通)
請願者 福岡県大牟田市末広町一三三
木下ナス 外二百七十四名

紹介議員 稲村 稔夫君
いま国会で審査している国民年金法等の一部を改正する法律案は、保険料、掛金を厚生年金で三倍、国民年金で二倍強に引き上げ、年金額を国民年金で三十五パーセント、厚生年金で三十七パーセン

ト引き下げ、更に、老齢年金の支給開始年齢を原則六十五歳にするなど、国民の生活を破壊し、年金の期待権を侵害するものである。これでは、死ぬまで働かなければならない。すべての高齢者に豊かな老後を保障することが憲法の趣旨であり、社会保障の原則である。ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、年金支給額の大規模な切下げ、保険料の引上げ、支給開始年齢の六十五歳への繰延べなどの年金制度の根本改選をしないこと。
二、最低保障年金を基礎にし、老後を安心して暮らせる年金制度を確立すること。

第二七七三号 昭和六十年三月二十七日受理
心身障害者対策基本法の一部改正に関する請願
請願者 新潟県南蒲原郡栄町猪子場新田一七六 長谷川勝吉 外一名

紹介議員 稲村 稔夫君
心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条中、精神薄弱の次に「並びに精神病及びその他の精神障害」を加えることを議決された。

理由
心身障害者対策基本法第二条中には、精神分裂病・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病・反応性精神病等により長期にわたり日常生活・社会生活に相当の制限を受けている障害者、特に固定化した重度障害により終生自立することができない障害者といえども、いづれも除かれているのが現状である。よつて、心身障害者対策基本法第二条の一部改正をすべきである。

第二七七五号 昭和六十年三月二十七日受理
労基法改選に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(六通)
請願者 福岡県直方市上新入三、四四二
磯辺亮子 外二千六百六十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二七七六号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改選反対等に関する請願(二通)
請願者 愛知県知多郡南知多町内海新田二五 日比久夫 外三百二十三名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七七七号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改選反対等に関する請願(二通)
請願者 愛知県大府市中央町七ノ一五〇
水野行文 外三百六十五名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七七八号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改選反対等に関する請願
請願者 愛知県蒲郡市竹島町二三ノ一六
江口友明 外八十七名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七七九号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改選反対等に関する請願
請願者 愛知県岩倉市西市町寺西一六
戸裕見子 外百九十七名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七八〇号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改選反対等に関する請願
請願者 名古屋守山区小幡小林五一 瀬古益子 外百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七八一号 昭和六十年三月二十七日受理
年金制度の改選に反対し、その改善に関する請願

(二通)

請願者 神奈川県横須賀市武二ノ八ノ一

渡辺孝明 外三百七十八名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七八二号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

(二通)

請願者 埼玉県朝霞市岡二ノ四ノ六 清水

一利 外五百十六名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七八三号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県行田市城西一ノ三ノ九 諸

貫建雄 外二百六十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七八四号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県安蘇郡葛生町仙波一、八八

〇 嶋野栄行 外二百七十六名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七八五号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

(二通)

請願者 栃木県小山市花垣町二ノ八ノ二五

篠原敏夫 外五百五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七九〇号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

(二通)

請願者 富山市西長江二二〇 西田智恵美

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七九一号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町辻三四 松

原義信 外四十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七九二号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県婦負郡婦中町速星一区二九

五ノ六 村上正夫 外二百二十三名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二七九三号 昭和六十年三月二十七日受理

国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一

部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市緑町一ノ一五ノ二〇

七ノ二 池田省三 外二十六名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二七七二号と同じである。

第二七九六号 昭和六十年三月二十七日受理

社会福祉・社会保障の確立に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎五ノ六ノ一五

高橋かつ子 外四百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第二七九七号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県知多郡南知多町内海亥新田

一九ノ一 磯部ひとみ 外三百十

七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二七八八号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県佐野市大栗町一八 高松

英二 外三百五十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二七九九号 昭和六十年三月二十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県魚津市本江三区 木村一二

三 外二百三十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八〇七号 昭和六十年三月二十八日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制

定に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原東五ノ一ノ一

仲村浩信 外二万七千八百八十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二八〇八号 昭和六十年三月二十八日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制

定に関する請願(一通)

請願者 神奈川県逗子市小坪七ノ三ノ二五

福本直子 外九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二八〇九号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市下津南山町六六 大

野嘉一 外二百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八一〇号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県足利市赤松台二ノ一〇ノ一

二 佐藤勇 外九百九十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八一一号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 横浜市港北区大豆戸町一八二 片

山崎男 外二千三百八十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八一二号 昭和六十年三月二十八日受理

年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県甲府市塩部一ノ一ノ一五

佐藤うめ 外二百二十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二八一三号 昭和六十年三月二十八日受理

年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県西八代郡三珠町大塚一、六

五四 塩島忠義 外五百五十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二八一四号 昭和六十年三月二十八日受理

年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県南都留郡河口湖町船津 渡

辺正 外二百二十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二八一五号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市水橋中村五〇九ノ八九 長

紹介議員 谷川幹夫 外四百三十六名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八二一六号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市秋吉七ノ二 萬一男 外七十七名
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八二一七号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市四ツ葉町一ノ一九 澤崎 幹雄 外三百八十五名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八二一九号 昭和六十年三月二十八日受理
年金支給額の大幅な切下げ反対等に関する請願

請願者 熊本県菊池市下北原五四四 大和 初代 外五十九名
紹介議員 本岡 昭次君

高齢者は、老後を支えるものとしての年金政策を信頼して働いてきたが、生活できない年金のため、その生活実態は悲惨なものとなっている。現在の高齢者の生活の最低限を保障する年金を実現することが高齢化社会へむけての確かな手だてのひとつである。ついでに、人生の最良最善のときを、国と企業に貢献してきた高齢者のため、次の事項について実現を図りたい。

一、年金支給額の大幅な切下げ、保険料の引上げ、支給開始年齢の六十五歳への繰延べなどの年金制度の抜本改悪をしないこと。
二、とりあえず、国民年金は月五万円以上（夫婦で十万円以上）、老齢福祉年金は月四万円以上とすること。
三、無年金者をなくすための施策を、直ちに実施すること。

四、物価、賃金にスライドさせて大幅に増額し、生活に見合うものとする。
五、老齢年金は課税対象としないこと。

第二八二二〇号 昭和六十年三月二十八日受理
社会福祉・社会保障の確立に関する請願（四通）

請願者 東京都板橋区本町三三ノ一四 大口高生 外二千二百八十五名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第二八二二一号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改善に関する請願（三通）

請願者 東京都大田区千鳥二ノ二七ノ五 高野彰 外二名
紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二八二二二号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都目黒区三田二ノ七ノ四 渡 辺 薫
紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二八二二三号 昭和六十年三月二十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（四通）

請願者 新潟県三条市桜木町二ノ一五 和田武彦 外千九百九十九名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二八二二四号 昭和六十年三月二十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願

請願者 沖縄県那覇市真嘉比六九 上原春枝 外千七百九十七名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二八二二五号 昭和六十年三月二十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（七通）

請願者 千葉県柏市逆井四七六ノ二五 馬場高志 外四千六百五十九名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二八二二六号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県多摩郡南知多町篠島赤石四 八宮下利恵 外百名
紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八二二七号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県西尾市西浅井町千地一ノ五 杉崎嘉巳 外三百七十七名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八二二八号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市萩原町西御堂三〇 月見久美枝 外百三十七名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八二二九号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願（二通）

請願者 愛知県知多市新知島六二 竹内 佳代 外三百九十五名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八三〇号 昭和六十年三月二十八日受理

現行労基法の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市須磨区高倉台七ノ一〇ノ一 五 森川直子 外七百七十四名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八三一〇号 昭和六十年三月二十八日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 秋田市泉馬場一三ノ九 田中利和 外二千二百九十五名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二八三二〇号 昭和六十年三月二十八日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 秋田市外旭川山崎四五 清水裕 外二千三百八十九名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第二八三三〇号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市甘沼六七六 沼上 要 外二百名
紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八三四〇号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県館林市大街道一ノ一五ノ一 〇 相川茂雄 外三百三十一名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八三五〇号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 横浜市中区鶴見区向井町三ノ七六ノ九 奥谷益宏 外三千十三名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八三六号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
(二通)
請願者 埼玉県大宮市指扇二、八五六ノ二
三一 工藤巧 外五百七十五名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八三七号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市大谷町一二三ノ二
福田浩 外七百七十九名
紹介議員 山田 護君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八三八号 昭和六十年三月二十八日受理
児童扶養手当法の一部を改正する法律案反対に關する請願
請願者 東京都調布市国領町六ノ八ノ四
半田久代 外九名
紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第二〇六三号と同じである。

第二八三九号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対、その充実改善に関する請願
請願者 福島市八木田中島一一五 夏井功
外千九十九名
紹介議員 山田 護君

この請願の趣旨は、第二〇八三号と同じである。

第二八四〇号 昭和六十年三月二十八日受理
年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願
請願者 山梨県富士吉田市下吉田四、〇三
三 小林一夫 外百七十六名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二八四一号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県射水郡小杉町戸破 森洋子
外百五十名
紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八四二号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市戸出町五ノ八ノ五
大野三郎 外百七十六名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八四三号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三通)
請願者 富山県田中町二一九ノ六 川井京子
外三百四十四名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八四四号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(四通)
請願者 富山県蓮町五七九 清水祥子 外二百四十名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八五二号 昭和六十年三月二十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 北海道虻田郡京極町三崎九一 藤原クニ子 外八百六十六名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第二八五三号 昭和六十年三月二十八日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 広島県三原市深町一、八一二 小川トシコ 外千九百九十九名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第二八五四号 昭和六十年三月二十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 北海道旭川市永山十条八ノ一二八ノ三四 沢出由美子 外九百九十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第二八五五号 昭和六十年三月二十八日受理
社会福祉・社会保障の確立に関する請願
請願者 群馬県前橋市南町四ノ二八ノ八 富所正義 外八百三十九名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第二八五六号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に関する請願
請願者 東京都品川区二葉四ノ一九ノ一〇 武田保雄 外三名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二八五七号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 愛知県安城市古井町釈迦山七ノ一 杉浦正之 外二百八十五名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八五八号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県一宮市大和町南高井二、七八四 柴田美智子 外二百五十一名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八五九号 昭和六十年三月二十八日受理
母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 東京都江戸川区大杉二ノ二ノ一四 松本三郎 外千七百五十六名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一五二四号と同じである。

第二八六〇号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西原二ノ一ノ二 伊藤由美子 外六百十四名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八六一号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市館田一、六二二ノ九 小保宗則 外八百六十八名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二八六二号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市中島三丁目 葛島浄子 外二百六十六名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八六三号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市荒又四二二 高島勉 外二百五十五名

紹介議員 瀬谷 美行君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八六四号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三通)

請願者 富山県高岡市清水町二ノ一ノ六

大庭秀 外三百五十二名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八六五号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県黒部市北新二〇六ノ五 井

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八六六号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県氷見市森寺九三 瀬戸正次

外二百五十二名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八六七号 昭和六十年三月二十八日受理

年金支給額の大幅な切下げ反対等に関する請願(二通)

請願者 富山県高岡市駅南四ノ一〇ノ二六

紹介議員 関口清 外百八十三名

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八六八号 昭和六十年三月二十八日受理

年金支給額の大幅な切下げ反対等に関する請願

請願者 宮崎県延岡市長浜町三ノ一、九七

〇 寺田久美子 外九十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八六九号 昭和六十年三月二十八日受理

年金支給額の大幅な切下げ反対等に関する請願

請願者 三重県松阪市丹生寺町一三〇ノ二

長谷川なみ 外八十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八七〇号 昭和六十年三月二十八日受理

労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(六通)

請願者 愛知県中島郡祖父江町島本一、五

三八 前田長蔵 外六千二百七名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。

第二八七一号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県半田市花園町四ノ一五ノ二

戸田州一 外二百六十三名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二八七二号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県深谷市桜ヶ丘四七九 鳥羽

公夫 外四百八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八七三号 昭和六十年三月二十八日受理

年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県甲府市大手一ノ四ノ四五

櫻忠行 外二百八十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二八七四号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二

通)

請願者 富山県氷見市柳田九二四 屋鋪厚

子 外二百七十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二八七五号 昭和六十年三月二十八日受理

国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市草木一、一四五

福岡真昭 外百九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七七二号と同じである。

第二八七八号 昭和六十年三月二十八日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市堤通雨宮町五ノ二九

田口京子 外六百七十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第二八七九号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市太田窪五ノ八ノ一二

老田靖雄

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二八八〇号 昭和六十年三月二十八日受理

労基法改正反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡神埼町城原二、四七

〇 三井所裕 外二千四十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第二八八一号 昭和六十年三月二十八日受理

心身障害者対策基本法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡栄町吉野屋三、九

六一 宮島与作 外一名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二七七三号と同じである。

第二八八九号 昭和六十年三月二十八日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川町二ノ

一 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第二八九〇号 昭和六十年三月二十八日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川町二ノ

一 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第二八九一号 昭和六十年三月二十八日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川町二ノ

一 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第二八九二号 昭和六十年三月二十八日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川町二ノ

一 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第二八九三号 昭和六十年三月二十八日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川町二ノ

一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第二八九四号 昭和六十年三月二十八日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第二八九五号 昭和六十年三月二十八日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第二八九六号 昭和六十年三月二十八日受理
労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第二八九七号 昭和六十年三月二十八日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第二八九八号 昭和六十年三月二十八日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第二八九九号 昭和六十年三月二十八日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第二九〇〇号 昭和六十年三月二十八日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二九〇一号 昭和六十年三月二十八日受理
労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第二九〇二号 昭和六十年三月二十八日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第二九〇三号 昭和六十年三月二十八日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二九〇四号 昭和六十年三月二十八日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第二九〇五号 昭和六十年三月二十八日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第二九〇六号 昭和六十年三月二十八日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川町一二ノ
一 白石等
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第二九〇七号 昭和六十年三月二十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 大分市松原町二ノ七ノ五 野中紀子 外二千三百三十五名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第二九〇八号 昭和六十年三月二十八日受理
社会福祉・社会保障の確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南十八条西八丁目第二神田MS一〇 遠山義明 外九百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第二九一〇号 昭和六十年三月二十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 大分県津市市磯町一ノ五〇一 佃曉子 外千五百四十四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第二九一二号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 愛知県葉栗郡木曾川町外割田 稲生孝子 外二百七十一名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二九一三号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市正明寺一ノ一三ノ一 一石田実 外百二十五名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第二九一四号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県足利市泉町一、三九四ノ三 浦野和巳 外百六十七名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二九一五号 昭和六十年三月二十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)
請願者 富山市下赤江二ノ八ノ三七 子田映子 外三百八十六名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二九一六号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市東二塚七一六 青木

みや子 外三百八十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二九一七号 昭和六十年三月二十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町宮本町 堀

地祐司 外百三十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二九一八号 昭和六十年三月二十八日受理

年金支給額の大幅な切下げ反対等に関する請願

請願者 富山県新湊市庄川本町一〇ノ二

板垣須恵子 外五十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二八一九号と同じである。